

昭和十一年二月二十二日第三種郵便物認可
昭和十一年八月二十五日發行(毎月一回二十五日發行)

月刊
列國政策彙報

第二卷第八號
(昭和二十年八月) (通計第二十二號)

獨逸	新四箇年計畫の展開……………(一)
ソ聯邦	ソ聯極東の最近の情勢……………(四〇)
佛國	農業と其の社會化に關する諸問題……………(七五)
合衆國	ニュー・デイルに於ける熟練工養成……………(九三)
附録	内外新聞雜誌主要記事月報……………(一一九)

企畫專

01234567892

本誌記事轉載の際は其の旨明記且つ掲載刊行物二部
寄贈せられたし
企 畫 廳

列國政策彙報 第二卷 第八號 目次

獨 逸

新四箇年計畫の展開……………(一)

- 一、總言(一)……………二、農業の生産力擴充(二)……………三、生産職・成績競争・腐蝕防止職(三)……………
- 四、消費統制(四)……………五、工業材料の生産擴充(五)……………六、實施機關の改組(六)……………七、
- 四箇年計畫と労働配置(七)……………八、『科學參謀本部』(八)……………九、四箇年計畫關係法令一覽(九)

ソ 聯 邦

ソ聯極東の最近の情勢……………(四〇)

- 一、現段階の基本的特徴(四一)……………二、國際情勢(四二)……………三、蘇聯に於ける社會主義建設の成
- 功(四三)……………四、極東に於ける社會主義建設の一般的情勢と條件(四四)……………五、政治的及び經濟的
- 指導の缺陷(四五)……………六、黨の組織的及び政治的活動(四六)……………七、極東に於ける社會主義發展と
- 國防強化(四七)

佛 國

農業と其の社會化に關する諸問題……………(五三)

- 一、序説(五三)……………二、農村人力の減退(五四)……………三、四十時週制(五五)……………四、労働並びに販
- 賣に關する團體協約(五六)……………五、耕地に關する法律案(五七)……………六、小經營と集會的經營(五八)

目 次

目次

合衆國

ニュー・デイルに於ける熟練工養成……………(五〇)

大統領の行政命令(四)…………… 徒弟訓育に關する聯邦委員會(五)

…………… 徒弟訓育の根本方針(三〇)…………… 徒弟の訓育を行ふべき職業(二六)

…………… 徒弟訓育州委員會(九七)…………… 訓育時間(二〇)…………… 技術的訓練の方針(二七)…………… 一般

…………… 徒弟訓育綱領の基準(二五)…………… 徒弟訓育實行の基準(三三)…………… 教師の問題(三五)

…………… 徒弟訓育の方法(三三)

附録

内外新聞雜誌主要記事月報……………(二五)

独逸

獨逸

新四箇年計畫の展開

目次

一、緒言…………… ×

二、農業の生産力増充…………… ×

三、生産戦、成積競争、腐蝕防止戦…………… ×

四、消費統制…………… ×

五、工業材料の生産擴充…………… ×

六、實施機關の改組…………… ×

七、四箇年計畫と勞働配置…………… ×

八、『科學參謀本部』…………… ×

九、四箇年計畫關係法令一覽…………… ×

緒言

新四箇年計畫の展開

昨年の九月九日より六日間ニールンベルグに於て、ナチスの第八回全國黨大會が開られたが、この大會に於け



る最大の出来事は、新經濟四箇年計畫の發表であつた。一九三三年の第一次四箇年計畫は農業救済並に失業撃退を目的とした。第二次四箇年計畫の目的は原料と食糧品の自給確立に在る。十月十八日總統ヒットラーは、『四箇年計畫實施に關する命令』を公布し、ゲーリングに計畫實施の全權を賦與した。四箇年計畫全權官ゲーリングは、十月二十三日附にて第一布告を公布し、計畫實施機關を左の如く定めた(註一)。

原料及工作材料生産部(Erzeugung deutscher Roh- und Werkstoff)

原料配給部(Rohstoffverteilung)

勞働配置部(Arbeitsersatz)

農業生産部(Landwirtschaftliche Erzeugung)

價格形成部(Preisbildung)

外國爲替部(Devisenangelegenheiten)

最近四箇年計畫全權官ゲーリングは、四箇年計畫實施機關の大改革を行ふた(註二)。即ち新に外國貿易事務部(Geschäftsgruppe für Ausserhandelsgeschäfte)が設置された。その任務は商業的輸出活動を凡ゆる方向に於て助成し振興せしむるに在る。この目的のために外國貿易事務部はナチス黨の在外機關と密接な關係を保たねばならぬ。更に特記すべきは原料配給部長官ケーラーが、七月十一日を以て依願解任となり、これと同時に原料配給部が廢止されたことだ。従來、鐵及び鋼の管理は原料配給部の所管事務であつたが、新に鐵及鋼管理部(Geschäftsgruppe für die Eisen- und Stahlwirtschaft)を設け、この事務を取扱はしむる事となつた。原料配給部所管の其他の事務の移管

は次の如くである。

- (1) 原料配給部所管の外國貿易事務は新設の外國貿易事務部に移管
- (2) 石炭により薪材を排除する任務は原料並に工作材料事務局に移管
- (3) 非農業的目的に役立つ總ての舊材料(廢物利用をも含む)の蒐集並利用は特別委員を任命しこれをして司らしむ

(4) 原料配給部の所管事項たる非鐵金屬その他の原料は外國爲替部をして取扱はしむ

計畫全權官ゲーリングは、新裝の實施機關を率ゐて、華々しい活動をつゞけてゐる。其目覺しい實踐について一言せんに、主要原料の石炭の昨年の生産高は五一、〇五〇、〇〇〇噸であつたが、本年は最初の四箇月に於て既に、五九、九六〇、〇〇〇噸に達してゐる。褐炭は昨年の生産高は五〇、〇四〇、〇〇〇噸、本年は四箇月間に五八、二〇〇、〇〇〇噸に達し、これ亦昨年の總額を凌駕してゐるのである(註三)。失業者の減少について言へば、本年二月の減少数は二四三、〇〇〇人、三月には三六六、〇〇〇人、四月には二八五、〇〇〇人となつてゐる。四月には學校の新卒業生が、續々職場に送り出されてゐるから、この一箇月間の就職者總数は、約九五〇、〇〇〇人に達するであらう。併し五月に入つても依然、失業者は減少する一方で、即ち新に一八四、〇〇〇人を減じ、失業者は七七六、〇〇〇人を算するのみとなつた。四箇年計畫の勞働配置の諸措置が、如何なる効果を收めてゐるかは、上掲の數字によりて明瞭であらう(註四)。

第二次四箇年計畫については、既に二三の論文を本誌に於て發表したが、それと成るべく重複せぬ範圍で、新經濟

計畫の其後の経過を、二三の新聞雑誌に據りて記事としよう(註五)。

- 註一 Erster Erlass des Ministerpräsidenten Göring über die Durchführung des Vierjahresplanes. (Der Vierjahresplan, 1. Jahrgang, Nr. 1)
- 註二 Änderung in der Organisation des Vierjahresplanes. (Völkischer Beobachter vom 14. Juli 1937)
- 註三 The Four Year Plan at Work. (The Economist, May 29, 1937)
- 註四 Das Ende der Arbeitslosigkeit. (Völkischer Beobachter vom 12. Juni 1937)
- 註五 新經濟四箇年計畫宣言(列國政策彙報昭和十一年十一月號)
ナチス農業政策概観(列國政策彙報昭和十二年二月號)
ヒットラー政府の價格統制(列國政策彙報昭和十二年三月號)

一、農業の生産力擴充

四箇年計畫と食糧自給問題

昨年十月十八日ゲーリングは新經濟四箇年計畫實施の長官に任ぜられた。ゲーリングは十月二十八日、柏林の「スポーツプラスト」にて斯く演説してゐる。

『我々は自國の國土にて農産物を生産することが出来る。その生産を現在以上に増加し得るは言ふ迄もない。我々は食糧生産協同團に對し、獨逸の國土より最後のものを生産せよと要求する。涸渇し疲弊した耕地の改良を圖り、また施肥により地味を肥やす事により、我々は更に生産増加に努めねばならぬ。我々はまた機構の改善をはかつて、貨物を生産者より消費者の手に、より迅速に供給せしめ、又より良好に分配せしめねばならぬ。獨逸の農民は聖なる土地を有してゐる。この土地にはパンをつくる穀物が實をむすぶ。農民の肩には國民を養ふ大任が懸つてゐる。獨逸の農民よ、この聖なる土地を熱心に耕さんことを。』

新四箇年計畫の目的の一つは、食糧品の自給確立にあるが、ゲーリング全權官がこの問題に對して、如何なる熱意を有してゐるかは、右の演説により十分に知ることが出来る。農業生産部の全般的活動も目覚しいが、農業の生産力擴充の問題について述べて見よう。

農業増産のプログラム

四箇年計畫全權官ゲーリングは、今年の三月農業指導者の大會に於て、農業増産のプログラムを發表した。その要點を示せば

- (1) 土地改良の強化、特に耕地並緑地の排水設備の助成、荒蕪地の開發
- (2) 経費増額の方法による耕地整理の促進
- (3) 肥料の價格引下
- (4) 肥料置場及び水肥溜の建設に對する國家の補助
- (5) 裸麥の價格引上
- (6) 工場用馬鈴薯の價格引上
- (7) 國家の費用による馬鈴薯屑の價格引下
- (8) 草地の開拓及び草地並牧場の垣根建設に對する國家の補助

新四箇年計畫の展開

- (9) 工場増築に對する國家の中期信用提供
- (10) 經濟相談機關の完成
- (11) 農民住宅建設に對する國家の資金提供
- (12) 勞力節約のための機械並に器具購入に對する國家の補助
- (13) 地質調査に對する國家の補助
- (14) 小規模の動物養殖に對する國家の補助
- (15) 植物害虫の防衛に對する國家の補助
- (16) 標本建築物の建設に對する國家の補助
- (17) 農業地圖作製に對する國家の補助

大體以上の如くである。

肥料價格の引下は農家にとりては、寔に大なる意義を持つのであるが、窒素肥料の價格は週及的に一九三七年一月一日より、三〇パーセント引下げらるゝに至つた。新價と舊價の差額は現金の差引でなく、それに相當する額の肥料を提供する方法にて行はれる。斯くて窒素肥料の使用は新春早々より著しく増加した。加里肥料の價格の引下は一九三七年五月十六日より運賃を含めて二五パーセントとなつてゐる。加里肥料の運賃はこの後更に引下げられるであらう。工場用馬鈴薯は一キロが十七プフェニヒより二〇プフェニヒに値上された。之に反し食用馬鈴薯の價格は引上げられてない。裸麥は一キンタールにつき八マルクより九マルクに値上が行はれた。馬鈴薯屑は豚の飼料に用ゐるを以

て、その値下は獨逸の北西部地方にとりて、重大な意味を有することが判る(註六)。

農民全國指導者ワルター・ダレは、ゲーリングの大方針に基き、經濟相談機關の完成を命じた。即ち農場相談所(Hofberatungstelle)を設け、地方農業指導者をその責任者となし、その地方の相談に當らしめる事とした。農場相談所の所員たる農業教師は、それ／＼受持區域を擔當し、有能な農民より選拔せる名譽職の相談役を配下として、農業の各種の相談に應ずるのである。斯くの如き相談所を、直に設置し得ざる所に於ては、補助相談役を任命して、これをして相談に當らしめる。相談機關の活動に缺くべからざるは農場地圖(Hofkarte)であらう。農業地圖は農場の諸關係を全部忠實に反映表現せるものである。農業相談役がこの地圖を見れば、農場の經營經濟諸關係が一目して判り、適切な解答が忽ち頭に浮んで來よう。更にまたこの地圖は、農場成績の比較を可能ならしめ、農場の進歩に貢獻するは疑を容れない(註七)。

註六 Steigerung der Erzeugungsschlacht (Völkischer Beobachter vom 24. März 1937)

註七 Staatsrat W. Meinberg: Steigerung der landwirtschaftlichen Erzeugung (Der Vierjahresplan, 1. Jahrgang, Nr. 4)

農業増産の指導原理

食糧の自給自足を成るべく速かに實現する爲、箇々の場合に如何なる具體的手段を採るべきか。獨逸の農業事情は地方により大差があるから、一の指令を以て全國を劃一的に指揮することは妥當でない。生産増加のための指導原理を示して、農民の奮起と協力を求めることが、獨逸に於ては最も効果的であらう。斯くて生産増加の指導原則が次の

如く確立するに至つた。

1. 土地改良の諸處置による耕作地面の増大(例へば沼地及荒蕪地の開拓、關係設備の開設、耕地及緑地の排水、灌漑及撒布法、都會及工業下水の農業的利用、洪水保護、築堤の方法による海岸に於ける土地獲取及維持、土地合併、休閒的農地並工業地の利用、等々)
2. 緑地開拓の方法による耕作面積の増加
3. 二毛作を實現することを目的とする裏作の擴大
4. 凡ての穀物收穫の一般的騰進
5. 不確實且つ僅少の穀物收穫を犠牲にして薯・甘藍類の耕作を擴大すること
6. 特有の飼料に基く飼養措置による動物現在高の能率増進
7. 保存の際の損失を減少すること(腐蝕防止戰)
8. 獲得生産物のより良き又より節約的なる使用

左記の目的の實現のためには、農業生産協同團と農事官廳の協力が、先づ何よりも必要とせらるゝ。戦後の社民黨制憲時代に、放置されてゐた七十萬ヘクタールの土地が、主として東部地方に存在してゐる。これらの土地は一日も早く利用さるゝに至らねばならぬ。また排水工事を必要とする土地が、七百五十萬ヘクタール以上あり、これは二〇乃至二五パーセントの増収が、排水によりて期待し得るのである。従來利用されてなかつた都會及工業下水の農業的善用も亦重大な意味をもつてゐる。この目的のために農業生産協同團は、下水道地下水問題相談計畫事務

所(Berücksichtigung und Planungsstelle für Abwasser- und Grundwasserfragen)を柏林に新設した。また政府は土地の開拓を奨励するために、一ヘクタールに對し約百マルクの補助金を、下附することを閣議で定めた。斯くして次の四箇年には、幾十萬ヘクタールの非經濟的緑地が、耕作地に變ずることゝならう。この耕作地より穀類、馬鈴薯、油用植物、紡績纖維植物等を生じ、斯くて食糧基礎の擴大が期待されてゐる(註八)。

註八 Meinberg: Steigerung der landwirtschaftlichen Erzeugung (Der Verjahresplan, I. Jahrgang, Nr. 4)

三、生産戰・成績競争・腐蝕防止戰

生産戰

昨年十一月ゴスラアに開られた第四回農民大會に於て、四箇年計畫農業生産部長バツケが、『農業に於ける「四箇年計畫」は既に一九三四年に所謂生産戰を以て開始された。過去二箇年間の生産率増加は目覚ましい云々』と演説してゐる(註九)。農業に於ける四箇年計畫の第一行動と目される「生産戰」(Erzeugungskampf)とは何か。生産戰は一九三四年の第二回農民大會に於て、全國農民指導者ダレエにより命令された。獨逸の農民は各自その武器を振り翳し、農業生産増加のため全力を擧げて戦へ、全國農民指導者は斯く命令を下してゐる。生産戰の意義と精神を農民に徹底せしめ、又農民を生産戰に對して訓練するため、全國到る所に農民の集會が開られた。また啓蒙及訓練のためパンフレット、講演、宣傳ビラ、フィルム、寫眞等、凡ゆる手段が採用されてゐる。生産戰二箇年間の成績如何はバツケの演説によりて窺ふことが出来る。ヒットラアも新四箇年計畫宣言にて次の如く述べてゐる。『獨逸の農民が最近二三年

獨逸

間に仕遂げた事は、他の國民の殆ど遂行し得ざることで、獨逸の農民でも再び能くし得まい云々。』生産戦の結果は左の統計にも明らかに示されてゐる。

種	一九三三年 ヘクタール	一九三四年 ヘクタール	一九三五年 ヘクタール	一九三六年 ヘクタール	一九三三—三六 年の増加率
(A)					
あからな (Raps)	五,100	二六,七〇〇	四七,〇〇〇	五四,六〇〇	約九五%
亞麻 (Flachs)	四,九〇〇	八,八〇〇	二二,三〇〇	四四,一〇〇	約七〇%
大麻 (Hanf)	一一〇	三,八〇	三,六〇〇	五,七〇〇	約二六〇%
玉蜀黍 (Kornmais)	三,七〇〇	六,三〇〇	一五,八〇〇	一九,三〇〇	約四一〇%
(B)					
甜菜 (Zuckerrüben)	四〇四,〇〇〇	三五六,〇〇〇	三七三,〇〇〇	三八九,〇〇〇	約七%
冬大麦 (Wintergerste)	一,一七〇,〇〇〇	三〇六,〇〇〇	三八七,〇〇〇	四三五,〇〇〇	約六%
むらさき (まじやし) (Tuzane)	二,一五〇,〇〇〇	三,八〇〇,〇〇〇	三,六三〇,〇〇〇	四〇一,〇〇〇	約二%
はうちま (Saisüpphe)	—	—	一,一〇〇,〇〇〇	二,一五〇,〇〇〇	—

右の表中(A)は従來數量不足のものにして、その栽培面積の増大は驚嘆に値ひし、(B)は飼料として重要なものであり、前者と共に重視すべきは言ふまでもない。

成績競争

新經濟計畫は次の四箇年に於て、何を實現せんとするかに就いて、マインベルグは斯う述べてゐる。『總體的に言へば、次の四箇年間に我が生産は、次の程度まで増加しなければならぬ。即ち我國民の食糧の不足してゐる部分が、これ以上不可能だといふ程度まで、國內にて生産さるゝに至る事である。』これがため一九三四年以降開始の生

産戦に、一屏拍車をかける必要を生じた。斯くて全國農民指導者グレンは、農民に對し「成績競争」(Leistungswehbewerb)を、新に命ずることゝなつた。農業村落に於ける最優秀農場、地方の最優秀農場次に州の最優秀農場、最後に全國的最優秀農場を選び之を表彰して、農場の成績向上を圖ることである。また村落の平均成績によりて最優秀村落を選び、同様に最優秀地方最優秀州を選び、これを表彰することも行はれてゐる。

腐蝕防止戦

「腐蝕防止戦」(Kampf dem Verderb)に就いて一言せんに、四箇年計畫の他の部門にても實行されたが、之は農業部門に於て特に重要視されねばならぬ。腐蝕は農業に於て最も大なるを以てある。馬鈴薯の貯藏、青刈飼料の貯藏、穀物の取入、穀庫に於ける穀物の保存等に際してその損害は著しい。馬鈴薯の貯藏のみに於て、年に腐蝕量は約四百萬噸に達し、損害の如何に大なるかを判る。この腐蝕防止方法について述べれば、冬期・翌春及び夏期の飼料用馬鈴薯を、既に秋の取入の直後に蒸し、これを馬鈴薯酸鈣に於て酸性化するのである。國庫はこれに對して補助金を與へてゐる。青刈飼料の貯藏に際して、特に淡白質の喪失が大であるが、これは、獨逸庫に入れることによりて、最もよく避くることが出来る。現に獨逸の獨逸收容量能力は五百萬平方メートルであるが、濃厚飼料の足らざる部分を埋藏飼料を以て補ふとせば、約五千萬立方メートルの埋藏飼料が必要となる。現在の獨逸能力の十倍の埋藏飼料が必要とさるゝ譯である。従つて國家は補助金を與へて、獨逸庫の増設に努めねばならぬが、次の四箇年内にこの方面に於ても、著しい進歩を期待することが出来るであらう(註九)。

腐蝕防止戦の重要性を有するは、前述の如く農業方面に於て最も大であるが、他の部門例へば原料方面にても決

して輕視すべきでない。一九三五年の獨逸の輸入總額は、四十一億五千九百万圓に達してゐる。その内譯を示せば

動物	四五、〇〇〇、〇〇〇
精製品	五六五、〇〇〇、〇〇〇
食糧飲料	九九六、〇〇〇、〇〇〇
原料並半製品	二、五五三、〇〇〇、〇〇〇

となつてゐる。即ち原料品は總額の六十一パーセントを占むるのである。斯るが故に銻による又は空氣竝に水其の他の影響等による金屬の喪失を、工學的方法をもつて減少せしむることが、今日の急務であると謂はなければならぬ。『腐蝕及腐蝕保護の領域に於ける労働協同體』(Arbeitsgemeinschaft auf dem Gebiete der Korrosion und des Korrosionsschutzes)の十月大會に於て、銻又は空氣竝に水の影響による金屬の喪失は、鋼のみにて年々約一億二千萬圓なることが際らかにされた。斯くして年々喪失される鋼の量は約五十萬噸で、これは獨逸の全製鋼工業の十日間の生産量に當る。獨逸に於いて腐蝕防止戰の強調せらるゝ所以を知ることが出来るであらう(註十二)。

註九 Die Landwirtschaft in Vierjahresplan. (Frankfurter Zeitung vom 29. November 1936)

註十 W. Meinberg: Steigerung der landwirtschaftlichen Erzeugung (Der Vierjahresplan, 1. Jahrgang, Nr. 4)

註十一 Dr. Bruno Kiesecker: Die neuen Aufgaben der deutschen Volkswirtschaft, S. 17

四、消費統制

消費指導

一九三四年の第二回全國農民大會に於ける「生産戰」即ち農業増産戰の宣戰については既に述べた。併しながら生産戰は收穫増進に對する一の前提をなすものに過ぎない。收穫の多い寡いは人力よりも天運により定まるものと言つて善い。一九三六年には一九三三年に比し、人造肥料を五割も多く施したに拘らず、その收穫は一九三三年の記録的豐作には、遠く及ばざりしが如きはそれである。それ故先づ生産戰についで、前述の如く腐蝕防止戰を開始し、この兩手段により食糧の均衡化に努力した。併しなほ不十分なるを免れないのであつて、第三手段として消費指導が採用されるに至つた。消費指導とは「Verbrauchslenkung」又は「Konsumlenkung」の譯語だが、消費統制なる語を用ゐても善いであらう(註十二)。

註十二 Friedrich Bürow: Wörterbuch der Wirtschaft, S. 405

統制の必要

消費統制は何故に必要とせらるゝか。それは次の諸理由に基くのである。

(1) 總體的に食糧の均衡が保たれたとしても、それは箇々の食糧品について、均勢の保たれたことを意味するものでない。若干の食糧品例へば脂肪の如きは、獨逸にては將來いつになつても、十分なだけ生産することはできない。之に反し含水炭素性の食糧品は必要なだけ生産し得られる。この調節を圖るには消費統制に俟たなければならぬ。

(2) 生産品中例へば野菜や果物は、一定の季節に生産し得られ、そしてその多くは過剩となるを以て、その調節のためには消費統制の必要がある。

(3) 收穫は年によりて多かるべく、又少くないこともあるだらう。従つて需要はその時々食糧高に一致せしむべく、茲に於てか消費統制が必要となるのである(註十三)。

註十三 Herbert Backe: Verbrauchslenkung (Der Vierjahresplan, I. Jahrgang, Nr. 4)

食糧品の三種別とその統制法

景況研究所は獨逸の食糧品を次の標準

- (1) 消費増加の可能なるもの
- (2) 消費量の變更を必要とせざるもの
- (3) 消費制限の必要とせざるもの

に従ひ三種に分けてゐる。

消費増加の可能な食糧品は、凡ゆる手段にてプロパガンダをし、成るべく消費を大にせねばならぬ。この種の主な食糧品として、(イ)馬鈴薯及馬鈴薯生産物、(ロ)乳脂を除きたる牛乳、凝乳、蛋白質の豊富なチーズ、(ハ)魚肉、(ニ)糖分含有のパン塗付物を擧ぐる事が出来る。

次に消費量の變更を必要とせざる食糧品とは、その生産は全部国内原料で以てなし得べく、従つて生産増加の必要の別に認められざるもので、例へばパンの如きはこれに屬してゐるのである。消費統制の見地からパンについて餘り言ふべきことはない。パンは國民の最も大事な糧であるから、これを奪ひそして無駄にせざる事を、國民に對して鼓吹すれば十分であらう。

最後に消費制限の必要なる食糧品については、國民に消費制限の必要なることを確信せしめ、食糧品の缺乏を早目に且つ啓蒙的に理解せしめ、又如何にしてこの缺乏に善所すべきかを、消費者に對して教へなければならぬ。消費制限の最も必要とせざるは脂肪であり、國民消費量の二五パーセントに對して、この制限が加へらるを要するのである(註十四)。

註十四 Herbert Backe: Verbrauchslenkung. (Der Vierjahresplan, I. Jahrgang, Nr. 4)

消費統制四種

ヒットラーは昨年ニュールンベルグにて演説して次の如く言つてゐる。『國內生産品を以て満足し得るが如き方向に消費者を指導して行くことが我々の最大の任務である。』然らばこの消費統制に關して、如何なる方法が採用されたか。その方法は、

- (a) 混合強制 (Beimischungszwang)
- (b) 使用禁止 (Verwendungsverbot)
- (c) 生産制限 (Produktionsbeschränkung)
- (d) 數量規定 (Quantitätsvorschrift)

以上の四種に分つことが出来る。その具體的方法について言へば、混合強制とは揮發油に原動力酒精の混入を強制し、又織物に人造纖維の混入を強制するが如きである。使用禁止とは大の遊道具用護膜種や輕氣球に對して護膜の使用を禁止するが如きを云ふ。生産制限はシユラグザーネ(泡立てるクリームのこと)、脂肪チーズ等に對して行はれて

なる。最後に數量規定による消費統制は、結婚指輪の金銀純量を三分の一とし、且つその最高重量を三五グラムと規定して、消費を統制するが如きを言ふのである(註十五)。

註十五 Konsumlenkung. (Frankfurter Zeitung vom 8. November 1936)

鐵鑄鐵と其の對策

鐵鑄鐵はいまや各國に共通の現象であり、獨逸もこれが例外をなすものでない。斯くて四箇年計畫の實施も亦、鐵鑄鐵のため難關に逢着するに至つた。その結果鐵の節約が大聲叱呼され、四箇年計畫關係の諸建築に關して、ゲーリングは諸種の命令を發するに至つた。

四箇年計畫實施全權官ゲーリングによりて、最近次の三箇の指令

- (1) 建築鐵材の節約に關するもの
- (2) 適正なる建築工事實施に關するもの
- (3) 認可済の計畫を期日通り實施する事に關するもの

が發せられた。指令の適用を受くる建築は、四箇年計畫内の工業建築、住宅建築及び集合住宅建築である。

之等の指令は鐵節約のために如何なる方法を規定してゐるか。鐵を多量に必要とする建築附屬物(張出、破風、塔、圓屋根、バルコン)は可及的小さくせねばならぬ。事情の如何に拘らず特に住宅並に集合住宅の建築に於ては、類型化的設計圖、地下室の高さの統一、二階以上の建物の高さの統一、屋根の高さの統一が行はるゝを要する。併し建築の外観を型にはめる必要は少しもない。交換材料の使用増加、同一の堰板の反覆使用、勞働力並建築材料の節約、

最小手工業の動員、準備品(煉瓦、梁、窓、戸、土間、階段)を、閑散時を利用して計畫的に製作することが、定型化と規格化によりて初めて可能とならう。鐵骨建築は周知の如く非常に鐵を必要とするが、四箇年計畫關係の建築物にて鐵骨建築の場合には、獨逸原料並工作材料事務局の許可を得なければならぬ(註十六)。

工業建築に關する規定について一言せんに純粹の鐵骨構造の代りに鐵筋コンクリート構造にせば、鐵の使用量は三〇—四〇パーセントにて足るを以て、この場合は後者を採用するを要す。鐵骨構造は多量の骨鐵を必要とすと雖も、橋梁架設地下工事及鑛山建築の場合に於ては、鐵骨構造を廢することは困難であらう。要するに四箇年計畫内に活動する建築主と建築企業家とが、建築設計を適當に改め、また交換材料其他を使用する事によりて、經濟界の人々に鐵節約の手本を示すことは、祖國に對する彼等の義務と謂ふべきであらう(註十七)。

註十六 Vierjahresplan. Bauten. (Frankfurter Zeitung vom 19. Juni 1937)

註十七 Richtlinien der Vierjahresplanbauten. (Deutsche Allgemeine Zeitung vom 22. Juni 1937)

五、工業材料の生産擴充

實施機關と其の任務

第二次四箇年計畫實施機關として、ゲーリング計畫實施全權官が、六部局を設置したことは前に述べた。新經濟四箇年計畫の大眼目は原料及食糧の自給確立にあるを以て、農業生産部と並んで原料及工作材料生産部が、最も重視されねばならないであらう。十月二十三日附のゲーリングの第一布告には、原料及工作材料生産部に關し左の如く規定

新四箇年計畫の展開

してゐる。

『獨逸原料及工作材料生産部の事務は(1)獨逸原料及工作材料事務局(Amt für Deutsche Roh- und Werkstoffe)に(2)ケップラア博士によりて行はる。

1 獨逸原料及工作材料事務局は左の任務を擔當す

(イ) 獨逸工業原料生産の増加

(ロ) ケップラア博士擔當のものを除き獨逸工作材料製造の計畫及び實行(製造所在地の選擇には土地整理全國事務局も之に協力す)

(ハ) 所定任務に對し必要とさるゝ研究任務の助成

(ニ) 輸入されたる及び其他四箇年計畫外にて完成されたる材料の管理をも含む鎖油經濟、事務主任は參謀本部

附中佐レヴとす、建設プログラムの財政問題は大藏省及經濟省の協力を必要とす

2 ケップラア博士は工業用脂肪製造の計畫及び實行を擔當す

更に首相ゲーリング大將はケップラア博士を獨逸原料及工作材料の建設問題の彼の顧問に任じ又特に獨逸の土地の地球物理學的研究を新に組織し且つ之を大いに助成する特別任務を課す

建設プログラムの財政問題は同じく大藏省及經濟省の協力を必要とす

右の規定により知らるゝ如く、獨逸原料及工作材料事務局の所管事項は、頗る多方面に互つてゐるのである。事務局長官のフリッツ・レヴは事務の任務に關し次の如く述べてゐる。『獨逸は天然資源に乏しく重要原料品は、石炭を除き

國內の需要を満し得ぬ。獨逸は「太陽の國」に非らざるが故に、その氣候は人口密度に適應せる食糧植物と原料植物を、成熟せしむるに十分だと謂ひ得ない。従つて獨逸は輸出貿易に依存せなければならぬ。併し輸出は平時には壓迫を蒙り、戦時には危険に曝らざる事を如何ともなし難い。獨逸原料及工作材料事務局の任務は、ゲーリングの布告中に明定されてゐる。その任務をもつと平易に言ふならば、既存の状態を基にし可能な範圍に於て、我國の外國原料品への依存關係を、可及的速かに打破すること、これが原料及工作材料事務局の責務である(註十八)。

註十八 Fritz Loh: Aufgaben des Amtes für Deutsche Roh- und Werkstoffe (Der Vierjahresplan, I. Jahrgang, Nr. 1)

原料資源としての森林

獨逸の森林は年々多量の木材を供給する外に、所謂副生産物として樹脂、製革材料、藥草、野獸其他のものを供給してゐる。獨逸の森林の主要生産物は木材で、その年産額は約五千萬立方メートルである。木材は科學の大なる進歩に伴つて、原料としての新用途が種々發見せられ、その重要性がますます加はつて來た。木材は有用材と燃料材とに分ち得るが、前者の年産額は二千五百萬乃至三千萬立方メートル、後者の年産額も前者と大差なしである。四箇年計畫の範圍内にて第一に爲すべきことは何か。建築並工作用の木材は、成可く外國材を使用せず、獨逸材を使用することである。その方法としては技術的手續の改良、品質に對する要求の引下、趣味の變更、特に木材保存法の助成等を擧げねばならぬ。次には獨逸産の白楊材を、壘及容器用コルクの代用品として、大量的に使用することである。鋸屑に廉價な藥品を混入して、腐蝕せざる管をつくる材料を、或る方法によりて作り得るを以て、木材のこの種の活用も大いに爲すべきだ。木材の皮を薄く剥いで、人造樹脂塗りの被せ板をつくる。これは天候に

對し耐久性を有し、飛行器や管や屋根に用ゐられ、經濟的にも甚だ徳用である。燃料材の使用についても一工夫を凝らさなければならぬ。半瓦斯のストーヴと竈を使用するとせば、將來燃料材の消費量は従來の半分、又は三分の一にて足りることゝならう。國民經濟的に見て木材は、單に燃料として使用するよりも、瓦斯化して動力に使用する方がずつと有利だ。如何なる種類のものでも一、二、五キログラムの木材があれば、或方法によりリットルのベンチンに相當するものが作られる。木材を纖維材料に使用することも、四箇年計畫内の一事業たるを失はぬ。また木材の食糧化についてもこれより砂糖をとることなど、いろいろの利用法が存するであらう。化學的方法によりて木材から酢酸や製革材料を取ることが出来る。現に獨逸は四箇年計畫の範圍内にて、原料資源として森林を極度まで活用すべく、全力を擧げて努力してゐるのである(註十九)。

註十九 Forstmeister Dr. v. Monroy: Der Wald als Rohstoffquelle (Der Vierjahresplan, 1. Jahrgang, Nr. 1)

六、實施機關の改組

原料配給部の解散

ゲーリングは實施機關の一部局として原料配給部を設定した。併し乍ら原料配給部の任務は、配給機關の領域を遙かに越へ、原料輸入問題もその所管に屬してゐた。原料配給部に關するゲーリングの第一布告の規定を掲げて見よう。『原料配給はバーデン首相ケーラアをその長官に任命して經濟省並外國爲替全國事務局と力を合せて事務を行はしむ。首相ケーラアは予に對してその緊急性を考慮のうへ各種の需要に對し原料を適當に配給する事と監督事務所の

適切なる活動とに對して責任を負ふ。更に彼は予の委嘱又は關係官廳との協力に於て外國原料の輸入に關する問題をも掌る。』

ケーラアは原料配給部の任務について次の如く述べてゐる。『獨逸は各種の原料を必要とし、従つて獨逸は大原料國にとりて、常に大事な顧客である。併し獨逸の輸入は輸出によりて制約されてゐる。原料配給部の任務は、獨逸の輸出の維持又は増加の爲、各般の處置を採らなければならぬ。次に原料配給部は外國原料の代りに獨逸の原料の使用を奨励し、外國爲替を節約する任務を負ふ。また同じ目的のために舊材料、屑物及び廢物を蒐集し、これを活用することに努めねばならぬ。最後に配給部の任務は事情の如何を問はず、國策的要求を考慮して、現在の原料の配給を行ふに在る(註二十)。

原料配給部は上述の如き任務を有して設置された。併しその後機構改革の必要が認められて大規模の改組が行はるに至つた。

註二十 Walter Kohler: Die Aufgaben der Geschäftsgruppe Rohstoffverteilung. (Der Vierjahresplan, 1. Jahrgang, Nr. 2)

外國貿易事務部と鐵及鋼管理部

原料配給部は七月三十一日を以て廢止、新に二箇の部局が設置された。その一つは外國貿易事務部、他の一つは鐵及鋼管理部である。原料配給部はゲーリングの第一布告及びケーラアの論文により瞭らかなる如く、原料の適正なる配給の外に原料輸入の問題を所管事項としてゐたが、原料の貿易管理の重要性に鑑み、獨立の外國貿易事務部を創設

新四箇年計畫の展開

され、同時に原料中最重要の鐵と鋼の一部局が設置された。

新設の外國貿易事務部の長官にはエバアハルト・フォン・ヤグウイツ(Bernhard von Jägeritz)が任命された。外國貿易部の任務は、商業的輸出活動を凡ゆる方向に於て、助成し又振興せしむるにあつて、經濟省や外國爲替事務部その他の機關は、從來の如く貿易事務を掌ることを妨げない。外國貿易事務部は任務遂行のため、ナチス黨の在外機關と密接な關係を保ちつゝ、活動すべきは勿論のことである。次に鐵及鋼管理部の長官には、參謀本部附大佐フォン・ヘネケン(Von Henneken)が任命され、全權を與へて總指揮を行はしむる事となつた。

原料配給部の所管の其他の事務の移管は次の如く行はれた。(a)石炭により薪材を排除する任務は原料並工作材料事務局に移管、(b)舊材料・屑物及廢物の蒐集事務は特別委員を任命して之に取扱はしめ、(c)非鐵金屬其他の原料は外國爲替部をして取扱はしむるのである。

廢舊物の採集運動

原料基礎の擴大の手段として、廢舊物の採用とその活用が、獨逸に於て大規模に行はれてゐる。この仕事は最初原料配給部の指揮のもとに行はれたが、前述の如く特別委員を任命してこれを指揮せしむる事になつた。舊材料、屑物及び廢物の採集が、從來如何にして行はれてゐたか、その概況をこゝに述べて見よう。

各家庭に種々の使ひ舊し物ができるが、從來その蒐集は十分に行はれなかつた。その原因の一つは主婦連の骨惜みのため、舊材料の保存が十分爲されなかつた事だ。また主婦連が骨折つて蒐めた舊材料が、屑屋によつて搬出さるゝのであるが、それが十分ならざりし事がもう一つの原因である。先づ第二の原因を取り除くためには、蒐集人が規則

正しく例へば月一回、各家庭を訪るゝ必要がある。この蒐集人は如何に少量であつても、未だ利用し得られるものであれば、それを持ち去る義務があり、又適當な處分法について骨折らねばならぬ。この蒐集人の仕事は政黨又は從屬機關をして行はしむべしといふ意見があつたが、それは次の理由からして行はるゝに至らなかつた。(a)政黨には政治的な主要任務があつて、この種の仕事にまで手を伸ばし得ない。(b)この仕事は戦時中といふ風に、時期の限られたものではなく、永續的性質のものであるから、政黨のやる仕事としては適しない。(c)屑屋商買なるものが現にあつて、廢物利用のために貢献してゐる。これに従事する人々の生活の途を斷つことは重大な社會問題で、従前通り彼等をしてその職業を行はしむに如くはない(註二十一)。

斯くて原料配給部は屑屋の整理を行ひ、この仕事を新にこれに託した。猶太人の屑屋を一掃して、非猶太人の屑屋をして、これに當らしめてゐる(註二十二)。また合理的活動を可能ならしむるため屑屋の受持區域を定めた。併し屑屋商買の存在せぬ所や、邊鄙で屑屋が規則正しく訪れ得ぬ所では、結局政黨機關の手を煩はすより外ない。また屑屋の手にて蒐め難い廢舊品、例へばチューブ、壘の蓋や金屬の箔の採集は、ヒットラー少年團の手を煩はす事とした。また學童の手を借りて、墓所の肉附屑など蒐めてゐる。ヒットラー少年團や學童のこの種の活動は好成績を示しつゝある。家庭内の廢舊物に關して以上述べたが、次に工場内の舊材料の採集について一言しよう。

工場内の舊材料蒐集に關しては原料配給部より本年の二月に方針書が發表された(註二十三)。各工場の従業者は材料を節約的に取扱ひ、その際生ずる舊材料や屑物を採集し、これを善用する義務を負ふ。家庭並に工場内の舊材料及屑物採集の外に、廢物の利用にも實行を進めつゝある。併しこの事は目がなほ淺くして、詳しい説明をなす時期には

達してなす。

註二十一 Walter Köhler: Altmaterialefassung (Der Vierjahresplan, 1. Jahrgang, Nr. 9)

註二十二 Die Richtlinien der Geschäftsgruppe Rohstoffverteilung vom 26. November 1936

註二十三 Die Richtlinien der Geschäftsgruppe Rohstoffverteilung vom 8. Februar 1937.

七、四箇年計畫と勞働配置

勞働配置とは何か

勞働配置(Arbeitsweisung)とは新四箇年計畫によつて新に生じたものではない。先づ勞働配置の意味を説明せば、官廳の處置によりて計畫的に、勞働力の分配を行ふことである。一九三四年五月十五日附を以て、勞働配置の調整に關する法律(Gesetz zur Regelung des Arbeitsinsatzes)が公布された。この法律に基いて職業紹介並失業保険長官は、大都會に於ける失業と田舎に於ける勞働者不足の調和、都市より田舎への人口移動の助長、失業者の多い土地への移住禁止、農業勞働者の就職斡旋の統制等、諸般の處置を採ることとなつた(註二十四)。

四箇年計畫全權官ゲーリングは、十月二十三日附の第一布告をもつて、實施機關の一として勞働配置部を設置した。マンスフェルドを長官にシルプをその補佐役とし經濟省と連絡を取りつゝ、勞働配置の事務を取扱ふべき旨定めてゐる。ヒットラー總統はこの以前即ち十月十八日附の四箇年計畫實施に關する命令に於て、『四箇年計畫の實施には獨逸國民の凡ての力の統一的指揮を必要とす』と述べてゐる。更にヒットラーはビュケベルグにて行はれた收穫感謝祭に於て、『勞働配置に關する計畫なくば新四箇年計畫の實現は不可能だ』と、斯くの如く極言してゐるのである。

る。四箇年計畫と勞働配置とは、如何に重要密接な關係を有するかは、これによりて十分に看取することが出来るであらう(註二十五)。

註二十四 Friedrich Bülow: Wörterbuch der Wirtschaft, S. 51

註二十五 Friedrich Syrup: Vierjahresplan und Arbeitsinsatz, (Der Vierjahresplan, 1. Jahrgang, Nr. 1)

勞働配置の諸命令

四箇年計畫全權官ゲーリングは、昨年十一月七日附をもつて、勞働配置に關し六箇の指令を發し、十二月二十二日附にて更に第七指令を發してゐる。これよりこの七指令について簡単な説明を試みよう。

後進専門勞働者の確保に關する四箇年計畫實施を目的とする第一指令(Erste Anordnung zur Durchführung des Vierjahresplanes über die Sicherstellung des Facharbeiternachwuchses)は、鐵道金屬經濟及建築業の後進専門勞働者の確保に關するものである。過去に於て後進勞働者の養成を怠つて來たから、大急ぎでそれを取戻す必要があり、又専門勞働者の不足を補ふには、後進勞働者から育て上げねばならぬ。之等の考からして第一指令は發せられたのだ。凡ゆる經營は國策的必要に應ずる爲のみでなく、自己の經營に對する専門勞働者の確保のためにも、前記の義務を回避してはならぬ。後進専門勞働者を養成する義務を、十分に果しつゝありや否やを、各經營は報告する義務がある。十分にその義務を果さぬ經營のみが、義務の適當なる遂行が強制される。斯く可及的に強制を避け、自發的に實行せしむることが、この指令の大なる特徴であつて、他の指令に於ても之は同じである。之等の指令は命令的規定を多く含み、禁止的規定は成るべく避けてゐる。後進専門勞働者の確保に關する第一指令は差當り鐵道金屬經濟と建築

新四箇年計畫の展開

業に對してのみ適用がある。併しこの事は他の經濟部門に對しても警告となるべく、又道德的義務を課することとなるであらう。

鐵及金屬經濟の國策並經濟政策上主要な注文に對する金屬労働者の需要の確保に關する四箇年計畫實施を目的とする第二指令(Zweite Anordnung zur Durchführung des Vierjahresplanes über die Sicherstellung des Bedarfs an Metallarbeitern für staats- und wirtschaftspolitisch bedeutsame Aufträge der Eisen- und Metallwirtschaft)は公私の鐵及金屬經濟經營に對して、曆年の四半季期間中に十人以上の金屬労働者を追加雇入をなす場合、所管官廳の特別許可を要する旨定めてゐる。所管官廳は労働者の追加雇入の原因たる注文が、國策並經濟政策上如何に重要なるか、之を考慮して許可すべきか否やを決する。獨逸國民の武裝化、食糧の確保、國內原料經濟の建設、輸出の促進、労働者住宅の建設等は、いづれも國策並經濟政策上重要なものと認められてゐる。

金屬労働者及建築専門労働者の職業復帰に關する四箇年計畫實施を目的とする第三指令(Dritte Anordnung zur Durchführung des Vierjahresplanes über die Rückführung von Metallarbeitern und Baufacharbeitern in ihren Beruf)は、金屬労働者及建築専門労働者にして、現に専門外の労働に従事しつゝある者を、習熟せる専門的職業へ復帰せしむる規定である。この種の労働者を未習熟の非専門的職業に従事せしむる事は國民經濟上大きな損失だからである。

國策並經濟政策上重要な建築計畫に對する労働力並建築材料需要の確保に關する四箇年計畫實施を目的とする第四指令(Vierte Anordnung zur Durchführung des Vierjahresplanes über die Sicherstellung der Arbeitskräfte und des

Bedarfs an Baustoffen für staats- und wirtschaftspolitisch bedeutsame Bauvorhaben)は、規模の大なる公私の建築計畫に對して、計畫的労働配置と建築材料分配の準備のため、届出義務を定めたものである。届出の内容は廣範圍に互るが、具體的内容は未だ決定されてない。

年長使用人の雇傭に關する四箇年計畫實施を目的とする第五指令(Fünfte Anordnung zur Durchführung des Vierjahresplanes über die Beschäftigung älterer Angesehener)は、十人以上の使用人を有する經營及官廳は、四十歳以上の使用人を相當の人数だけ、雇入れる義務あることを規定してゐる。この規定は他の指令と異りて、鐵並金屬經濟及建築業のみでなく、凡ての經營及官廳に適用ある事が、非常な特色だと謂はねばならぬ。

金屬労働者並建築専門労働者の募集又は仲介に對する暗號廣告の禁止に關する四箇年計畫實施を目的とする第六指令(Sechste Anordnung zur Durchführung des Vierjahresplanes über das Verbot von Kennwortanzeigen für die Anwerbung oder Vermittlung von Metallarbeitern und Bau facharbeitern)は、労働配置の調整のための他の處置を、有效に支持せんとする禁止規定である。

労働關係の違法的解除防止に關する四箇年計畫實施を目的とする第七指令(Siebente Anordnung zur Durchführung des Vierjahresplanes über die Verhinderung rechtswidriger Lösung von Arbeitsverhältnissen)は、鐵並金屬經濟、建築業、煉瓦製造業及農業に對して、労働者及被傭者が労働關係を違法に解除し、濫に職場を放棄し得ざることを規定してゐる(註二十一)。

第三十六 四箇年計畫の展開

新四箇年計畫の展開

八、『科學參謀本部』

五月二十六七日の獨逸新聞には獨逸國研究顧問會の發會式の記事が出てゐる。「ドイツエンゲルゲマイネツアイツング」は「科學への任務指定と四箇年計畫のための研究」と見出しを附け、「フェルキシエルズオバクタプ」は同様に「四箇年計畫に於ける科學の任務」と銘打つてゐる。「フランクフルクアツアイツング」は『科學參謀本部』: Generallstab für Wissenschaft」と云ふ社説を掲げてゐるのである(註二十七)。

獨逸國研究顧問會 (Reichsforschungsrat) は、文相ルストにより本年の三月十六日に創設され、五月二十五日に盛大な發會式が行はれた。研究顧問會の任務並に機能については、發會式の記事の報ずる以上に、我々は毫も知るところが無い。左にこれらの記事を綜合して、顧問會の任務・構成について記して見よう。

文相ルストは發會の辭にて次の如く述べてゐる。

『いまや獨逸國民は全力を總動員して、原料並食糧品の自給自足のために、前代未聞の努力をこめてゐる。學問は時代の重大事項とは、餘りに速く離れて存在し、國民の生か死の眞劔な闘に對して、冷淡だと云ふ非難があつた。併し我々は斯る見解を是正すべき時期に到達してゐる。國民社會主義的建設は、決勝戦に破れた所に於いて、科學を召さなければならぬ……我々は自由を我國土にて生活し得るために——他國が拒む場合はその助なしに同時に他國を恐れる事もなく——獨逸の國土から最後のものを強取せんと欲するのである。』

研究顧問會の會頭には砲兵大將ベツカアが任命された。ベツカアが顧問會の任務につき次の如く述べてゐる。

『研究顧問會は何を任務としてゐるか。その主要なるものを擧ぐれば

- a. 緊急なる國家任務に對して研究を動員すること
- b. 凡ての重要研究所と常に聯絡を保つこと
- c. 仕事を迅速ならしむるため高價なる補助手段を用意する事により研究を活氣づけること
- d. 有能なる補助力を認める事によりて研究所の能率を増進せしめること
- e. 専門團體例へば獨逸工學國民社會主義的聯盟其他を協力者とする事である。』

顧問會の任務は右の演説により一通り瞭らかである。尙ほ新聞記者の演説速記が不完全で、意味の明瞭を缺く點があるが、これは諒承を乞はなければならぬ。研究顧問會は十四の部に分かれ、各部の主任者は次の如くである。

1. 物理部(數學、天文學及氣象學を含む) エッサウ教授 (Staatsrat Professor Dr. Esau)
2. 化學及物理的化學部は當分大臣自ら指揮す
3. 原動力材料部 シュニット教授 (Professor Dr. Ing. A. W. Schmidt)
4. 組織的工作材料部(人工材料、彈性保護、紡織原料、油脂、植物纖維材料) ティセン教授 (Professor Peter Thiesen)
5. 非鐵金屬部 ケスタア教授 (Professor Dr. W. Köster)
6. 土壤學部(礦物學、地質學、地球物理學) ボイルレン教授 (Professor Dr. Karl Beurlen)

新四箇年計畫の展開

7. 農業學及一般生物學(動物學及植物學)ハイア教授(Professor Dr. Konrad Meyer)
 8. 森林及木材研究部エヘルツ教授(Professor Eberts)
 9. 國防技術的研究部は大員自ら指揮す
 10. 電氣工業部マルクス教授(Professor Dr. Ing. Erwin Marx)
 11. 鑛山及鑛場部ハイムシュート教授(Professor Dr. Ing. Benschlag)
 12. 鐵及鋼鐵部フリー教授(Professor Dr. Ing. Fry)
 13. 醫學部(人種研究及人種生物學を含む)サウエルプフ教授(Professor Dr. W. Sauerbruch)
 14. 國防醫學部リヒター教授(Professor Dr. Wilhelm Richter)
- 之を要するに獨逸研究顧問會は、四箇年計畫實施全權官によりて、ななく、文相の手により創設されたものであるが、四箇年計畫の實施と密接な關係のあること言ふまでもない。その目的は従來の學術機關の如く、學術の助長機關にあらずして、『科學の計畫的指揮』に存する點に、吾人は大いに注意すべきであらう。

三十七 Deutsche Allgemeine Zeitung vom 26. Mai 1937; Völkischer Beobachter vom 26. Mai 1937; Frankfurter Zeitung vom 27. Mai 1937.

九、四箇年計畫關係法規一覽

- 一、一九三六年十月十八日附四箇年計畫實施に關する命令(Verordnung zur Durchführung des Vierjahresplanes. Vom

18. Oktober 1936)

二、首相ゲーリングの四箇年計畫實施に關する第一布告(Erster Erlass des Ministerpräsidenten Göring über die Durchführung des Vierjahresplanes)

三、一九三六年十月二十九日附四箇年計畫實施法、國價格形成官の任命(Gesetz zur Durchführung des Vierjahresplanes. Bestellung eines Reichskommissars für die Preisbildung. Vom 29. Oktober 1936)

四、一九三六年十一月五日附四箇年計畫實施に關する第二命令(Zweite Verordnung zur Durchführung des Vierjahresplanes. Vom 5. Nov. 1936)

五、一九三六年十一月七日附後進専門労働者の確保に關する四箇年計畫實施を目的とする第一指令(Erste Anordnung zur Durchführung des Vierjahresplanes über die Sicherstellung des Facharbeiternachwuchses. Vom 7. Nov. 1936)

六、一九三六年十一月七日附鐵及金屬經濟の國策並經濟政策上重要な注文に對する金屬労働者需要の確保に關する四箇年計畫實施を目的とする第二指令(Zweite Anordnung zur Durchführung des Vierjahresplanes über die Sicherstellung des Bedarfs an Metallarbeitern für staats- und wirtschaftspolitisch bedeutsame Aufträge der Eisen- und Metallwirtschaft. Vom 7. Nov. 1936)

七、一九三六年十一月七日附金屬労働者及建築専門労働者の職業復歸に關する四箇年計畫實施を目的とする第三指令(Dritte Anordnung zur Durchführung des Vierjahresplanes über die Rückführung von Metallarbeitern und Bauarbeitern in ihren Beruf. Vom 7. Nov. 1936)

新四箇年計畫の展開

- 八、一九三六年十一月七日附國策暨經濟政策上重要なる建築計畫に對する勞働力並建築材料需要の確保に關する四箇年計畫實施を目的とする第四指令 (Vierne Anordnung zur Durchführung des Vierjahresplanes über die Sicherstellung der Arbeitskräfte und des Bedarfs an Baustoffen für staats- und wirtschaftspolitisch bedeutsame Bauvorhaben. Vom 7. Nov. 1936)
- 九、一九三六年十一月七日附年長使用人の雇傭に關する四箇年計畫實施を目的とする第五指令 (Fünfte Anordnung zur Durchführung des Vierjahresplanes über die Beschäftigung älterer Angestellter. Vom 7. Nov. 1936)
- 十、一九三六年十一月七日附金屬勞働者並建築專門勞働者の募集又は仲介に對する暗號廣告の禁止に關する四箇年計畫實施を目的とする第六指令 (Sechste Anordnung zur Durchführung des Vierjahresplanes über das Verbot von Kennzeichenanzeigen für die Anwerbung oder Vermittelung von Metallarbeitern und Bauarbeitern. Vom 7. Nov. 1936)
- 十一、一九三六年十一月二十六日附四箇年計畫實施法に對する經過命令—國價格形成官の任命 (Überleitungsverordnung zum Gesetz der Durchführung des Vierjahresplanes-Bestellung eines Reichskommissars für die Preisbildung. Vom 26. Nov. 1936)
- 十二、一九三六年十一月二十六日附物價引上禁止に關する命令 (Verordnung über das Verbot von Preis erhöhungen. Vom 26. Nov. 1936)
- 十三、一九三六年十一月三十日附物價引上禁止命令に對する第一施行令 (Erste Ausführungsverordnung zur Verordnung über das Verbot von Preis erhöhungen. Vom 30. Nov. 1936)

- 十四、一九三六年十二月一日附經濟的 sabotage 防止法 (Gesetz gegen Wirtschaftssabotage. Vom 1. Dez. 1936)
- 十五、一九三六年十二月二十五日附獵獸、獵鳥及家禽小賣業に於ける價格表及價格標札に關する命令 (Verordnung über Preisverzeichnisse und Preisschilder im Kleinhandel mit Wild, Wildgef ügel und Gef ügel. Vom 25. Nov. 1936)
- 十六、一九三六年十一月二十五日附獵獸及獵鳥の最高價格に關する命令 (Verordnung über Höchstpreise für Wild und Wildgef ügel. Vom 25. Nov. 1936)
- 十七、一九三六年十二月三日附ヴェゼル河—ウエラ河以西地域產並南部獨逸產の針葉樹挽割材のラインラント及ヴェストファーレン地方への販賣に於ける市場調整に關する命令 (Verordnung über die Marktregelung für Nadel-Schnitzholz der Herkunft aus dem Gebiet westlich Weser-Werra und aus Süddeutschland beim Absatz nach Rheinland und Westfalen. Vom 3. Dez. 1936)
- 十八、一九三六年十二月三日附ラインラント及ヴェストファーレンに於ける針葉樹挽割材の營業的販賣に對する市場調整に關する命令 (Verordnung über die Marktregelung für den gewerblichen Absatz von Nadel-Schnitzholz im Rheinland und Westfalen. Vom 3. Dez. 1936)
- 十九、一九三六年十二月七日附木材原料需要の補充強化に關する命令 (Verordnung zur verstärkten Deckung des Rohstoffbedarfs an Holz. Vom 7. Dez. 1936)
- 二十、一九三六年十二月十二日附國價格形成官の任務及權能の遂行に關する第一指令 (Erste Anordnung über die

- Wahrnehmung der Aufgaben und Befugnisse des Reichskommissars für Preisbildung. Vom 12. Dez. 1936)
- 二十一、一九三六年十二月十五日附外國爲替違法行為に於ける處罰免除の許可に關する法律 (Gesetz über die Gewährung von Straffreiheit bei Devisenzuwerhandlungen. Vom 15. Dez. 1936)
- 二十二、一九三六年十二月十五日附樹苗植付の強化に關する命令 (Verordnung zur Verstärkung des Holzeinschlags. Vom 15. Dez. 1936)
- 二十三、一九三六年十二月十六日附外國爲替違法行為に於ける處罰免除の許可に關する法律の實施に關する命令 (Verordnung zur Durchführung des Gesetzes über die Gewährung von Straffreiheit bei Devisenzuwerhandlungen. Vom 16. Dez. 1936)
- 二十四、一九三六年十二月二十二日附勞働關係の違法的解除防止に關する四箇年計畫實施を目的とする第七指令 (Siebente Anordnung zur Durchführung des Vierjahresplans über die Verhinderung rechtswidriger Lösung von Arbeitsverhältnissen. Vom 22. Dez. 1936)
- 二十五、一九三六年十二月二十三日附肉及腸詰價格の變更に關する命令 (Verordnung zur Änderung über Fleisch- und Wurstpreise. Vom 23. Dez. 1936)
- 二十六、一九三六年十二月二十六日附紙切屑及反古紙の最高價格に關する命令 (Verordnung über Höchstpreise für Papierspäne und Altpapier. Vom 26. Dez. 1936)
- 二十七、一九三六年十二月二十九日附外國爲替違法行為に於ける處罰免除の許可に關する法律の實施に關する第一

- 命令 (Zweite Verordnung zur Durchführung des Gesetzes über die Gewährung von Straffreiheit bei Devisenzuwerhandlungen. Vom 29. Dez. 1936)
- 二十八、一九三七年一月二十六日附個人所有の貴金屬及卑金屬貯藏の捕捉に關する四箇年計畫實施を目的とする第八指令 (Achte Anordnung zur Durchführung des Vierjahresplans über die Erlassung der im Privatbesitz befindlichen Vorräte an edlen und unedlen Metallen. Vom 26. Januar 1937)
- 二十九、一九三七年二月五日附紙類(紙切屑及反古紙)監督事務所指令第四號 (Anordnung Nr. 4 der Überwachungsstelle für Papier (Papierspäne und Altpapier). Vom 5. Februar 1937)
- 三十、一九三七年二月八日附卑金屬監督事務所布告第九號 (個人所有の貴金屬及卑金屬の捕捉に關する第八指令の説明に關するもの) (Bekanntmachung 9 der Überwachungsstelle für unedle Metalle vom 8. Februar 1937, betr. Erläuterungen zur Achten Anordnung zur Durchführung des Vierjahresplans über die Erlassung der im Privatbesitz befindlichen Vorräte an edlen und unedlen Metallen)
- 三十一、一九三七年二月十日附最高價申込に依る丸材賣渡の禁止に關する命令 (Verordnung über das Verbot von Rundholzverkäufen nach dem Meistgebot. Vom 10. Februar 1937)
- 三十二、一九三七年二月十日附最高價申込に依る丸材賣渡の禁止に關する命令の施行令 (Ausführungsverordnung zur Verordnung über das Verbot von Rundholzverkäufen nach dem Meistgebot. Vom 10. Februar 1937)
- 三十三、一九三七年二月十八日附自動車及其附屬物に對する取換部分品及從物の商取引に於ける賣價と仕入價格の

- 調整に關する命令 (Verordnung über die Regelung der Verbraucherpreise und Handelsspannen im Geschäftsverkehr mit Ersatzteilen und Zubehör für Kraftfahrzeuge und Kraftfahrzeuganhänger. Vom 18. Februar 1937)
- 三十四 物價取締規定の違反行為に對する一九三七年二月六日附司法大臣一般處分 (Zwischenhandlungen gegen Preisvorschriften. AV. d. RJM. v. 16. Februar 1937)
- 三十五 一九三七年二月二十七日附國價格形成官の任務及權能の遂行に關する第二指令 (Zweite Anordnung über die Wahrnehmung der Aufgaben und Befugnisse des Reichskommissars für Preisbildung. Vom 27. Febr. 1937)
- 三十六 一九三七年三月十日附糊の製造に關する四箇年計畫實施を目的とする第九指令 (Neunte Anordnung zur Durchführung des Vierjahresplanes über die Herstellung von Kleister. Vom 10. März 1937)
- 三十七 一九三七年三月十日附小作人住宅並工場附居住宅及び農業労働者並手工業者の自家住宅の建設促進に關する命令 (Verordnung zur beschleunigten Förderung des Baus von Heuerlings- und Werkwohnungen sowie von Eigenheimen für ländliche Arbeiter und Handwerker. Vom 10. März 1937)
- 三十八 一九三七年三月十日附脫皮柳材及皮附柳材の價格確定に關する命令 (Verordnung über die Festsetzung der Preise für geschälte und ungeschälte Weiden. Vom 10. März 1937)
- 三十九 一九三七年三月十一日附燃焼發動機より出づる既使用塗油に對する最高價確定に關する命令 (Verordnung über Festsetzung von Höchstpreisen für gebrauchte Schmieröle aus Verbrennungsmotoren. Vom 11. März 1937)
- 四十 一九三七年三月十二日附紡績材料及び紡績材料製品の價格に關する國價格形成官通牒 (Bundelass betr. Preise für Spinnstoffe und aus Spinnstoffen hergestellte Waren des Reichskommissars für die Preisbildung vom 12. März 1937)

- Preise für Spinnstoffe und aus Spinnstoffen hergestellte Waren des Reichskommissars für die Preisbildung vom 12. März 1937)
- 四十二 一九三七年三月二十三日附窒素肥料及加里肥料の價格引下に關する命令 (Verordnung über die Verbilligung von Stickstoff- und Kalidüngemitteln. Vom 23. März 1937)
- 四十三 一九三七年三月二十五日附馬鈴薯元値に關する命令 (Verordnung über Erzeugerpreise für Kartoffeln. Vom 23. März 1937)
- 四十四 一九三七年三月二十三日附土地經營の保全に關する命令 (Verordnung zur Sicherung der Landwirtschaft. Vom 23. März 1937)
- 四十五 一九三七年三月二十五日附馬鈴薯元値に關する命令の第一施行令 (Erste Ausführungsverordnung zur Verordnung über Erzeugerpreise für Kartoffeln. Vom 25. März 1937)
- 四十六 一九三七年三月二十五日附食糧品價格確定の違反行為に對する秩序罰に關する第五命令 (Fünfte Verordnung über Ordnungsstrafen bei Überschreitungen von Preisfestsetzungen für Lebensmittel. Vom 25. März 1937)
- 四十七 一九三七年三月二十七日附蓄藏瓦斯の消費統制に關する四箇年計畫實施を目的とする第十指令 (Zehnte Anordnung zur Durchführung des Vierjahresplanes über die Verbrauchskontrolle von Speichergas. Vom 27. März 1937)

- 四十八、一九三七年三月二十四日附製紙用木材(纖維素木材)縦樹の價格形成に關する命令(Verordnung über die Preisbildung bei Fichten-(Tannen-) Papierholz (Zellstoffholz). Vom 24. März 1937)
- 四十九、一九三七年三月二十三日附窒素肥料及加里肥料價格引下に關する命令に對する暫定的指令(Vorläufige Anordnung zur Verordnung über die Verbilligung von Stickstoff- u. Kalidüngemitteln. Vom 23. März 1937)
- 五十、一九三七年四月七日附シベリスヴィツ・ホルシュタインに於ける農事振興事業の遂行に關する命令(Verordnung zur Durchführung landeskultureller Aufgaben in Schleswig-Holstein. Vom 7. April 1937)
- 五十一、一九三七年四月十三日附鷄卵及家鴨卵の最高賣値に關する命令(Verordnung über Verbraucherhöchstpreise für Hühner- und Enteneier. Vom 13. April 1937)
- 五十二、一九三七年四月十七日附自動車及其附屬物に對する取換部分品及從物の商取引に於ける賣價及仕入價格の調整に關する第二命令(Zweite Verordnung über die Regelung der Verbraucherpreise und Handelspreisen im Geschäftverkehr mit Ersatzteilen und Zubehör für Kraftfahrzeuge und Kraftfahrzeuganhänger. Vom 17. April 1937)
- 五十三、一九三七年四月二十二日附土地經營の保全に關する命令の實施に關する命令(Verordnung zur Durchführung der Verordnung zur Sicherung der Landwirtschaft. Vom 22. April 1937)
- 五十四、一九三七年四月二十九日附皮革業の領域に於ける價格及報酬の形成に關する命令(皮革價格令)(Verordnung über die Bildung von Preisen und Entgelten auf dem Gebiete der Lederwirtschaft (Lederpreisverordnung). Vom 29. April 1937)

- 五十五、一九三七年四月二十九日附獨逸關稅定率表第五百五十四號の兎皮及家兎皮に對する最高認可價格に關する命令(Verordnung über höchstzulässige Preise für Hasen- und Kaninchenfelle der Nr. 154 des deutschen Zolltarifs. Vom 29. April 1937)
- 五十六、一九三七年四月二十九日附皮革業の領域に於ける價格及報酬の形成に關する命令に對する第一施行令(Erste Ausführungsverordnung (AVO1) zur Verordnung über die Bildung von Preisen und Entgelten auf dem Gebiete der Lederwirtschaft (Lederpreisverordnung). Vom 29. April 1937)
- 五十七、一九三七年四月二十九日附皮革業の領域に於ける價格及報酬の形成に關する命令に對する第二施行令(Zweite Ausführungsverordnung (AVO2) zur Verordnung über die Bildung von Preisen und Entgelten auf dem Gebiete der Lederwirtschaft (Lederpreisverordnung). Vom 29. April 1937)
- 五十八、一九三七年四月二十九日附皮革業の領域に於ける價格及報酬の形成に關する命令に對する第三施行令(Dritte Ausführungsverordnung (AVO3) zur Verordnung über die Bildung von Preisen und Entgelten auf dem Gebiete der Lederwirtschaft (Lederpreisverordnung). Vom 29. April 1937)
- 五十九、一九三七年五月三日附物價引上禁止に關する命令に對する第二施行令(Zweite Ausführungsverordnung zur Verordnung über das Verbot von Preis erhöhungen. Vom 3. Mai 1937)

(安孫子)

ソ 聯 邦

ソ 聯 極 東 の 最 近 の 情 勢

全聯邦共産黨極東地方委員會第十二回會議(一九三七年五月二十九日於ハバロフスク市)に於ける同委員會書記ワレイキスの報告演説(六月一日附極東地方委員會機關紙「太平洋の星」所載)

- 一、現段階の基本的特徴
- 二、國際情勢
- 三、蘇聯に於ける社會主義建設の成功
- 四、極東に於ける社會主義建設の一般的情勢と條件
- 五、政治的及び經濟的指導の缺陷
- 六、黨の組織的及び政治的活動
- 七、極東に於ける社會主義發展と國防強化

一、現段階の基本的特徴

黨極東地方委員會の活動に關する報告は第十七回黨大會後の期間即ち三箇年以上の期間を抱擁してゐる。此の期間我が國には少からざる事件が起きた。故に簡單乍ら過ぎし期間の基本的特徴に言及しなければならない。此の期間に於ける特種性は何か?

第一、我が國の發展は此の全期間新しき社會主義的工業及共營農村經濟の地盤の上に行はれた。此の期間は蘇聯の共營的體制が社會的財産たるが故に勤勞民の裕富性と國民の眞實の富の前期間よりも急速な増大の期間であつた。既に國民經濟の全面に於ける社會主義的體制的完全なる勝利は達成された。

第二、都市並に農村に於ける搾取階級は掃蕩された。

共産主義の第一段階たる社會主義は根本的に實現され、最早搾取者も被搾取者も存在せず、各人は仕事を有し、労働と休養の權利を享有し、各人は能力に応じて労働し各人の労働に応じて支拂ふといふ原理が具現された。

第三、蘇聯は既に實踐に於て獲得され、具現されつゝある社會主義的原理をその基礎とするスターリン新憲法に轉入した。

第四、帝國主義國家間の國際關係は一層尖鋭化され、新しき世界戦争に對する熱病的準備が行はれ、蘇聯に對する侵略の脅威が増大しつゝある。

資本主義諸國の著しき部分就中所謂大強國の工業は今や軍事的製作所、兵器廠に轉化された。

第五、此の期間に於て、我が黨の最も優秀な一人、我が祖國の忠實なる赤子たるキーロフに對するトロツキー、ジノヴィエフ主義者の兇惡なる暗殺が行はれた。

トロツキスト、テロリストの此の恐怖すべき犯行は彼等が政治的腐敗の最後の境界に達したことを實證した。

トロツキー、ジノヴィエフ、ブハーリン主義者は曾て彼等があつた如き労働階級内部に於ける政治的流派からギャンブル、テロリスト、加害者、外國諜報機關の牽策者、スパイに轉化した。蘇聯に於ける資本主義の復興は彼等の旗印、彼

等の綱領になつた。此の事實は同時に、單に黨内に潜入せるのみならず黨、ソヴェート、經濟機關の責任ある地位に潜入することに成功した黨員手帳懐中の敵に對する不充ちな警戒心、傍觀、無賴者を曝露した。

第六、此の期間に於ける黨の活動に於て黨の一切の政治的及組織的活動の改善の課題、黨員證明書の検査及取換に注意が傾倒された。

我が政治的・經濟的課題は黨中央委員會二月總會に於けるスターリンの報告及結語並にその決定の中に最も完全に表現されてゐる。此等はその基本的特徴に於て極東に於ける我等が活動の情態にも反影してゐるが、滿洲事變に關聯して生じた極東に於ける情勢變化は我が全經濟的、政治的及び軍事的活動に影響せざるを得なかつただけの差異が存在してゐる。故に最も緊急な課題として、我がソヴェート祖國の極東國境の強化を提起しなければならぬ。

極東地方の國境の必要なる強化を達成しなかつたならば極東地方に於ける全經濟的及び文化的達成は帝國主義的破壊と掠奪の脅威を蒙らねばならぬであらう。

二、國際情勢

一九三六年に至るまで歐羅巴及アメリカの資本主義諸國は、一九二九—三一年に破局的に爆發せる世界經濟危機の歸結を克服する事が出来なかつた。漸く一九三六年末に主要資本主義國に於ける工業生産が初めて危機前の水準即ち一九二九年の水準に到達した。

著しき工業生産の増加を昨年英國、アメリカ合衆國、フランス並にドイツ及日本に於いて見たが、此等の國々に於て

はインフレーション及軍事的要素の干渉に依つて經濟的周期の常規的發展が端的に變更された。

近頃此の基礎の上に、即ち、資本主義經濟の成長しつつある景氣と活氣を論據として、資本主義の特に親切的な辯護者は、現經濟的危機に備みつつある資本主義は全般的危機からの脱出の道をも發見したことを實證しやうと企圖してゐる。

諸多の國々に於けるファシスト、特に獨逸ファシストは近代的資本主義國を崩壊から救済する唯一の手段の保持者として自己を宣傳してゐる。此の斷定の無駄であり無力であることを證明するには多くの努力を必要としない。

資本主義經濟の生産高の増大は充分に耐久性あるものと承認することが出来ない。それは先づ第一に、戰時經濟の特殊性を顯著に表現しており、月毎に經濟的景氣の中に軍事的要素の意義が増大しつつある。戰爭は未だ無いが戰爭は既に自己の需要を提示してゐる。戰爭は工業生産品の主要な消費者である。資本主義經濟は今や新世界戰爭に對する熱病的準備の標語の下に發展してゐる。共和主義スペインに對して獨逸が實際に遂行しつつある戰爭は此の方面に於て既に或る役割を演じた。獨逸に於ける全經濟的發展は大戰爭準備の課題のみに從屬されてゐる。

總て此等はいま一度スターリンの次の警告の眞實性を證明してゐる。『帝國主義的段階に於ける資本主義は、戰爭を以て國際的矛盾を解決する合法的手段、合法的でなければ實際上的手段と見做してゐる制度である』

獨逸及日本が指導してゐる軍備競争を説明すればこの斷定の無根拠でないことが判明するであらう。

ハワードの何處により多く未來の戰爭の暗雲が低迷してゐるか—東か西かの質問に對してスターリンは周知の如く『余の考へでは戰爭の危険の二つの根源地が在る。第一の根源地は極東に、日本の地帯に在る。といふのは余

は日本軍部の他國に對する數次の威嚇的聲明を意味してゐるのである。第三の根源地は獨逸の地帯に在る」と答へた。

近頃締結された日獨協定はこのことを確認してゐる。この協定は『反コミンテルン』を目標とした協定であると宣言されたことは周知の通りであるが、實際に於て、單に我が國にのみ向けられたのではないところの露骨な軍事協定である。

國際關係の全般的領域に於いて極東の情勢は特に重大性を帯びて來た。一九三二年以來滿洲を支那掠奪と對蘇戰爭の準備の爲の足場たらしめんが爲めに有ゆる努力をじてゐる。これからして良心ある各人にはソヴェト權力の極東地方國境の強化の政策の完全に正當であることが明瞭である。

我が國は極東に於て歐羅巴に於けると同様平和政策を遂行してゐる。吾人は他人の土地を欲しないが自己の土地は一坪と雖も與へない。我等は戰爭を欲しない。平和保證の原因を創造する爲に我等の爲し得る一切を爲してゐる。蘇聯は戰爭の火付人に抗して平和政策を遂行してゐる。蘇聯は平和の爲に盡力してゐる總ての人々を牽引する核心となつて來た。

吾人は我が社會主義祖國を防衛し、それを脅かさんとする一切の企圖は武裝せる人民の反撃に遭遇するであらう。極東に於ける資本主義的包圍の直接の影響は我が領土への外國の間諜、策策者、加害者の侵入に依つて表現された。極東に於いて鐵道運輸其他の場所に於ける日本間諜が曝露され又屢掃蕩された。吾人は勤勞者の偉大なる祖國——蘇聯領土の牢固性と不可侵性を保證する一切の手段を講ずるであらう。

狂犬が彼を包圍してゐる時彼が棒を手を取つたと云ふので非難するのは滑稽であり、彼の隣人の手癖が悪いことを體験によつて知つてゐる時、彼が門を閉めて鍵をかけたと云ふので非難するのは滑稽である。

スペインに於ける統一人民戦線の任務、支那に於ける民族戦線の闘争に言及したワレイキスは蘇聯國內情勢の特徵に轉じた。

三、蘇聯に於ける社會主義建設の成功

此の期間に於ける社會主義陣營に於て新しき經濟的及政治的勝利の爲の闘争過程が經過した。蘇聯は社會主義的工業と大共營農村經濟の強力なる國家に轉化した。

最近工業及鐵道運輸の第二次五箇年計畫の期限前完了に關する公式の報道が發表された。

過去四箇年間に國民所得は倍加され、一九三二年の四五億ルーブルより一九三六年の八三〇億ルーブルに増加した。社會主義經濟に於ける投資額は一九三三年より一九三六年の間に六九九億五七〇〇萬ルーブル、内工業の投資額は三一三億六七〇〇萬ルーブルに、農村經濟に於ては二三五億四四〇〇萬ルーブル、運輸に於ては一四三億三六六〇萬ルーブルに達した。勞働者及勤勞員数は既に二五〇〇萬人に達した。

然し乍ら社會主義工業及共營農村經濟の建設だけでは充分では無い。計劃的——社會的經濟の全優越性を實踐に於て更に實證すべきであつた。故に基本的課題は第一、技術的——經濟的に先進資本主義國を追ひ付き追ひ越すことであつた。

第一、外國に對する依存性よりの解放

第三、工業及農村經濟に於ける勞働の高度の生産性の確保

第四、技術を良く把握した幹部の養成

此等のスターリンの課題は如何に實現されたか？

工業の急速なる發達は世界經濟に於ける蘇聯の比重をして著しく増大せしめた。我が國の重工業の生産高は一九三六年に於て世界に於て第二位、歐羅巴に於て第一位を占むるに至つた。

鐵道輸送荷物は噸籽に於て世界第二位、歐羅巴に於て第二位、

電力 世界第三位、歐羅巴第二位、

機械製造 世界第一位、歐羅巴第一位、

農業機械製造 世界第一位、

トラクター製造 世界第一位、

自動車 世界第五位、歐羅巴第三位、

鉄鐵 世界第三位、歐羅巴第二位、

銅鐵 世界第三位、歐羅巴第二位、

銅 世界第六位、歐羅巴第一位、

アルミニウム 世界第三位、歐羅巴第二位、

- 石炭 世界第四位、歐羅巴第三位、
- 石油 世界第二位、歐羅巴第一位、
- 小麥 世界第一位、
- 砂糖甜菜 世界第一位、
- 綿花 世界第四位、歐羅巴第一位、
- 麻 世界第一位、

右の如くスターリンの『追付き追越せ』が如何に實現されつゝあるか、外國に對する依存性よりの解放が如何に實際に行はれつゝあるかを諸君は見られたであらう。次の事が明かにしてある。即ち一九二八年に於て工業、運輸及他の部門の爲の機械の二〇%を外國より輸入したが一九三五年には機械輸入は一%に低下した。

我が國は農業機械の外國よりの輸入を完全に阻止したばかりでなく少からざる數を輸出し得るに至つた。曾て少からざる人々が若し技術的に複雑な企業を建設しても其處で働く人間が居ないと云ふ『豫言』をしたが今日では頑固な資本主義の敵でさへ蘇聯の成功を否定することが出来ない。技術把握のスターリンの『スローガンを實現することに依つて幾萬の優秀なる經營家と技師を養成した。だが我が經營家と技術的指導者は政治的には不充分に養成されてゐることが判明した。故に現在の肝要な問題はスターリンの指摘したる如く、既にそれが基本的に清算された爲技術の立遅れを清算することではなく、清算すべきものは、政治的無關心及偶然に黨員手帳を受領した敵に對する政治的可信性である。

社會主義は労働の生産性向上に對する刺戟を減殺すると云ふ社會主義の敵對者の確認を撃破した。労働の生産性は不十分とは云へ年々確乎たる向上を遂げてゐる。一九二八年を標準にすれば一九三五年に於て労働の生産性は一九〇三年に向上した。社會主義競争は我が國に於ける労働の生産性向上の基本的手段になり、より高度の段階たるスタハノフ運動に轉入した。スタハノフ運動は新しき技術と新しき技術把握の成功に不可離の關聯を持つてゐる。スタハノフ運動そのものはスターリンの云へる如く我が國産業に革命を招來した。

農村經濟の領域に於ける我が國の發展は農村に於ける共營農場體制のより一層の強化への道に沿ふて行はれた。二十五萬の共營農場が建設された。此等は機械化された大農村經濟企業である。農民經濟の共營化は全農民經營の九〇%を獲得してゐる。この事實は社會主義革命の最も重大なる、最も決定的な、最も困難な問題の成功的解決を確保してゐる。

社會主義は勝利を博したが資本主義の味方は彼等の武器を収めなかつた。資本主義の復興者、その最も狂暴なる部隊たるトロツキスト及右翼ブハリン主義者の反革命家を取り得る凡ゆる手段を講じて社會主義に抗争し、社會主義建設を妨害しソヴェート體制の基礎を破壊しやうとしてゐる。資本家的階級は農村ブルジョア階級の無数の階級一クランク諸共に掃蕩された。然し乍ら階級闘争は中止されたのではない。資本主義ブルジョア秩序の味方、帝國主義の走狗、間諜、策策者は我が國に危害を加へやうとしてゐる。ファシズムの下僕共は如何なる手段をも厭はず社會主義に抗して闘争を續けてゐる。我等の成功は、我等がより警戒性を發揮し、未だに加害者を摘發し、敵に對する白痴的無頓著性と放任性を現はさなかつたならば測り知るべからざる程顯著であつたらう。

我等は達成せる成功に魂を奪はれ、敵に對する闘争を弱めず彼等との闘争の政治的武器を砥がなくてはならぬ。此れを實現するにはスターリンの指示を完全に且つ出来るだけ急速に遂行し、技術把握の古いスローガンに幹部の政治的訓練、ポリシエヴィズムの把握の新しきスローガンを補足し、我等の政治的無頓著性を清算しなければならぬ。

四、極東に於ける社會主義建設の一般的情勢と條件

報告の劈頭に於て余は我が國に於ける社會主義建設が經過したる環境の一般的評價を述べた。この評價は極東地方にも完全に關聯してゐるが、充分に理解する爲には、

第一、特に滿洲占領以後日本は侵略を以て直接ソヴェート極東を脅威するやうになつたことを考慮する必要がある。

第二、極東に於ける社會主義建設は、密林の奥地と、會て通信さへ出来なかつた北方諸地區の把握に、我が國の他の如何なる洲よりも大なる關係を有してゐることも念頭に置かなくてはならぬ。

第三、極東地方、就中その北東國境(オホック沿岸と島嶼)は植民が比較的稀薄であり人口が不足してゐる。

第四、極東に於けるソヴェート政權は五年も遅れて建設されたこと、且つ日本の掠奪的干渉が、極東の勤勞者に對して莫大なる損害と私的、公的、國家的經濟の破壊を齎した事情も亦社會主義建設發展の遅延に少からざる役割を演じた。だが、一般的状态の複雑性と追加的困難性にも拘らず、極東地方の急速な工業化が行はれてゐる。過去十箇年

間に人口は殆んど二倍に成長した。大國營工業は發展してゐる。極東地方の大國營工業の總生産高は一九三三年は三億二二〇萬ルーブル、一九三六年には六億六四八〇萬ルーブルに増加した。

木材の調達は五三三〇萬ルーブルより一九三六年には一〇五〇萬ルーブルに増大した。

石炭の採掘は一九三三年の二〇二萬噸より一九三六年の三九一萬七千噸に。

サガレンに於ける石油は一九三三年の一九萬六四〇〇噸より一九三六年の三〇萬八〇〇〇噸に。

魚類生魚の獲漁は二〇五萬四〇〇〇ツェントネルより一九三六年の三三三萬四〇〇〇ツェントネルに。

労働者及勤務員の数は一九三三年の四六萬七〇〇〇人より一九三六年の六一萬一〇〇〇〇人に増加した。

労働者の平均年額賃銀は一九三三年の二一七〇ルーブルより一九三六年の四二八九ルーブルに向上した。

アムール河に沿ふて新なる工業都市工業的ヨムサモリスが建設された。この都市の人口は一九三三年には一萬

五〇〇〇人であつたが一九三七年には六萬五〇〇〇人になつてゐる。

極東に於ける經濟の成長と共に、極東地方の鐵道貨物輸送高が増大しつゝある。一九三三年には五五四萬七〇〇〇

噸が輸送されたが、一九三六年には一七二二萬五〇〇〇噸に達した。

河川運輸の貨物輸送高は一九三三年の五四萬八〇〇〇噸より一九三六年の一八二萬四〇〇〇噸に増加した。

海上運輸の貨物輸送高は不成績である。一九三三年には三六五萬噸、一九三六年には二六四萬八〇〇〇噸であり、

諸君はこゝに低下を見られるであらう。

一九三七年にはアムール鐵道及び極東鐵道の第二線と、ヴォロチヤエヅカイヨムサモリス新鐵道の建設が完全に

終了されるであらう。少なからざる鋪裝道路が建設された。

極東地方に於ける農村經濟は多少異つた状態の下にあり、それは明かに立遅れてゐる。農村經濟に對する間違つた黨の指導と、土地機關の薄弱な活動は農村經濟立遅れの主要なる原因をなしてゐる。

播種面積は一九三三年には九八萬九四〇〇ヘクタールであつたが一九三六年には一〇五萬〇二〇〇ヘクタールで、内、

穀物播種面積は一九三三年には八二萬三五〇〇ヘクタールであつたが、一九三六年には八二萬六〇〇〇ヘクタールである。

御覽の通り穀物はその播種面積の増加の代りに地方によっては減少が行れてゐる。大豆は一九三三年には六萬九

九〇〇ヘクタール播種されたが一九三六年には七萬三二〇〇ヘクタールである。

顯著な成功はたと馬鈴薯播種の擴大に於て見ることが出来る。一九三六年には一九三三年の三萬ヘクタールに對して

三萬三七〇〇ヘクタール馬鈴薯が播種された。

我が國に於ける農家戸數の全般的増加にも拘らず、極東地方に於ては共營農場及び極東全般の農家戸數は減少し

た。一九三三年には八萬九〇〇〇あつたが一九三六年には七萬七九〇〇であり、内、共營農場に於ては七萬四〇〇〇即

ち全農家戸數の九〇・五%である。

極東地方には二一萬七〇〇〇ヘクタールの播種面積を有する五七の國營農場がある。國營農場も亦立遅れてゐる。彼

等はその發展に於て蘇聯の他の地區に比して著しく立遅れてゐる。例へば本年、穀物國營農場トラスト並に國營農場

管理部長は春季播種に對して共營農場よりも悪く準備した。

我が極東地方の農村經濟は一九三三年に三・三〇五萬のトラクターを有してゐたが、一九三六年には四・二六七臺

を有してゐる。一九三三年には六六二臺のコンバインがあつたが一九三六年には一・〇二一臺。
貨物自動車は一九三三年には三三二臺であつたが一九三六年には六九八臺。馬匹は一九三三年の四萬五五〇〇頭より一九三六年一六萬七〇〇〇頭に増加した。然しこの増加は自然的原因に依るのではなく、主として他の地區より移入して來たものである。

豚は一九三三年の六萬一〇〇〇頭より一九三六年末の四七萬一〇〇〇頭に増加した。牛は一九三三年の二二萬五〇〇〇頭より一九三六年の四一萬五〇〇〇頭に増加した。御覽の通り政府の提供したる免租がこの方面に於て大なる意義を演じたことが御判りだらう。

縮羊及山羊は一九三三年の五萬六二〇〇頭より一九三六年の一八萬一〇〇〇頭に増加した。これから見ても共營農場の畜産の成長は明かである。極東地方は一・八六六の牧場内、機械トラクター・ステーション所屬の牧場六〇五、養豚牧場三九二を有してゐる。

ソヴェト商業は成長し擴大しつゝある。成程比較はいつも正しいとはいへない。一九三三年に我々は近代的形態の商業を有せず配給制度を有してゐたことを忘れてはならない。だが配給制度、切符制度より、發展されたる自由のソヴェト商業への移行が如何に巨大なる原則的經濟的意義を有したかを實證するためには比較は必要である。

一九三三年に於ける商業流通は七億八四〇〇萬ルーブルであつたが、一九三六年には三二億五六〇〇萬ルーブルに成長した。内、九億八二九〇萬ルーブルは農村商業に當てられてゐる。一九三四年の極東地方の歳入豫算は三億五四〇〇萬ルーブルであつた。一九三六年には四億七〇〇萬ルーブル、一九三七年の極東地方豫算は五億四九八三萬二〇〇

〇〇ルーブルを以て確認された。

極東に於て新住宅建設は特別の意義を有してゐるが、現在に至るもその發展は全く不充足である。ペロヴォスクの住宅豫備は三一萬〇六〇〇平方米であつたが一九三六年末には四八萬平方米に増加した。ウラヂヴォストク其他の都市に於ては甚だしく劣悪である。例へば一九三三年のウラヂヴォストクの住宅面積は七六萬平方米であつたが一九三六年末には總計三萬七二〇〇平方米しか増加されてゐない。ウラヂヴォストクの働き手は明かに住宅建設に全く従事してゐないと云はねばならぬ。

既に述べたる如く極東の社會主義建設は、産業及び文化の上から見て、人口の稀薄なる新しき地區の把握と切離すことの出来ない關係にある處の特種性を有してゐる。この方面に於てはカムチャツカ及びサガレンの發展とベルジンの指導の下に非常に成功的に行はれつゝあるコリマの産業的文化的建設は、極東地方に對してのみならず全國的に大なる意義を有してゐる。北方海上航路の開發と把握、更にそれを極東と中央とを結び付ける最短の海上航路たる最も重大なる運輸幹線に轉化せしめる事は偉大なる意義を有してゐる。北方海上航路は商品、建築材料、更に人間をも輸送する爲の最も適當にして且つ最も敏速なる航路として、又蘇聯の國內航路のみならず國際航路として特種の意義を有してゐる。

民間航路の發展も亦我が無道路の廣大なる地域を考慮すれば大なる意義を有してゐる。近年カムチャツカ洲の發展に大なる努力が拂はれた。該地には十七の漁類綜合工場と、十五の罐詰工場とが建設され、農村經濟が發展してゐる。播種面積は二〇〇〇ヘクターに成長し、内、八〇〇ヘクターは國營農場である。勿論これは少いと云ふ事が出来るし、

平均一區が一〇萬ヘクターを播種した中部黒土洲の會々の働き手としての余も亦少いと考へるが、カムチャツカには全く農村經濟が存在してゐなかつた事と、其發展に對する偏見の存在してゐた事を考慮しなくてはならない。

カムチャツカに於て畜産が漸次發展してゐる。カムチャツカには文化も發展しつつある。一四〇の初等學校、一八の中等學校、二の工業學校が建設された。木材工業が肯定的に發展し始めた。カムチャツカへの商品輸送は年々増大されてゐる。これは非常に特徴的な數字であつて諸君の注意を喚起したい。例へば一九三三年カムチャツカへの商品輸送は三一〇〇萬ルーブルであつたが、一九三六年には即ち三年後には一億八〇〇〇萬ルーブルが輸送された。カムチャツカの人口は過去十箇年間に三萬四〇〇〇人より八萬七〇〇〇人に成長した。

カムチャツカ洲の機構にはコリヤーク及びチユコツク民族が含まれてゐる。コリヤーク縣は歐羅巴の大強國にも匹敵する四〇萬平方呎の廣汎なる領土を擁護してゐる。そこにはたゞ一つの病院も無く、總計二百人が、しかも主としてロシヤ人の官吏と下士官の子弟が學校で教つてゐるに過ぎない。一九一三年に於てツァール政府は教育費として人口一人に對し一箇年七四カベークしか支出してゐない。現在そこには五〇の學校があり内五つは中等學校一つは工業學校である。一七二七人の生徒がある。十一の病院と診療一産院がある。馴鹿は一二萬八〇〇〇頭に達してゐる。

ソヴェート・サガレンは發展してゐる。石油及石炭工業は成長し、文化は向上し、人工は増加してゐる。過去十箇年間にサガレンの人口は一萬一〇〇〇より九萬人に増加した。石油の採掘は既に余が述べたる如く増加され三〇萬八〇〇〇噸に達し、石炭は三六萬噸、木材は三一萬二〇〇〇立方呎、魚獲は約六萬噸に達してゐる。農村經濟就中野菜が發展してゐる。

極東地方の機構には、これ以外に我が最大の模範州の一であるユダヤ人自治州が加はつてゐる。これは若い民族州の一つであるが、急速に成長してゐる。その組織はソヴェート政權の民族政策の巨大な成功の一つである。ユダヤ人自治州は蘇聯の最も卓越せる裕富なる地區の一つを包含してゐる。加之にその上に經濟と文化が發展しつつあるところの體制そのものが勤勞ユダヤ人、單に白蠟西亞及びソ聯の西部からの移住民のみならず、アメリカ、ポーランド、ラトヴィヤ、エストニア等の諸外國からの勤勞ユダヤ人の偉大なる憧憬の的となつてゐることを證明してゐる。ユダヤ人自治州の人口は一九三三年の五萬人から一九三七年の一二萬に増加した。ピロビジャンに於ては一九三三年の七〇〇〇より一九三七年の三萬六〇〇〇人に増加した。ピロビジャンには發電所、練瓦工場、製材工場、石灰工場の企業が漸に建設され、裁縫工場、輻重器材工場の建設が完成せんとしてゐる。

之等の成功は、若し黨極東地方委員會及びユダヤ人自治州委員會が移民に對し移民の生活的及文化的施設を以てより一層働きかけてゐたならば測り知る可からざるほど偉大であつたであらう。

ユダヤ人自治州の州委員會及び州執行委員會の政治的及黨の指導の缺陷に對する自己批判の展開は大なる失策と、黨的經濟的及移民的活動の全く不十分であることを暴露した。共產黨州委員會は極東地方に於ける悪い手本を踏襲し、指巴の成功の見せびらかしと賞讃、スターリンが斯くも無慈悲に公正に粉碎し批判したる唾棄すべき驕慢にのみ従事してゐた。

州委員會書記ハプキンは黨的政治的指導の不確保者として解職され、新しき州委員會と書記が選出された。ピロビジャンの働き手がこの教訓を充分理解し、農村經濟、商業、工業及移民の計劃遂行を確保したならば事業は順調に進

行するであらうことを期待しなければならない。

五、政治的及經濟的指導の缺陷

我が党中央委員會總會に於てスターリンは彼の報告中に、成功に有頂點になり政治的敏感性を麻痺せしむる危険性を無慈悲に暴露した。日光に曝されてゐる萬有と同じく成功も亦蔭の部分を持つてゐる。成功のこの蔭の部分を見なかつた爲に政治的大失策を、時には取返しのがぬ失策を、悪くない正直な人間が屢、やる事をスターリンは指示した。我々は極東地方に於て、經濟的及國防的建設に對する黨的及政治的指導に最も大なる失策が爲された事を、この會議に於て述べるべき一切の根據を有して居り、又其の事を正直に述べなければならぬ。一九三五—六年の期間基本的建設計劃は遂行されなかつた。堅牢にして能力ある建設機關が創設されなかつた。地方州及市の建築トラストは間斷なく再組織と編成替へを繰返してゐる。果して斯くの如き状態の下に於て、斯くの如き條件の下に於て、中央委員會と政府が極東地方に對して年々與へる斯くの如き龐大なる建設プログラムを遂行する爲に必要な建築幹部を創造し、經濟的組織的經驗を蓄積することが果して可能なりや否や。若しもハバロフスクの建築トラストを日本—トロツキスト間諜のアツファナシエラが指導してゐたならば事態は變つてゐたとも云ふのか？極東に於ける地方工業は許すべからざるまでに立遅れてゐる。地方工業の生産總額は過去三箇年間に一一五〇萬ルーブルより一八七〇萬ルーブルに増加されたに過ぎない。

『區の範圍内で』遠慮して云ふが、斯くの如き地方工業が果して建設のために材料を供給する能力があるや否や。地方工業の地方及州の指導者が當然爲すべきだけの活動を爲さず、スターリンの指示と第十七回黨大會の決定を履行しなかつた事は明白である。極東地方執行委員會、州執行委員會及區執行委員會の活動の弱い一面は此處に秘されてゐる。

石炭工業の活動は不充分である。それは極度に立遅れ日々増大しつゝある燃料の需要の間に合はない。スイチヤンの炭礦管理部は計劃の六〇%、アルチョムは約八〇%しか遂行してゐない。ライチヒンスク石炭區は自己のプログラムを遂行してゐない。サガレンに於ける第一四半期に於ける採炭はそれよりも良い状態ではなく過去四箇月間採炭プログラムを八四%遂行した。石炭工業に於て加害者、牽策者、スパイ共が唾棄すべき彼等の活動を以て懲罰なしに跳梁した。

極東に於ては先づ最初にかゝる最重要の部門に日本—トロツキストの加害者、牽策者、スパイが派遣されるであらう事を看過し又それを理解しないためには、天真爛漫な無限に呑氣な人間にならなければならないであらう。だが黨極東地方委員會をも含めての我等の人々の呑氣さは『ドリトランスウーゴリ』トラスト（極東の運輸部門に石炭を供給する企業—譯註）の首脳部に永年に互りコーチンがゐた程の程度に達した。彼の直接の援助者—スイチヤン炭礦管理部支配人がカムコフであつた。この二人は共にトロツキスト及右翼の日本加害者團のメンバーであつた。

例へば反革命組織の積極的参加者の元黨員—第十號炭坑技師長補レデヒンが陳述してゐる。『極東の諸條件下にあつては石炭は、特にスイチヤンの石炭は國防的建設及艦隊のために大きな役割を演じてゐる。此の問題に關して余はスイチヤン炭礦管理部支配人カムコフと會談したが、彼は意識的な敗戦主義者であることを聲

明して、石炭に於ける加害行爲を以て極東の國防を弱化せしむる余の意向を確認した。レヂュヒンは更に陳述してゐる。

『余は我等の全地下組織が考へてゐる如くカムコフの見解を論理的且つ正當と見做した。かくて余は敗戦主義の立場に立つやうになつた。』

黨員手帳を懐中にした加害者は炭坑の落盤と火災を引き起した。しかも人間の犠牲を供ふやうに。同じレヂュヒンが陳述してゐる。

『ソヴェート權力に對する労働者の不満を煽動するために人間の犠牲が必要であると考へた。第三號炭坑の破壊即ち一九三五年六月、第二西部炭坑の落盤、一九三四年十二月及一九三五年の初頭に惹起したる碎炭場の爆發を組織したが、それは人間の犠牲を齎すことを知つてゐた。余は意識的にそれをやつた。崩壞の結果三人の労働者が殺され、採炭機の墜落のため二人の労働者が負傷した。』

一九三六年三月第十號炭坑に破壊工作行爲のために、「トランスウーゴリ」支配人コーチンの一員セメノフが、落盤を組織し根幹の水平坑道に浸水せしめその結果多數の人間に災害を與へた。

不充分なる黨指導のため石炭工業に於ては現在に至るもなほ加害行爲の手段、トロツキスト及び右翼反革命家の破壊的活動の手段を一掃して居ない。

木材工業の計劃は遂行されなかつた。本年發覺された一九三三年以來の獨逸のスパイ・トロツキストのゲルベツク某が、もしも極東地方委員會をも含めての極東地方の黨指導者の全幅の支持を利用し永年の間極東地方の木材工業の

首腦部に立つてゐたならば、木材工業はより好調に活動し、況んや木材調達計劃を遂行してゐたとしてもいふのか。

此のゲルベツクと共に此處には彼と同類の日獨トロツキスト、スパイのグループが支配を擅にしてゐた。彼等は木材工業の發展を阻止し木材調達を挫折せしめた。彼等は木材調達に於ける共黨農民及労働者の作業の困難なる條件を計劃的に創造した。

我々は現在に至るも尙木材工業に於ける加害者の活動手段を未だに掃蕩してゐない。

斯くして木材工業に於ける恒久的労働者数が減少されつゝあるのは驚くに足りないことではないか。例へば一九三三年に於て木材工業には八九三三人の恒久的労働者がゐたが、一九三六年には年々の間斷なき送込の下においてさへ六二七七人であつた。

木材のトラクター運搬と機械装置のサポータージュと無視、恒久的幹部創造に向けられたる政府の指示のサポータージュ、伐木地区の割當及作製に際する加害者の立案、斯くの如きがゲルベツクを頭とするダリレスの加害者の主要なる方策である。

ゲルベツクを頭とするダリレス内の日獨トロツキストの間諜共は彼等一味の人間を黨極東地方委員會に持つて居た。例へば工業部長代理ベトケーヴツチがそうであつた。彼等はまた極東企業部に彼等一味例へば元極東企業部長代理トロッキストのヴヴェジンスキーを持つてゐた。

カムチャツカに關する極東地方委員會の決定により彼地に於てアコ（カムチャツカに於ける綜合經濟機關カムチャツカ株式會社の略稱）の機關の加害行爲が暴露されたことは御承知だらう。黨極東地方委員會がカムチャツカ

をより良く指導してゐたならば、州委員会の活動に對してより大なる敏感性と監察を發揮してゐたならば、アダムズキツナの如き黨とソヴェート權力の敵ではなく、ポリシェヴィーキがアコ首脳部に立つて居たならばこのやうなことが無かつたであらうことは自明である。もしカムチャツカ州委員会とその前書記オルロフがポリシェヴィーキの任務に對する留意と理解を顯現し、トロツキストの言ひなりになつて彼等に絡つてゐなかつたならばかやうなことは無かつたであらう。

極東鐵道の指導は、もし其の支配人が日本トロッキストの間諜レムベルグであつたならば満足と認めることが出来るか？この人間は極東地方委員会の無限の信頼を受けてその機構に参加し更に極東地方委員会ビューローの一員でさへあつた。

アムール鐵道の指導も亦高位にはゐなかつた。局長の第一代理人が日獨トロッキストの間諜であることが摘發された。

鐵道の政治部は何處にゐたのか、極東地方委員会は何處を見てゐたかを言つてくれ給へ。余も此の會議の代議員としてこれと同様の質問を發することが出来る。鐵道運輸に對する極東地方の黨指導の政治的水準と質を諸君自ら判斷されよ。運輸に對する政治的指導の強化は我等の最重要の任務である。

農村經濟の問題に移らう。

極東地方の農村經濟の立遅れの原因は何處に在るか？立遅れの原因は何よりも先づ極東地方の組織、第一に黨の極東地方委員会並に極東地方執行委員会の不十分な政治的經濟的指導に在る。正しき指導は何よりも先づスター

リンの指示せる如く、彼等の有用性の政治的及實務的見地に立脚して幹部を良く選擇し、配置し、検査する技能を要求してゐる。極東地方に於ては此のポリシェヴィーキの原則が嚴守されなかつた。

極東地方の共營農場及國營農場はその發展に於て、蘇聯の他の地區の共營農場及國營農場よりも三十四年立遅れてゐる。此の立遅れの主要な原因は播種面積の縮少と收穫力の固定化、循環播種が缺如してゐたこと、それが存在した所では系統的に紊亂されて來たこと、労働過程の機械化の立遅れ、共營農場及國營農場に於ける若い家畜の斃死であつた。

移民に對する仕事に缺けてゐた。免租に關する法規が遵守されず更らに違反された。政府は極東地方の農民、共營農民及個人農民に對し、ソ聯のどの地方もどの州も持つてゐない巨大なる特惠を與へたことは周知の通りである。

ソ聯の如何なる先進農村經濟地區よりも少からざる好都合な氣候的條件に恵まれてゐる極東地方の農村經濟を向上せしむるには、列擧したる總ての缺陷を猶豫なく清算する手段を講じなければならぬ。共營農場及國營農場に對する操作的、具體的、政治的及經濟的指導を強化する必要がある。農村經濟機械化の立遅れを根絶しなければならぬ。

今日既に、トラクター運轉手コンバイン操縦士機關士養成の仕事を展開しなければならぬ。ソ聯に於ける共營農場の成功は、我が農村經濟を共營農場の軌道の上に急速に發展せしむる燦爛たる可能性を持つてゐることを證明した。たゞ問題は正しき操作的指導の如何、我等の活動の如何、諸君自身に繫つてゐる。

極東地方農村經濟は二つの決定的州アムール及びウスリスキーに擴がつてゐる。此等の州の黨及びソヴェートの指導者は農村經濟に對するその満足し能はざる状態に對する彼等の全責任を明白に自覺しなければならぬ。

我々は機械トラクター配給所及國營農場の活動を改善し、管理人の構成を強化し、全共營農場及國營農場に於て正しき輪作に移らなければならない。多くの共營農場及び國營農場が今なほ春耕地に播種してゐる状態は恥辱であり我慢することが出来ない。實踐に於て農業の最も初歩的な約束が蹂躪され、春季にはたゞ休耕地と秋耕地のみ完全に播種しなければならぬのに春耕地に播種してゐる現状なのに、今更の如く農業技術に就いて云々する價值があるか。又此の名題に關する土地機關の活動家及黨の指導者の審議が果して如何なる價值を有してゐるか。本年我々は國營農場と共營農場が法則の如く一九三八年の春季はたゞ休耕地と秋耕地のみ播種するやうな條件を準備しなければならぬ。極東地方に於ける農民移民の有する意義を證明する必要も無いだらう。だが近年移民に關する仕事は明かに低調となつた。

極東地方は移民の爲めに大なる可能性を有してゐる。我々は六一二の共營農場を有し、其處には約六〇萬ヘクタールの解放された耕作可能な土地がある。

ワレンチン・ヘタグーロワの聲明書は移民の爲めに強力な刺戟となつた。彼女の手紙に對して、彼女の招集に應じて、我が偉大なる社會主義郷土の津々浦々から幾萬の少女と共產青年同盟員が全く純真な心持の手紙や願書を以て答へた。その内約一千人は極東地方に來たし、二萬五千以上の手紙が我々の手許に届いた。總て此等の手紙と願書は、自己の燃ゆるが如き精力と智識を活用する爲めに極東に來たいと云ふ熾烈なる希望を表現してゐる。我々は彼等に答へるであらう—よろこばしく御出で下さいました。我が光輝ある社會主義郷土の果敢なる愛國主義婦人に尊敬と讚美を送らう。

此の運動が成長し前進するであらうことには疑がない。幾千の共營農民、労働者、労働婦人、ソヴェート・インテリ、青年が我が極東地方に來るであらう。

我が赤軍と太平洋艦隊及國境守備隊の少なからざる闘士が遠大な志を抱いて極東地方の恒久的住民として居残りつゝある。たゞ必要なことは移民が出来るだけ少く犠牲と困難を以て特に農村に自己の住家を建設するやうな條件を創造することである。我々は移民の私的生活的の必要に特種の注意を拂はねばならぬ。彼等に對し費用や金贈りや建築材料を以て眞實の援助を與へ、彼等に必要な財産取得の可能性を容易にしなければならぬ。

極東に於ける移民事業は残念乍ら悪く、極東地方執行委員會に於ても州委員會に於ても放棄され、區執行委員會及農村ソヴェートは局外者の立場に立つて自然の成行に任かしてゐる。

商業機關の活動に於ては工業及農村經濟に於けると同様な大なる缺陷を發見する。

商品流通の一般的成長の平均數字の蔭にかくれて、人々は屢々具體的な驚くべき無秩序を見ない。パン販賣に於ける中絶は（パン販賣店にパンが連續的に切れること—譯者）は周知の通りであるが、我々は乳兒をも含めて一箇月一人に對し一ブードのパンを與へてゐる。

例へばコムサモリスタに於ける劣悪な事實、余は唾棄すべき商業と言ひ度いが、これは果して恥辱してはならないか。更らに、例へばピロビジャンに於ける商業の唾棄すべき状態をこれ以上冷静に忍耐することが出来るか。果して我が國には商品が少なく、又は商品の種類が制限されてゐるとでも云ふのか。この現象は我が國が充分に製造してゐる商品の不足から來るのでは無く、何よりも先づ商業機關の悪質の活動と、黨及ソヴェート機關の政治的實務的指導の不

充分のみ原因してゐる。

ソヴェート商業は工業のみならず農村經濟發展の基礎的挺子であり、國民の物質的文化的需要を満たす條件を爲してゐる。特に國境地帯、奥地の密林地帯、遠隔の北方地帯の商業の爲め商品の適時の輸送に關して配慮しなければならぬ。以上の如きが經濟に對する政治的黨的指導の分野に於ける我等の任務である。

極東に於ける經濟のかゝる状態の下に於て指導を弱め、注意を弱めてもよいと考へる者は、今や黨が黨的活動の強化を要求してゐる理由からして、かゝる者は政治的及黨的指導者として望みの無い者である。

現在肝要なことは、トロツキスト―加害者の巢窟を徹底的に撃滅し、加害行爲の手段を根絶し、我等の幹部をボリシエヴィズムを以て武装することである。

六 黨の組織的及政治的活動

全聯邦共產黨極東地方委員會の黨―組織的及黨―政治的活動に轉じやう。若し極東地方委員會が工業漁業及木材經濟を弱く指導してゐたならば、若しも鐵道運輸農村經濟を指導してゐなかつたならば、極東地方委員會は基本的注意を黨―組織的活動に、機關紙の指導に、宣傳及煽動に、共產黨員及共產青年同盟員のマルクス―レーニンの教育に、労働者及營農民の政治的教育に集中することが出来ただらうか？若しも農村に於ける政治的活動が悪く遂行されてゐたならば、都市に於ては然ゆる如き黨的及黨内生活が展開されてゐたであらうか？だが我々の有してゐる決算は極東地方に於ける黨―組織的及黨―政治的活動も亦極度に立遅れてゐる事を證明してゐる。それは放棄されたと

言ふ事が出来る。黨―組織的及黨―政治的活動は最も立遅れた部門の一であり、何よりも先づ此處に極東地方に於ける黨指導の政治的及組織的失策の源泉がある。

組織問題に轉じやう。最初はこの期間に於ける全聯邦共產黨極東地方組織の構成變化に關する二三の資料を紹介しやう。

一九三四年一月一日には二萬三三四〇人の共產主義者が極東地方の黨組織に加入してゐたが一九三七年一月一日には二萬九〇四五人の共產主義者、内、二萬一九七九人が黨員、七〇六六人が候補者であつた。極東地方黨組織は他の地方より極東に移動して來た共產主義者に依つて成長したもので、一九三四年より一九三七年までに極東地方へ八八六二人の共產主義者が移動して來たが、この期間極東より轉出した者は二二二九人であつた。極東には一九三三の下級黨組織、二〇八の候補者グループ、六九の黨―共產青年同盟員のグループ、五八八七人が加入してゐる七一の同情者グループを有してゐる。

一九三三年に黨の清掃工作が施行され、續いて一九三五―六年には黨員證明書の検査及び取換が行れた。清掃工作期間に五二二八人の黨員と二五二三人の候補者が除名された。黨員證明書検査に際し二八七六人の黨員と一七六一人の候補者が除名された。最後に黨員證明書取換に際し三二九人の黨員と一三〇人の候補者が除名された。

此の組織的方策は黨組織の腐敗を清算し、黨組織をして只一人の二股主義者をも憎入せしめざる難攻不落の城塞たらしむるために決行されたのである。我等の任務は何よりも先に人民の敵トロツキスト、右翼及他の二股主義者を黨から掃蕩する事であつた。然るに除名された黨員より願ひた無數の上申書に依れば、少からざる人間が無益に不當

に除名された事が明白である。真面目な共産主義者を「危険分子」として除名したり、研究会に出席しなかつたとか、其他取るに足らぬ過失や誤謬の爲に除名したりして亂暴な過誤を犯した。清黨工作に際し「消極的分子」として一五一人即ち除名者總數の一九・八%が除名された。黨員證明書検査に際し消極性の理由を以て除名されたクルトは五二九人即ち除名者の一・五%であつた。然るに除名されたトロツキスト・ジノヴィエフ派及び右翼は除名者總數の二・四%に過ぎなかつた。

黨員證明書取換に際して消極性の理由により除名者總數の一八・一%が除名されたが、トロツキスト・ジノヴィエフ派及び右翼は八・九%であつた。

黨員證明書検査及取換に際して政治的常識の不充分と云ふ理由からのみ真面目な人間を除名してゐるのに、不倶戴天の敵トロツキスト・ジノヴィエフ派、右翼其他二股主義者を黨の陣列に残しておいたのは黨極東地方委員會の犯した亂暴な政治的誤謬と云はなければ正に最大の政治的缺陷である。

清黨工作に際して除名された者の上申書審査の後一八〇一人が復黨した。黨員證明書検査に際して六四六人即ち一四%が復黨した。黨員證明書取換ひに際して除名された者の内一〇七人即ち三七%が復黨した。更に「消極的分子」からの復黨が復黨者の全部ではなかつたと云はねばならぬ。復黨を許された者の著しき部分はトロツキストであつて、一箇月後には彼等を逮捕しなければならなかつた。

黨から除名する際の間違つた方針は敵をして黨の陣列に潜伏せしめることを助け、中央委員會が黨員證明書の検査と取換に對して提起したる基礎的要求を挫折せしめた。

黨規約は亂暴に違反され、黨の會議は極東に於て三年以上も招集されなかつた。黨員及非黨員大衆との不斷の連絡が缺如し、黨指導者の活動は大衆に依つて検討されず、指導者はこの検討を組織し確保する事を自己の義務と考へなかつた。

五選が廣泛に實踐されてゐた。極東地方委員會の構成の三〇%は五選されたものであり、州委員會の構成の三二%が、州委員會ジュエローの五五%が五選であつた。黨の活動及黨の指導に於て我々は、黨指導者と大衆の隔離と黨的・政治的活動の卑下、政治的感覚の麻痺、放埒、政治的怠惰を持つてゐた。州委員會は都市に於ける黨的・政治的活動を、中央委員會の決定中に云はれてゐる様な、何等の警戒心も何等の政治的洞察力をも表現しない様な第二流の働き手に任かしてゐた。極東地方委員會、州委員會、市委員會、市積極分子の總會は、余は會議もと云ひたいが、諸君は前會議の性質を明白に知つて居られるであらう。我等の活動の缺陷に對する批判の展開、黨指導者の自己批判、自己の活動を黨の下層活動家及黨員大衆に不斷に報告する爲の舞臺たらしめ、個々の黨の活動家及個々の黨員に自由なる事務的批判の權利を提供する舞臺たらしめる代に實際に於ては麻痺された人間と一切の警戒心を喪失したる人間の空虚な見せびらかし、嘔吐を催させる様な際限なき歓迎と挨拶の宣言、賞讃の演説の舞臺に轉化されてしまつた。

斯かる時に際し敵トロツキスト・ジノヴィエフ一味、右翼、ブハリリン一味、日獨スパイは、資本主義的包圍とそれが極東地方黨組織及他の一切の組織に對する直接の影響の過少評價を利用して經濟及ソヴェート機關の重要な地位に更に黨機關内部にさへ侵入し反革命的活動を遂行した。

眞のポリシェヴィキ的相互批判と自己批判の展開に關する全聯邦共産黨中央委員會の二月會議の決定の結果と此

の批判の展開の結果、州及區組織の壓倒的部分の積極的分子の會議に於て最大の缺陷、眞實の政治的指導と警戒心の
缺如、無頓着、敵一ニ股主義者に對する自由主義が暴露された。ハバロフスク州委員會第一書記カプラン、カムチャ
ツカ州委員會第一書記オルロフ及ユダヤ人自治州委員會第一書記ヘツキンは政治的指導を確保しなかつたものとして
落第し解職された。

ゼイスキー州委員會第一書記テツペリも亦黨指導者たるの能力なしとして解職された。

中央委員會會議後ボリシエヴィキ的相互批判と自己批判の展開は驚くべき缺陷を暴露し組織的結論を齎しめた。
我が極東地方委員會會議以前に、下級黨組織の總選舉集會が行れ、市地區及州會議も亦催され黨機關の選舉性を完全
に恢復した。選舉は總べて名簿式、公開式ではなく、別個的及秘密的の新しき方法に依つて施行された。候補者に對
する批判と忌避の權利が個々の黨員に確保された。此の選舉は中央委員會アレナムの決議とスクーリンの指示が黨生
活の全面に互つて如何に偉大なる原則的意義を有するかを實證した。

我等の缺陷に對する相互批判と黨指導者の自己批判とが全面的に展開された。こゝに今回の選舉に於ける正しきボ
リシエヴィキ的スクーリン的活動の様式への最も貴重な最も重要な轉換がある。我等缺陷に對する批判と自己批判
は我等の前進の最重要なる手段の一つであり、自己の失策を以て黨幹部を教育し訓練する重要なる手段の一であり、
黨の眞實の指導者を訓練する主要なる方法である。

我等は未だ全體の決算を有してゐないが、三三の黨組織からの資料に依れば、六六〇七人の決議権を有する代議員
が出席し、一三五七人即ち代議員全數の二一・四%が討論に参加した。

七〇の下級黨組織の資料に依れば、會つて黨委員會に一回も選ばれなかつた者が三八・三%黨委員會に選出され
た。同時に下級黨機關の書記に會つて其の仕事をしなかつた人間が三一・八%新に選舉されてゐる。
改選は大衆が如何に黨的、政治的に高度に成熟したかを實證してゐるのみならず、永い間我等の指導者の目に付か
なかつた新しき働き手の廣汎なる層の存在してゐる事を證明した。黨機關の選舉カンパニヤは大體終了し、上から下
までの黨の指導的機關を強化したが、今や我々は軍隊及び艦隊より著手して極東地方の經濟的及文化的生活の全面に
互り政治的、黨的活動を精力的に展開しなければならぬ。

國防人民委員會に對して直接責任を有する軍隊指導の最高機關としての軍事評議會の創設に關する最近の法令を考
慮したならば以上の事がより明瞭となる。

我々は労働組合機關の活動の改革を最も近い内に遂行しなければならぬ。労働組合は今日まで極度に悪く活動し
て來た。労働組合全聯邦中央評議會第六回總會が正しく規定したる如く、指導的労働組合機關は新しき状態の性質と、
自己の新しき任務を充分に明瞭にせず社會主義建設の廣汎なる領域から立廻れ、文化的水準及政治的積極性が測り得
べからざるまでに成長したる労働組合大衆から取殘されてしまつた。

同時に、労働組合は自ら死滅したから最早用がないと斷定してゐる饒舌家を容赦なく擊破しなくてはならぬ。

共産青年同盟も又秘密投票の新しき方法で改選を遂行しなければならぬ。黨組織は共産青年同盟の全組織的活動
の根本的改革を意味する處の改選の正しき遂行のために共産青年同盟を援助しなければならぬ。極東に於ける共産
青年同盟の組織は一九三四年末まで不斷に其の構成を縮少した。一九三五年一月一日現在三萬八四三九人を數べた。

青年の間に於ける大衆的組織的活動の強化は、極東共産青年同盟の組織構成の減少を阻止したばかりでなく其の増加を齎した。特に最近數箇月の増加は顯著である。現在共産青年同盟の極東の組織には五萬六千二百四十人の同盟員が加入しており内一萬三六〇〇人は少女である。

農村に於ける政治的啓蒙活動は不充分である。

我等は宣傳と新聞の意義を最大限に認識しなければならぬ。中央委員會總會に於てスターリンは述べた「若し下から上までの我が黨幹部を、容易に國內及國際情勢を把握出来る者方彼等を思想的に訓練し政治的に鍛鍊することが出来たならば、彼等を國家指導の問題を重大なる過誤無しに容易に解決出来るところの成熟せるレニン主義者、マルクス主義者にする事が出来たならば全課題の十中九を解決する事が出来るであらう。」

必要なイデオロギイ的教育が缺けてゐることは最も大なる缺陷の一であり、我等の全弱點の根本的源泉の二つであることは何人も疑はない。我々は幾萬の卓越せる實踐家、活動家、軍隊の活動家を持つてゐるが、レニン・スターリン黨に忠實にして誠意ある此等の人間にはボリシエヴィキ的政治的訓練が缺けてゐる。我々はレニン主義を充分に把握して指導するが爲には「先見が必要である。我が黨の政治的活動家はマルキシズムとレニン主義とを充分に把握してゐないにも拘らず屢、自己の教養を向上するために勉強し努力する義務に對し蔑視的態度を取つてゐる。それなくしては指導者たり得ない我が光輝あるボリシエヴィキ黨の全歴史を知らないものが多い。指令から指令へそればかりを仕事にしてゐる局限されたる管理人に轉化し自己を停滯へ運命づけられてゐる。我が黨の人間は萬事が圓滑に事

無く進行してゐる時には平靜で自信がある様だが、一度不慮の困難が惹起するや忽ち困亂に陥り大衆に對する政治的指導の手綱を弛める。斯様な實例は枚擧に遑がない。我が指導者、黨及ソヴェートの活動家の持つてゐるこの缺陷を撲滅するためには黨幹部を思想的に訓練しなければならぬ。なんとなれば最後の中央委員會總會の決定が之を要求してゐるからである。

最近我が黨の歴史研究を如何にすべきかに關しスターリンの書簡と彼の提案が公開された。スターリンの提案は大なる原則的意義を有してゐる。彼等は疑もなく黨歴史教授の秩序を整頓してくれてゐるであらう。極東地方黨組織に於ける思想的活動戦線は甚しく亂脈情態にある。黨委員會の宣傳、煽動部及新聞編輯部は屢、異分子的敵意あるトロツキストの間諜分子の巢窟と化した。黨教育網の設置は不良である。充分な觀察及審査なしに黨學校及講習會の教師と宣傳者を選擧して居り彼等に對する政治的、思想的訓練は更に行はれてゐない。

極東に於て一六七の新聞を有してゐる。その中には支那人、朝鮮人、ユダヤ人の幾つかの新聞が發行されてゐるが近き將來北方民族の言語で新聞を發行する準備中である。ボリシエヴィキ的新聞は偉大なる力を發揮するものである。新聞は大衆を組織するための最も効果ある、最も威力ある武器であり、黨と大衆の不可離の結合を支持する手段であり、黨機關の大衆指導の武器であり、幾百萬の人々、社會主義的労働の英雄、スターリン主義者、赤軍闘士、我が國境の勇敢なる歩哨兵、國境守備隊、豪膽不屈の水兵及飛行士に對する黨的、ボリシエヴィキ的教育を通じて黨員と労働者を結び付ける武器である。我がボリシエヴィキ的新聞を通じて我が黨は日々全生活領域に於ける社會主義的經濟を指導しなければならぬし又指導してゐる。最後にたゞよく組織され指導されてゐる新聞の援助に依つての

み我等の缺陷及指導者の政治的、組織的過誤の眞實の批判を確保する事が出来る。故に新聞に對する黨的、政治的指導を強化し、新聞の活動家の政治的鞏固性を検討し、黨の州及區委員會書記が例へば編輯者が彼等に不愉快な記事や論文を作成するとか又は發表する際にしかたに新聞を讀むのではなく系統的に讀む様な情態を確保しなければならぬ。新聞編輯者が州市及區の黨上層部の指導的機構に参加し、彼等に對し重要な事業の指導者として敬意を以つて接し、我が國に於ける我等が活動の最も責任あり且重要な部署の指導者に對して提出しなければならぬ様な最も嚴格なる要求を提出する様な情態を確保しなければならぬ。

七、極東に於ける社會主義發展と國防強化

黨極東地方委員會の活動に關する報告に於て余は我が歴大にして多様な我が邊境の全州及地區に於ける活動情態の全貌に言及することが出来なかつたのは勿論であるが、以上述べた處に依り吾人の當面してゐる大なる課題が各人に明瞭になつた。

我等は我が活動に於ける大なる缺陷、經濟的、行政的、黨的缺陷、赤軍及艦體に於ける活動の缺陷、労働階級の敵、日獨、トロツキスト及ブハーリン主義者の牽策者、加害者、間諜が斯くも廣汎に利用したる缺陷を絶滅するために急速に方策を講じなければならぬ。我等は此等の缺陷を容赦なく根底から掃蕩しなければならぬ。このためには黨中央委員會總會に於てスターリンが正しく指摘したる如く自己固有の無頓著性、固有の香氣さ、自己固有の政治的近視眼を清算しなければならぬ。

極東地方のポリシエヴィーキには特に責任ある大なる義務と任務が課せられてゐる。我等は歴大なる經濟的建設事業を指導しなければならぬのみならず國防を強化し我が國境の難攻不落性と不可侵性を確保しなければならぬ。

極東の諸條件下に於て我等は急迫せる環境の中に生活してゐる。此處からして國境に立つて日本の挑戰者に對し國境の不可侵性を防衛してゐる闘士が感じてゐる如く我等の各人が感じなければならぬ國家及黨に對する重大なる責任と特種の任務に關し一切の結論を與へねばならぬ。極東地方に對する此の主要にして基本的なる要求を實現するためには、ポリシエヴィーキ的忠實、勤勉、我等が活動、就中彼が何處に居やうと彼等の地位と職務を省みず指導者の缺陷に對するポリシエヴィーキ的批判及自己批判が必要である。鐵の如きポリシエヴィーキ的規律的及黨のレーニンの一スターリンの方針の直接的にして斷乎たる實行が必要である。

我等が革命の過程に於て少からざる困難に遭遇したが常に成巧的にそれ等を克服した。無數の敵と闘争しなければならなかつたが彼等を成巧裡に粉碎し敗北せしめた。若し然る可くポリシエヴィーキ的、スターリン的に處置したならば最も近き將來に以上列擧したる缺陷の大部分を根絶するであらうことは疑ひない。

歴史的闘争に於て試験されたるスターリン中央委員會に指導され、親愛する偉大なる首領であり且教師であるスターリンの指導の下に我がポリシエヴィーキ黨は疑もなく成功裡に新スターリン憲法の基礎の上に行はれつゝあるソヴェート同盟の政治的生活に於ける轉換を實現するであらう。

我等極東ソヴェート領土に於けるポリシエヴィーキは我が光榮あるポリシエヴィーキ黨の指導的闘争部體の一員と爲り、極東に於ける辛勤勞者、大膽なる英雄、闘士、不可侵のソヴェート國境の防衛者、我が勇敢なる特別極東軍、太平

津艦隊の果敢な水兵、炯眼なる國境守備隊と不可離に結合し、我がソヴェト同盟の家族の一員として我等ボリス
ツネキは先づ第一に極東地方を向上しその國境とその國境の不可侵性を確保する自己の義務と責任を立派に且名譽
にかけて遂行するために全力を傾倒しなければならない。

我が黨中央委員會指導の下に、親愛なる首領同志タクトンの指導の下に社會主義の一切の敵を全滅するであら
う。我等の空缺陷を根絶し陣列を一層強化し斯くして新しき勝利、社會主義の偉大なる勝利を確保するであらう。

（以下は非常に小さい文字で書かれた文章が続く）

佛 國

農業とその社會化に關する諸問題

ピエールカチオ

はじめ、さきに挂冠したブルムの所謂人民職内閣執政一年は政治的改革に於て、將又社會政策的立法に於て内外を壓倒
したが、その行ふ所は社會黨綱領の實現にあつた。該政府の背後をなす主として都市工業労働者により組織せらるるC.G.T.
多年要望に對するひたむきな約束實現は、農村に對する相當なる配慮にかゝらず、農村一部人口の要望と相顧する所を
生ぜしめ、我々に多大の示唆を與へた。今こゝに佛國農政界一方の雄ピエール・カチオのブルム内閣對農村政策批判の一文を
譯出し、以てその間の消息を明かにせん事を試みた。（譯者）

- 一、序説
- 二、農村人力の減退
- 三、四十時週制
- 四、労働並びに販賣に關する團體協約
- 五、耕地についての法律案
- 六、小經營と集会的經營

農業とその社會化に關する諸問題

一 序 説

佛國は何と云つても農業國である、そして佛國農民は我が國民的構造の基礎を成すものである。この基礎の重要性或は堅固性を減少せしむる惧れあるすべてのものは、國民的構造の全體を危くするものである。さればこそ政治家は諸々の改革を企畫するにあつて、それが農業に如何なる影響を及ぼすものであるかを寸時も忘れてはならないのであるが、併しそれが爲には先づ農業が國民生活に於て如何に重要な位置を占めるものであるかといふ事に就て深い認識を持つてゐる事が必要である。然るに遺憾ながらこの事は今日の政治の指導的觀念とはなつて居らぬやうである。

尙この概説の劈頭において注意して置かねばならぬことは、農業はそれ自身に直接關係ある政策から打撃を蒙ることよりも、むしろ商工業に關する政策から打撃を蒙る事が多いといふことである。事實農業は前者即ち農業自身に關係ある政策に對しては十分なる抵抗力を持つてゐるものであつて、屢々最も頑強なる且惡しき意圖をもその抵抗によつて粉碎して來たのであるが、後者即商工業に關する政策に對する場合は農業はこれに直接立ち向ふことが困難なのである。

一國の農業の骨組は、そして就中わが國農業のそれは、工業に於けるが如くに比較的近世に於て發達し且絶え間なき更新の状態に置かれてゐるものとは異り、長年月に互つて繼續され來つた辛抱強き努力の結果として作られたものであつて、その淵源の如きも知られざる太古のうちに没してゐるのである。農業はそれに従事する人々に對し極めて僅かの報酬しか與へないので、その生産手段は控へ目なる、用心深き緩慢さを以てしか更新され得ない。農業は過

去數代によつて蓄積されたる資本、——豐作の年毎に少しづつ殖やしてゆくところの資本によつて存續するものである。投下資本の報酬は殆んど常に僅少を極めて居り、これによつて耕地經營を擴めて行くことも、又工場に於けるが如くに資本の報酬並びに償却に宛つべき正常の利潤をあげることとも、共に全く不可能なのである。

農業問題を工業問題と同様に取扱はうとした人々は、いづれも皆重大なる過誤を犯したのである。農村經濟に於ては、經濟的或は社會的の臨機は常に危険なるものであつて、ともすれば最も怖るべき結果を招來し得るものである。工業に於ては機械が人間を導き、人間をして兎も角も生産する事を餘儀なくせしむるものであるが、農業に於ては事を決するものは天と人とであつて、若し人に於て缺くるところあらんか、生産は消失してしまふのである。

ところで、後に見らるゝ如くに人間は貧、不足を告げ、我國農業構成の狀態は半世紀以來甚だしく變化を來たしてゐるのであつて、この觀點よりするとき、我國の事態は極めて不安なるものとなつてゐる。私の與へられたる題目に一層直接に接近する前に、大膽なる或は空想的なる精神が稍もすれば看過するところの、以上の如き一般的なる解説を今更ながら一渡り述べて置く事が必要と思はれたのであつた。

二 農村人力の減退

さて愈々我國農村情勢の現状を検討することにしよう。
一九二九年の農業調査の一般的結果に關する最近の發表は、我々をして現情勢を稍、詳細に知ることを得しむるのである。

一體十年毎に一回の農業大調査を行ふべきなのであるが、一八九二年以來、即ち三十七年間といふもの、一回も行はれずに来たのであつた。

次に過去の情勢を手短かに摘記してみることとする。

一八八四年施行の調査によれば佛國には約三百七十萬の農村地主が算せられた。今假に百ヘクタールを大土地所有とすれば、次の割合の如くである。

大土地所有	九八%	面積	六四%
小中土地所有	二%		三六%

大土地所有は森林を多く含むものであることを考へるならば、耕地面積としては大土地所有は總面積の三分の一を占めて居らぬ事が認められ得よう。佛國は農民によつて構成されてゐるところの國なのである。

土地所有の點より見て現在の情勢は如何なるものであらうか、これについては詳かでない。即ち一九二九年の農業統計は五、四八六、八四五件の農業土地所有の存在を示してゐる。併しこれによつては、地主の數と、別々に數箇の土地を所有する者の數の比率に關しては何等知るを得ないのである。

今我々が目を所有地から耕地に轉ずるときは、佛國の農民的特徴は益々明瞭に表はれる。一九二九年の農業統計は一八九二年のそれよりも完全なるものであるから、面積の種別毎に嚴密に正確なる比較を示す事は困難である。私はそれ等統計の長々しき數字を一々分析しようとは思はなす。

それ等の數箇が持つ寒心すべき意義は我等の説明を十分に明らかにするものである。私は唯概括的な一表の中か

る一八九二年及一九二九年に於ける耕地數を掲げる事にとゞめて置こう。

一八九二年	一九二九年	増分又は減分
一ヘクタール以下	一、〇一四、七三二	(-) 一、二二〇、六七四
一〇一ヘクタール	八六、五〇九	(-) 七五、三六九
一〇一ヘクタール以上	三三、二二八	(-) 二〇、八五五
合 計	五、七〇二、七五二	(-) 一、七三六、三三二

右の表は農民力衰退といふ事實の上に怖るべき照明を投げかけるものである。農村人口の漸減は久しき以前から認められてゐたことであつた。併しながらこの問題に關して正確なる數字を擧げることが不可能である。今日我々は唯、三十七年間に百七十萬以上の農家が消失したことを知るのである。

一八八二年から一八九二年にかけては、情勢は事實變化を見なかつた。一八八二年に於ける耕地數五、六七二、〇〇〇に對し、一八九二年の耕地數は五、七〇三、〇〇〇。農民力が下降し始めたのは、大戦前の農業大恐慌がその猛威を最も逞しくした時からであつた。そこへ戦争が來た。それは百萬からの農民の生命を壊滅し去つた。平和條約調印の直後に佛國の社會政策は大戦によつて農村大衆が投げこまれた萎靡の根柢を當然眞つ先に考慮して然るべきであつたのである。

以上が私がこの問題について一九二九年に述べたところを引用するを許されたい。土地と農民家族の間に、戦争は農業から凡ゆる年齢に亘る數十萬の人間を剝奪したが、そののみならず行政機關、鐵道、商工業等も亦、農業とその社會化に關する諸問題

（我國に於ては農村人口のみがたとへ遺憾ながら缺乏してゐるとは云ひながら、求め得べき唯一の豫備人口である更に數千となき農民を田園から奪ひ去らうとしてゐる。かくて我國社會構成の基底そのものに空隙が生じてゐるのである。

かゝる事態の結果は、若し今にして必要な對策を以て之が救済に當ることを怠るならば、佛國にとつて由々しき大事となるは必定である。

過剰なる人口を有する獨逸を前にしながら我國は疲弊と劣勢との中に自らを見出さんとしてゐる。そしてこの状態は佛國農民人口の回復が達成されない限り、我々をして現在の勝利にも拘らず、最悪の破綻に赴かしめるに違ひないのである。

人口回復の問題は、結局に於て農民人口についてのみ課せられるものである。それが解決せられ得るのは田園に於てのみである。都市は常に十分なる人口を有してゐるであらう。その人口は現在に於ては過剰でさへもあるのである。

私は私一個として農民人口回復についての農業綱領を確立してみようと試みた。私は直ちに我國政治家が稀なる例外を除いて、政争にしか興味を持つて居らぬといふこと、そして我現制度を支配しつゝあるデマゴグ的精神が續する限り、そこに何を期待するも徒勞であるといふことを悟つた。

戦争荒廢地域復興の事業は、數千の耕地を撲滅してあつたかま正に戦争による破壊を完成し發展せしむるが如くに企てられたのであつた。

今消失した百七十萬の農家が如何にして解體したかを調べてみるならば、我々はこの没落が先づ庭、或は小さき畑地付の自家を所有する農業労働者に始まり（一二二〇、〇〇〇）、次いで一乃至十ヘクタールの極めて小規模の耕作に及んでゐること（七五三、〇〇〇）を見る。工業及大行政機關が土地から奪ひ去つたのは主として彼等であつた。家は遺棄せられ、放置せられた土地は近隣の耕地に合併せられ、かくて隣地を合併したものはその面積を増大し得たのであつた。十乃至百ヘクタールの耕地が二〇二、八五五の多數に増大したのはこの爲である。かくて死滅による一種の自働的土地併合が行はれたわけである。

以上の如きが一九二五年の調査に表はれた極めて憂ふべき情勢である。これは夙に知られてゐたことであるにも拘はらず、官公の記録中一として今日迄この動勢の廣汎さを計るべきよすがを與へたものはなかつた。

我が農村の荒廢を激化せしむるが如き結果を持つ社會政策はいづれも皆佛國を破壊するの政策である。我國の爲政者諸彦はその抱懐するところの意見が如何なるものであるにもせよ、行動に先ちて一應土地の問題に留意し、既に甚しく減退してしまつてゐる我農村人力を更に弱少ならしむる惧れある何事をも、決して爲さぬといふ確乎不拔の責務を擔ふことが肝要であらう。

數箇月來爲され來つた殆んどすべての施設は、農村に於ける急務の最も完全なる没却の裡に企てられ且實行せられたものであることを認めざるを得ない。爲政者諸彦は皆にそれ等の急務を知らぬといふのみではなく、あたかも佛國の田園を徐々に疲弊せしむべき最も有效なる間接の手段を殊更に求めたかと思へ見ゆるものである。

三、四十時間週制

農業とその社會化に関する諸問題

施政當局のお氣に召した思付きは四十時間週制である。労働時間のこの急激なる縮減と原價の變則的引上げといふことによつて、我工業が如何なる状態に置かれんとするかといふことを我はこゝに検討せんとするものではない。私は唯、この制度が農業に對して如何なる破綻的結果を齎らすものであるかを指摘して置きたいのである。その第一の效果は先づ農業が有する既に不十分なる労働者數の極めて急速なる減少を誘發することである。例へば鐵道事業がその必要とする六十萬の従業員又は労働者のすべてを失業者中に見出し得るものでないことは明かである。失業者中には労働を欲しない、或は労働することを得ない大多數の人々を算入しなければならない。それ等の人々によつては失業手當は擬制的恩給であるか、或は彼等の資力の補助的要素をなすものである。目下工業は到る處に於て熟練工の不足を告げてゐるのであるが、これ又失業者中には求められないのである。あらゆる細狀にも拘はらず、農業労働者のみならず我農村の職人に到るまでが工場或は諸官廳の益、急迫なる呼集によつて攫み取られて行くであらう。他に一層まきものと見ゆる地位がある時、二人の人間を元の地位にとゞめて置かりとしてもそれは無理である。

かゝる募集は一時的の募集ではないであらう。否、それは農業に従事する者の數を一層急激なる速度を以て減少せしむるであらうと云ふことの繼續的現象となるであらう。小農夫の子供等も労働者及び職人と同じ道を踏むようにならざるを以て將來に於て、暗澹たる運命への愈、急速度の墜下を認むることを恐るゝ人は最早次回の農業調査を行ふの勇氣を失ふであらう。私はかくも暗黒なる畫面を描かねばならなかつた事を遺憾に思ふのであるが、併し現狀勢の重大さを蔽ひかすこと

とは不可能である。我々が現在の事情にあつては四十時間週法の無謀なる適用は佛國をその生ける人力に於て毀つものであると言ひ得るのはこの故を以てである。これら經濟的諸結果以外に於てもこの法律は我々を歴然たる疲弊困憊に墜すものであつて、我々は實に一九一四年に於けるよりも更に深刻に、我國の弱點の血腥き結果を恐れざるを得ないのである。

以上、私は四十時間週法が農業上に惹起する反動を指示するに止めた。次にこの制度を農業に適用する事は可能であらうか？否、我國に於ては小農經營の數は賃銀制による大農經營の數より遙かに多いのであるから、後者を撲滅してかへりみないと言ふのでよもなければ、それは理論的に言つて不可能である。

我指導者等は、不詳なる二つの政策の中間に挟まれてゐるのである。第一の政策は農業を四十時間週法の域外に残すものであるが、これは農村人口の急激なる縮少と、我農業生産の同様に急激なる減退と、更にそれに伴ふ一切の社會的、經濟的及び財政的結果を齎らすものである。第二の政策に於ては工業の規定が農業の上に迄擴張せられるのであるが、この場合に於ては情勢を堪え得べき程度にとゞめんとすれば、當然農産物の價格の倍加を覺悟せねばならぬのである。

工業に於て社會的諸法律並びに平價切下げは、機械の助けがあるにも拘はらず、七十五%に近い生産費の引上げを來すのであるが、農産物は更に低き價格より出發し且その生産は機械の發達による同程度の助力を得る事が出來ないのであるから、更に甚しき騰貴を見なければならぬまい。かへつてその結果は生活費の昂騰となり、山々しき社會的

紛亂をも誘發しかねないのである。

右のいづれの政策が採られるにしても、國家は回復し難き損害を受けるであらう。

私は爲政者が第二の策を採り得るとは思はない。それによつて引起される動搖は底知れぬ程激しいものに違ひなく、それを敢て容認せんがためには我國を組織的に破壊せんとする意圖に驅り立てられてゐなければならぬであらう。

事情かくの如くであつて見れば、四十時間週法の大きな犠牲に供せんとするものは農業である。その人的要素を糾奪されて農業は益、疲弊の中に墜されつゝ、その賣るところの農産物とその買ふところの工業生産品との價格の懸絶の激化されゆくを見るであらう。

既にして小麦價格引上げの阻止は、農業が如何なる位置に踏みつけられようとしてゐるかを明かに示すものである。農業は二つの損害を受けるであらう、即ち一は人的損害であり他は物的損害である。そしてこの二つの損害によつてその増減は成就されるであらう。

或人は反對して云ふかも知れない、英國に於ては農業は國民生活の第二次的要素となつてゐる、そして英國の國力はその農業生産の衰微によつて感知せらるゝ程の減退を見せてはいない。

併しながら英佛二國間には如何なる對比も爲され得るものではない。何となれば、英國は農業の外にその本國及び屬領のいづれに於ても、我國の持たない諸資源を有してゐるからである。佛國に於ては、國民生活の根柢をなすものは農業でありその増減は直ちに國家全體の増減となるであらう。

四十時間週制は群民籠絡の狂態である。勤勞者の生活改善は政治家の常に専心しなければならぬところではあらう。併しその改善は物質的可能な限度内に於てのみ實現され得るものである。既に爲されたところの頼りなき見せかけは次第に苛酷なる現實に席を譲り始めた。犯された過誤は今にして修復しないならば、我が祖國の大なる禍源となるであらう。

四、勞働に於ける團體協約と販賣に於ける團體協約

余はこの小論の劈頭に於て、直接農業に關する諸對策は四十時間週法の如くに農業がその間接の犠牲たるものよりも危険が少ないといふことを述べた。一體佛國農民を共產主義到來の準備を目的とする諸政策に慣らさうとすることは無理なのである。事實、現政府(ブルム内閣)の最後の目標が共產主義制樹立にある事は隠れもないことであつて、それに到達する爲には準備的諸處置が必要である。議會に上程されたる諸法案を検討するにあつては、それ等の動機となつてゐるところのものを決して忘れてはならないのである。

「勞働に於ける團體協約」に關する法案についてもその通りであつて、現在の形のまゝそれが採用せられる事になるならばそれは急速に、この問題に關する特別報告中にも言はれてゐる如く農業國營化に於ける主要なる一段階を形成するであらう。

「販賣に於ける團體協約」についても亦然りである。議院は原案に稍、修正を加へ、結局實際上は全農産物の價格を政府が決定するといふ事に落着した。これらの修正にも拘らずこの法案は依然として危険極まるものである。事實、この制度が可決されたる曉に於て實效を發揮し得んがために豫想されてゐるところの層は實際的には關係生産者大衆の

二少部分なのであつて、價格の制定は事實上國家の掌中にとどまるであらう。農業團體は二三の地方に於ては十分に存在してゐるが大多數の縣に於ては實に不十分である、そして農業は商工業に比して明かなる劣勢に置かれてゐるのである。この法律が農産物價格の抑壓といふ方向に絶えず運用されるであらうことは疑ひを容れない。

尚又、該法案は理論的には凡ゆる産物に對して適用し得られるといふ、かなり奇妙なる性質を持つものである。尤も議會に於ける討議に際しては、或種の生産物に對しては適用が困難であらうといふことを認められたのであつたが、

葡萄酒に關しては、葡萄を産する南佛地方の代表は葡萄酒がこの法律から除外せられん事を強硬に要求したが、我は其の例外を十分に理解することが出来ない。何となればもしこの法律が葡萄酒に對して不都合なるものであるならば、それは他の生産物に對しては尙一層不都合なるものであるからである。

五、耕地に關する法律案

この法案は所有權撤廢への第一段階である。余は最近農業學會にこの問題について一研究を提出した、それでここでは唯二三の概括的觀察を爲すに止めなければならぬ。

さて我々の前にあるのは政策上の法案であつて、農業の利益に關する法案ではないのである。事實、耕作なき農場の數は或地方に於ては増大しつゝあるのであつて、定着を欲するものが働かざる耕地を見出すには何等の困難を感じないのである。又一方、良き小作人は地主にとつて頗る貴重なるものであるから、それを留め

置かねがために地主は自然最も公正なる讓歩をなさざるを得ないのである。

商業不動産が収益不動産の極少部分に對してのみ課税せらるゝに對し、耕地は農家すべての所有地に及び、地主とは其名のみである状態で、どうしてその土地に興味を喪失せざるに改良或は維持の支出を續けるをが將來を以てあつた。小作料は司法的手續を経て定められるであらう、そして地主及び小作人間には繼續的に司法的争ひが導入されるであらう。

長期間の賃貸借も最早なく、満期前の繰延も最早なく、小作料支拂の延期も最早なく、進んで爲される賠償もない。善意の協調によつてぬた制度のあとを不和軋轢の制度が襲ふのである。

最後に、この法律は既に定着してゐる者、舊來の者、老年者の爲に作られ得るものである。定着を求め得る者、その少しし支持と激勵とを必要とするところの年若き夫婦は先占者の讓渡を得んがためには實際上權利金を支拂ふべく餘儀なくされるのである。

それに又、小作人の利益の爲に所有權の支分 (seigniorage) が行はれるからには、その支分が農業労働者の利益にまで及ばざないといふ理由はなく、企てられたる工作の正常なる發展の結果として最後は土地のソヴェート化を實現する時期が来るかも知れぬのである。余は小作人が、自分達の争がれてゐる迄の最後の到達點を今少し明確に認識しないのを奇怪とする。

ベルギーに於て實施されつゝあるものと同様の農業改革に關する法律は確かに必要である。それは前議會に於て研究されたる法案の議決を妨げた、かのデマゴグ的水掛論がなかつたならば、疾くに通過してゐたものと考へられる。



併しながらこの有益なる改革は、これと全然目的を異にし、且マルキシズムに通ずる耕地財産税とは何等關係を有しないものである。

六、小農的經營と集会的經營

この研究の初めに示しておいた通り、佛國に於ては小農的土地所有及び經營の數は大所有及び大經營の數よりも遙かに多いのである。そしてこの差は所有地數に於けるよりも經營數に於て一層大である。

農業統計はこの情勢を全く在るがまゝには表示してゐないのである。何となればそれは耕地の中にそれと何等關係なき森林地を含めてゐるからである。若し耕地面積のみを計算するならば、百ヘクタール以上の三二、四六八の大經營は七、三五九、四七七ヘクタールの總面積を占めてゐるのであるが、この面積には森林及び荒地三、九八〇、二〇一ヘクタールが含まれて居り、従つて耕地面積は三、三七九、二七六ヘクタールに過ぎないのである。そこで百ヘクタール以上の大經營の平均面積は耕地面積としては實に百四ヘクタールに過ぎず、佛國全耕作總面積三千三百萬ヘクタールに達する耕地中大經營の有する耕地の占むるところは僅か一〇%に過ぎないのである。

公式國勢調査の結果によるこの證明は佛國に於ては大耕作が過大であると一般に信ぜられてゐるところと反してゐる。この觀念はパリに近接する諸地方に於ける大經營の優勢によつて形成せられたものである。

右の如き事情に於ては、農業のソツエート化は小農の所有地及經營を破壊せずには、我が國に於ては實現され得ない。Sp. 201.

共産主義指導者等がこの反對を確言するのは戰術的理由の爲、彼等は農民大衆を正面から攻撃し得ないからである。

併しながら、我農民を待つてゐる運命は凡ゆる種類のロシア農民の運命と同じものである。彼等ロシア農民は古代奴隸制への復歸であるところの集会的大耕作の中へ強制的に編入されたのであつた。

尙又ロシアに於て認められた諸事實は、久しい以前マルキシズムの傳道者等によつて發表せられた諸原則と頗る正確に一致するのである。小農土地所有はそれを破壊するのに多大の困難を伴ふものであるため、彼等の目には大所有よりも尙一層憎むべきものに見えたのである。

社會主義の最大理論家の一人であるカール・カウツキーは、その博士論文たる「社會黨の農業政策」に於いて、この題目について頗る明確なる立場を示してゐる。彼は曰く、「大經營は、その技術から言つて、小耕作に勝つてゐる。大土地所有を分割することは一歩後退である。」と。

又彼は附け加へ、「理論に於ける最上の意志にも拘らず、社會黨は實踐に於ては農民等が執拗に要求して來た農業的手段(Messures agraires)に對し、常に強硬に闘はざるを得なかつた。」と。

又社會主義思想の今一人の大家たるリーブクネヒトは「Zur Grund-und Bodenfrage」に於て次の如く指摘してゐる。即ち

佛國のみならずドイツに於てさへも「小農は今尙大部分彼等の所有地に非常に根強く執著してゐる……土地收用令は必ずや彼等をして公然たる反亂か、少くとも激烈なる抵抗に赴かしめるであらう。」と。

カウツキーが私有耕地を集会的耕地に轉化することは時機を待つて徐々に之を實現すべきであるといふ意見を持つてゐたのもこの理由によるのである。併し又他の所で彼は次の如く述べてゐる。「社會黨が古い耕作法を墨守してゐる。即ち

るところの農民を獲得することは何時迄たつても容易ではないであらう。たゞ彼等を中立に導くことを絶望してはならない。それだけでも既に少からざる收穫である。社会黨が彼等に堪えて行かうとするならば、彼等に打勝つことが出来るであらう。

土地共産主義は一つの巧妙に保たれたる曖昧さによつて我國に存続することを得てゐる。それは農民の目には、あのマルキシストの輕蔑してやまない分配主義的理想郷の形で映るのである。彼等の觀念に於ては、社会主義とは土地の分配を意味するものであつて、彼等は地主になり度い爲に分配に賛するのである。

佛國農民は彼等が隸屬してゐた共通財産制の束縛から脱せんがために數世紀に亘つて闘つて來たのであつた。その舊制度は、或地方に於ては彼等を集合的所有と個人的所有との中間に置いてゐたのであつた。今日我等が知る如き自由財産制に到達する迄には、彼等は數世紀の努力を要したのである。彼等が始末に了へぬ位個人主義的であり、彼等を少しづつ労働組合組織の中に集めるには非常に長い努力が必要であつたといふ事もその理由にはるのである。しかも労働組合は今尙到底彼等の全部を獲得してはゐない。

最も憤まじき者のもてさへ、破壊し去ることを希望し得るであらうか？ 最も憤まじき者のもてさへ、破壊し去ることを希望し得るであらうか？ 最も憤まじき者のもてさへ、破壊し去ることを希望し得るであらうか？ 最も憤まじき者のもてさへ、破壊し去ることを希望し得るであらうか？ 最も憤まじき者のもてさへ、破壊し去ることを希望し得るであらうか？

ユが正しくも言つた様に、我が國を全地球の縮圖たらしめてゐるのである。地味及氣温のこの二重の作用のもとに、數百年の傳統が我々に遺した特別な名稱、——ポース、コーの國、サンテール、ソローニユ、プレス (Beauce, Pays deaux, Saenre, Soagne, Presse) 等の名で呼ばれてゐる様々なる地方が自然に形成されたのである。これらの國々は行政區劃の如き明確なる國境を持たず、多かれ少かれ相互に侵しあつてゐるのであるが、併し兎に角事物の現實性によつて人間に課せらるゝ地理的實體である。それ等は皆獨特の風景を持つてゐる、——農家の集まつて村落を爲すものあり、小作地、小領地が全地域に散在するものあり、泥炭質の深い谿谷に切斷された水なき高地があるかと思へば、地表を流れる無数の水流を縦横に走らせてゐる林野がある。それ等の國々は其の住民に特殊な刻印を捺し、その生活様式を規定し、我領土上の數箇の地方人の間に存在する小さき相違を更に際立たせるのである。それ等の各、はそれぞれ獨特の動物、獨特の耕作手段、獨特の生産植物を持つてゐる。

これは皆人間の逃れることの出来ぬ自然の止む必要から結果してゐることである。集合外大經營を實現するには千年來の努力の結果たる數十萬の小農耕作を撤廢し、大侵入當時の破壊を更に大規模に繰返さなければならぬ。今や農業は未だ曾てなく安定を必要としてゐる。それは秩序と平和との中に於て、ななければ正常に生き續けることが出来ない。小農の所有地及經營を發展せしむることは常に社会的平和を確保する最良の手段である。我國の運命は佛國農民の運命と密接に結びついてゐる。もし農民の力が衰退を續けて行くならば、我國は回復しがたい打撃を蒙るであらう。

何よりも大切なことは、農民が今尙保つてゐるところの力を今後減退せしむるが如き一切のことを避けることである。不幸にしてこゝ一年來、この一般的福祉の必要は忘却されてゐた。もし今にして更に温健なる政治——國民個々の精神に適合せる政治に立歸らざらんか、我々は無謀なる應急策の怖るべき結果が急速に發展するのを見るであらう。

その最初の結果は今見え始めたところである。

(二天譯)

合衆國

ニューデイルに於ける熟練工養成問題

一九三四年六月二十七日、ルーズヴェルト大統領は、熟練工養成の目的を達成するために、徒弟訓育を促進せんとする行政命令を公布した。

この命令によつて、合衆國に於ける熟練工養成問題の根幹が確立したのである。もとより、熟練工養成の問題は、該命令公布以前にもすでに取り上げられ、或る程度の對策が行はれてゐたのであるが、大統領の行政命令公布によつて特に問題の對象が明確にされ、全国的に統一的な對策が行はれるに至つたのである。従つて (一) 大統領命令の公布以前と公布以後に於ける熟練工養成方法の差異を明確にすること、(二) 大統領が、何故に、一九三四年に熟練工養成の問題を特に取り上げ、それを規制する命令を公布しなければならなかつたかを明かにすることが、合衆國に於ける熟練工養成の問題を的確に把握する上に特に必要とされるのであり、また云ふまでもなく、(三) 行政命令公布以後に實施された徒弟訓育に關する諸施設が、現在如何なる實績を擧げてゐるかを見究めることも亦重要なのであるけれども、こゝでは、これ等の問題に觸れず、唯ニューデイルに於ては、熟練工養成に關して如何なる根本方針がとられてゐるかに關する若干の資料を紹介するに止める。

大統領の行政命令

一九三四年六月二十七日に公布された大統領の行政命令の主要内容は次の如きものである。

一、公正競争コード*の適用をうける産業の所屬員は、該コードに定められてゐる最低賃銀よりも低い賃銀をもつて又はそれを定められてゐる最大労働時間よりも超過した時間をもつて徒弟を雇備することができる。但し右の産業所屬員が、労働長官によつて指定されるか又は設定された代理官から、代理官が承認した訓育プログラムにそふやうに徒弟を訓育しつゝ、徒弟を雇備することを許す證明書を與へられたる場合、その證明書が取り消されるまで、又は取り消される限り、右のことが許されるのである。

*公正競争コード Code of Fair Competition は、産業復興法の命するところによつて、各産業部門の資本家が一つの同業團體を構成し、できるならば當該産業に關する労働組合の同意を得た上で作成した規則。それが適當なものであれば大統領によつて承認され、二ヶ年間は法律と同様な效力を持つ。この規則に違反したものは五百弗の罰金、又は六ヶ月未満の禁錮に處せられる。公正競争コードは次の事項を記載しなければならぬ。

- (イ) 支拂最低賃銀
 - (ロ) 最高週労働時間
 - (ハ) 生産設備の最高利用度
- 二、こゝで使用されてゐる『徒弟』 Apprentice と云ふ言葉は、最低十六歳の者で、雇主又は雇主の團體と契約書を取り交したる者である。この契約書には、右の者に對して少くとも二十時間繼續すべき合理的な雇備と、訓育プログラムへ徒弟を参加せしむべきことが規定されるものである。

- 三、労働長官は、この行政命令の中で與へられたる権限を行使する際に、同長官の諮問に應ずるため及び長官が命令する他の任務を行ふための委員會を設立すべきである。この委員會は、教育局、國家復興局及び合衆國労働省の代表者一人若しくは一人以上によつて構成されるべきものである。
- 四、労働長官は、この行政命令の目的及び意圖を補足し、擴充し、又は遂行するに必要なりと認め得るが如き規則及び規定を定める権限、及びこの命令を運用するに得策なりと認め得るが如き他の手段にして、この命令と背馳せざる手段を行ふ権限を與へられる。
- 五、この命令は一九三四年六月十五日に效力を發生すべきものである。

徒弟訓育に關する聯邦委員會

一、成立の經過

この大統領の行政命令によつて先づ、徒弟訓育に關する聯邦委員會 the Federal Committee on Apprentices Training が構成された。同委員會は徒弟訓育の基準を決定して、それを各州に通告し、また徒弟の訓育に關與する州委員會を組織する代表者を得るための手續について、各州に然るべき通告を發した。

徒弟訓育聯邦委員會は、一九三五年六月十五日の行政命令第七〇七六號によつて引き続き存立せしめられたが、一九三五年六月二十六日の行政命令第七〇八六號によつて全國青年監督局(N.Y.A)*が設立されるや、同監督局は、熟練を要する職業に於ける徒弟の訓育を奨励すべき義務を負はされたのである。然し一九三五年八月十一日に至つて同

*ニューデイルに於ける熟練工養成問題

監督局は、徒弟に關する事業遂行の代理を、徒弟訓育聯邦委員會に委任したのである。尙同監督局は、徒弟訓育聯邦委員會の活動資金をも設定した。

* N.Y.A. (National Youth Administration) は、主として都市青年を事業の對象とし、次の如き任務を行ふものである。

- イ、失業青年に仕事口を與へること
- ロ、青年に職業教育を與へること
- ハ、貧窮學生に學費を供給して學業を持續せしめること
- ニ、失業青年に適する救済事業を新たに起すこと

二、任務

徒弟訓育聯邦委員會の任務は、次の通りである。

- (a) 年季徒弟に關するよりよい理解を全國的に普及促進すること。且つ徒弟の年季契約書に記さるべき諸々の最低基準を擴大し、推奨すること。
- (b) 徒弟の年季契約に關するあらゆる事項につき、専門家、相談役及び忠告者たる資格で活動すること。
- (c) 雇主、各州職業教育部の代表者、年季徒弟に直接關心を有する他の人々が構成する州委員會と提携すること。尙右代表者の數は各同數たるべきものである。
- (d) 年季徒弟制度を促進し指導するに役立つ諸方法、手續等々に關する資料及び報告書を蒐集頒布する中央機關として活動すること。

三、組織

聯邦委員會は、政策促進團體として活動すべきものであつて、同委員會の委員は無報酬で職務を行ふ。委員會の事業は、執行主事 Executive Secretary の指揮の下に行はれるのである。執行主事は、少數の現場關係者より成るスタッフを置く。

執行主事及びスタッフ

執行主事及び現場關係者より成るスタッフの主たる任務は、熟練を要する職業に役立たせるために、青年を徒弟制度によつて訓育することに關しての通達を發表し頒布することであり、州及び地方徒弟訓育委員會の形成を促進し、援助することである。この地方委員會は、青年の福祉に關心を有する地方團體より平等に代表者を出して構成するものである。また執行主事及びスタッフの任務は、すでに徒弟として雇傭されてゐる青年の年季を規制することであり、習得するに二千時間以上を要する職業内に於て、多方面の訓育を確實に行ふ條件で雇傭さるべき青年の年季を規制することである。

徒弟訓育州委員會

徒弟訓育州委員會は、大統領の行政命令第六七五〇一〇號及び労働長官の一般規則第一號によつて許與されたる權限に基いて、次の如き事項を含む事業計畫を提出する。

イ、州委員會の人員に關する事項

ニ、ニューデイルに於ける熟練工業成問題

ロ、州委員会の負ふ義務に關する事項

ハ、委員会の負ふ義務に照應して行はるべき一般政策に關する事項

一般的に云ふならば、州委員会の任務は、徒弟訓育綱領を地方化することであり、徒弟訓育綱領の監督と奨励とに關する諸事項を行ふことである。

一、組織

徒弟訓育州委員会の委員は次の通りである。

イ、次のものより各一名

州労働部、州職業紹介所

N R A・コムプライアンス・オフィス

ロ、次のものより各一名若しくは二名

雇主、雇人

二、任務

州委員会は、次の事項に對する任務を行ふ。

イ、徒弟契約を承認し、法規免除の證明書を發行すること

ロ、徒弟の登録

ハ、雇傭中の徒弟の監督

- ニ、訓育綱領と關聯せしめて教育當局者を組織し、監督し、彼等と提携すること
- ホ、契約の解除
- ヘ、修了證書又は證明書の發行
- ト、その他の事項

これ等の任務の中に含まれる細目は、州労働部、N R A・コムプライアンス・デヴィジョン、州職業教育部及び合衆國職業紹介所に委任されなければならない。

右の諸任務遂行に關聯して次の諸事項が規定されてゐる。

- 一、徒弟契約の承認及び法規免除證明書發行についての責任
- イ、承認さるべき契約書は次の條件を充分に具備するものたること
 - a. 職業の名稱
 - b. 徒弟契約の期間並に見習期間
 - c. 習得せしむべき作業の日程及び訓育範圍
- 1. 實際の経験
- 2. 學校訓育
 - d. 徒弟に支拂はるべき賃銀の職人賃銀に對するパーセンテージ
 - e. 賞與及び修了證書に關する諸條規
- ニューデイルに於ける熟練工養成問題

ロ、法規免除證明書

a. 寫しを綴り込んで置く場所

b. 記録保存に關する事項

ハ、契約書寫しの部數

a. 雇主に原本

b. 徒弟に謄本

c. 發行當局に第二謄本

ニ、契約の解除

a. 契約を解除し得る條件

ホ、徒弟の登録

a. 徒弟の登録及び正式綴り込みを保存することに關する規定

b. 謄本綴り込みを保存する場所

二、雇傭中の徒弟の監督

イ、統一、監督のために如何なる規定がつくらるべきか

a. 職場に於いては如何?

b. 學校に於いては如何?

ロ、労働局と提携するためのプランは如何なるものか

ハ、監督に關する報告の保存及び綴り込みは如何にすべきか

三、學校プログラム

イ、州職業教育部は一般的を訓育綱領及び技術上の訓育綱領の組織、監督及び實施に關して如何なる規定を定むべきかに關する一般的記述

四、地方職業顧問委員會

イ、組織及び利用のプラン如何

五、州職業顧問委員會

イ、各州に於て、これ等の職業顧問委員會は如何なる職能を行ふべきか

尚、これ等の職業顧問委員會委員の任命は、徒弟訓育州委員會が取極めるものであつて、雇主及び雇人の代表者に

よつて構成され、徒弟契約が承認される前に諮問をうけるものである

六、現存諸團體との提携

イ、提携を申し込むべき諸團體の形態及び名稱に關する表、即ち諸委員會、建築會議、職業協會及び労働諸團體等々

七、その他の事項

徒弟訓育の根本方針

ニユイデイルに於ける熟練工業成問題

一九三四年六月二十七日に大統領ルーズヴェルトが公布した徒弟訓育に関する行政令に基いて、徒弟訓育聯邦委員會が構成されたことは上述の通りであるが、同年十一月八日、同委員會は『徒弟訓育に関する聯邦綱領についての一般通告』を公布した。この通告はニューデイルに於ける徒弟訓育の根本方針をなすもので、その内容は次の通りである。

徒弟訓育に関する聯邦綱領についての一般通告

一、緒言

一九三四年六月二十七日、大統領ルーズヴェルトは、N R Aコードに確定されてゐる最低賃銀よりも低き賃銀をもつて徒弟を雇ふし得ることを規定せる行政命令を公布した。但し雇主が先づ徒弟訓育州委員會によつて承認されたる訓育綱領に合致して徒弟を雇ふし得ることを許可せられたる證明書を、該委員會より得たる場合にのみ、最低賃銀以下の賃銀をもつて徒弟を雇ふし得るのである。大統領の行政命令は、該訓育綱領の實施を助け、行政命令の目的遂行のために徒弟訓育聯邦委員會を創設することを定めてゐる。

二、徒弟訓育綱領の目的

現在、多數の失業者が機會を要求してゐる。徒弟制度によつて、これ等の失業者を全部世話することができず、またこれ等の少年少女全部が、徒弟奉公によつて課せられる嚴格な訓育課程の拘束を喜んでうけやうとするものではないであらう。けれども、この綱領の目的は、十六歳及びそれ以上の年齢の少年少女に機會を與へんとするものであり、彼等に職業を習得せしめ、熟練を要する職業に入らしめんとするものである。

この綱領は青年及び産業の兩者によつて、大きな意味を持つものである。この綱領を行使する上に大切なことは、最も徒弟を必要としてゐる場所、及び將來徒弟を雇ふ可能性が最も確實なる場所に於て、徒弟の訓練が行はれるやうに注意することである。徒弟の訓育が擴大すればする程、徒弟は自分の職業に繼續的に雇ふさるゝ機會が大となるし、又もし産業上の變化のために必要とされるならば、相關する労働にも容易に適合し得るのである。

三、徒弟は如何なる職業に於て訓練されるか

この綱領は、州委員會が雇主及び雇人より成る職業委員會と協議して、徒弟訓育綱領を行ふの必要ありと決定したる職業及び地方にのみ採用されるものである。徒弟は、或る標準に合致する徒弟契約が起草され承認されるまでは、コードに於て規定されてゐる最低率以下の賃銀によつて雇ふされることができない。

四、徒弟契約を承認するのは誰であるか

徒弟訓育州委員會、又は同委員會によつて指名されたる代理人が徒弟の契約を承認し、且つ徒弟訓育を監督するのである。

五、徒弟とは何か

この綱領の目的に適合する『徒弟』とは、少くとも十六歳の者にして、雇主又は雇主の團體と契約書を取り交したる者を云ふ。その契約書には、右の者に對して、少くとも二千時間の、合理的に繼續する雇ふを規定し、且つ承認されたる訓育綱領に徒弟が参加することを規定するものである。

多くのコードに於ては、未経験の雇人に對し、一箇月乃至三箇月間の見習期間中には、法律によつて定められたるニューデイルに於ける熟練工業成問題

最低率以下の賃銀を支拂ひ得ることが規定されてゐる。けれども、この綱領による徒弟訓育は、多面的な技工又は熟練労働者を訓育するのに少くとも二千時間を要する職業に關するものであり、またこゝで云ふ訓育と云ふうちには、職場内の多くの部門に於いて経験を得ること、及び職長、熟練労働者、専門的訓育者より體系的な教育をうけることが包含される。

六、何故に徒弟は、コードによる最低賃金以下の支拂を受けねばならぬか？

徒弟契約には、熟練を要する職業に於ける訓育期間中の責任が附帯されるものである。訓育期間が進むに従つて、雇主に對する徒弟の價値が増大し、その訓育期間の終りには、徒弟は、雇主にとって最低賃銀以上の價値を有するやうになるであらう。

徒弟の最初の賃銀は、現在の職人賃銀の四分の一以下であつてはならない。また訓育期間中定期的に昇給させると、徒弟全體に對する平均は、職人賃銀平均の五〇%以下にしないのがよい。

七、徒弟訓育の基準

徒弟訓育州委員会の代理人は雇主が徒弟と契約書を取り交はし、次の諸事項に同意したる場合にのみ、最低率以下の賃銀による徒弟の雇傭を許可する免除證明書を許與する。

- イ、徒弟は一定の年数の間、即ち一年以下ならず五年以上に亙らざる期間、訓育を受くべきこと。
- ロ、徒弟は一年間に少くとも百四十四時間、一般的主题及び技術上の主题についての教育を受くべきこと。
- ハ、徒弟の労働時間及び教育時間合計は一週間四十四時間を超えず、産業に關するコードによつて定められたる最

八、高時間を越えざるべきこと。

徒弟が學習すべき課程表及び賃收賃銀表は徒弟契約書のうちに規定され、州委員会から承認されなければならぬ。各種事業及び職業の雇主及び雇人によつて構成されてゐる職業顧問委員会は、これ等の規則及び規定實施以前に州委員会からの相談をうける。

九、徒弟となる希望を抱く者がなまねばならぬこと

上述の州委員会設立のことは、目下急速に行はれてゐる。數多の委員会は既に任命されてゐるし、また間もなく任命を見るものもある。

徒弟になり度い希望を有する青年男女は、徒弟訓育問題に關心を有することを徒弟訓育州委員会に通知すべきである。もし青年が、定められたる基準に従つて、雇主と徒弟契約を結ぶことができるならば、これによつて訓育綱領による徒弟の訓育が開始され得る。かゝる約定が結ばれたる時には、雇主は徒弟契約の承認を得るために州委員会に通告すべきであり、又その徒弟が、一定の法規から免除されるものであると云ふ確實なる證據を通告すべきである。もしも年季奉公契約をし度いと希望を有する青少年で、自ら契約を結ぶことができぬものがあるならば、この點に關しては州委員会に助力を求めることができる。合衆國職業局 U. S. Employment Office の地方部、又は地方の學校當局も亦、徒弟雇傭の機會に關しての相談をうくべきものである。もしも徒弟訓育に關する州委員会が組織されてゐないならば、聯邦委員会に於て、志願者の姓名を書類に記し、州委員会が形成されたる時に、同委員会にその姓名を通知するのである。

九、徒弟を雇備せんと欲する雇主のとるべき手續
徒弟を雇備しようとする雇主は、徒弟訓育州委員会より契約書式雛型の寫し、及びあらゆる等級についての訓育綱領に關する詳細な通告をうけることができる。州委員会が形成されてゐない州に於ける雇主は、徒弟訓育聯邦委員会から、右に關する通知をうけることができる。

十、情報及提案

聯邦委員会の宛名は、コロンビア地區ワシントン市、労働省内であるが、同委員会は、この綱領に關するもので、こゝに記されてゐない他の資料を喜んで提供するであらうし、また同委員会は、徒弟訓育に關する提案で、この計畫を改善するためのものを歓迎する。

徒弟の訓育を行ふべき職業

徒弟訓育聯邦委員会は、合衆國教育局、州労働部、諸學校等々から提供された表及び其の他の資料から、徒弟の訓育を行ひ得る職業種類を分類してゐる。

けれども、この分類表に挙げられてゐるあらゆる職業に於て、徒弟の訓育を行ふべしと命じてゐるのではない。或る州の或る職業に於て徒弟を雇備し、徒弟の訓育を行つてよいかどうかと云ふ問題を決定するには、次の二つの條件を考へなければならない。

第一には、その職業に、徒弟の訓育に關心を有する雇主及び青年があるかどうかといふこと。

第二には、雇主及び雇人の代表者(同數)によつて構成されてゐる職業顧問委員会の助言を得て行動する徒弟訓育州委員会の決定。

徒弟訓育聯邦委員会の作成した職業分類は極めて詳細であるが、その主なるものは次の通りである。

- 一、自動車工業(車體建造業等七種)
- 二、航空機工業(飛行機機械工)
- 三、建築業(傳音器業者、建築製圖工等四十二種)
- 四、窯業(タイル製作業者等二種)
- 五、電機業(燃接工等十二種)
- 六、鑄物業(眞鍮鑄型製作業者等四種)
- 七、ガラス工業(三種)
- 八、化學藥品師(化學藥品技師等四種)
- 九、鐵鋼業(焼入れ師等十三種)
- 十、貴金屬細工人(時計製作者、時計修繕工を含む七種)
- 十一、機械工(型工等十六種)
- 十二、雜(ベークライト製品製作者、パン屋、自動車製作工等六十二種)
- 十三、海軍及び造船業(船大工、船鍛冶等十種)

ニユーデイルに於ける熟練工養成問題

- 十四、仕立業(九種)
- 十五、發電所職工(三種)
- 十六、バルブ工及び製紙工(二種)
- 十七、印刷業(十一種)
- 十八、ラヂオ(三種)
- 十九、鐵道(八種)
- 二十、理容業及び理容關係業(九種)
- 二十一、板金(四種)
- 二十三、製靴及び修繕業(五種)
- 二十四、スポーツ具製作業(三種)
- 二十五、纖維業(十二種)
- 二十六、木工業(八種) 以上

徒弟訓育聯邦委員會は、右以外に、徒弟訓育がうまく行はれ得る職業の名稱を通知されんことを希望してゐる。

またN I C Bに於ける最近の調査報告によれば、合衆國に於て最も熟練工の拂底してゐるのは、機械工業方面で、就中工具工、高能機械工、特殊機械工及び鑄型の高級熟練工養成が問題とされてゐる。

徒弟訓育綱領の基準

労働長官パーキンスは、國家産業復興法第一章及び一九三四年六月二十七日の行政命令第六七五〇一〇號(上述)によつて與へられた権限に基き、同年八月十四日に、徒弟訓育綱領の基準を發表した。即ち次の通りである。

イ、徒弟訓育聯邦委員會は、徒弟訓育綱領を伸暢せしめるために利用せられる基準を作成し、労働長官に推薦すべきこと。

ロ、右の基準は、職業又は産業によつて異なるべきも、該行政命令六七五〇一〇號に明記されてゐる必須條件以外に、次の事を規定すべきこと。

(一) 徒弟訓育の期間は合理的に繼續するものにして、二千時間以下ならず、一萬時間以上たらざるべきこと。

(二) 一年に百四十四時間以上は、官公當局の命令により、又その命令に従つて、一般的、技術的、主題についての團體教育に當てらるべきこと。又その時間は、N R Aコード及び公正競争に關する諸コードに規定されてゐる最高労働時間の中に包含さるべきこと。但しこの最高時間が一週間四十時間又はそれ以下なる場合には、労働長官によつて指定され又は設定されたる代理官は、隨意にかゝる團體教育に當てらるゝ時間をば、最高時間に附加することができる。然しかゝる場合にも、労働及び訓育時間合計は、一週間四十四時間を超えざるべきこと。

ニューデイルに於ける熟練工養成の問題

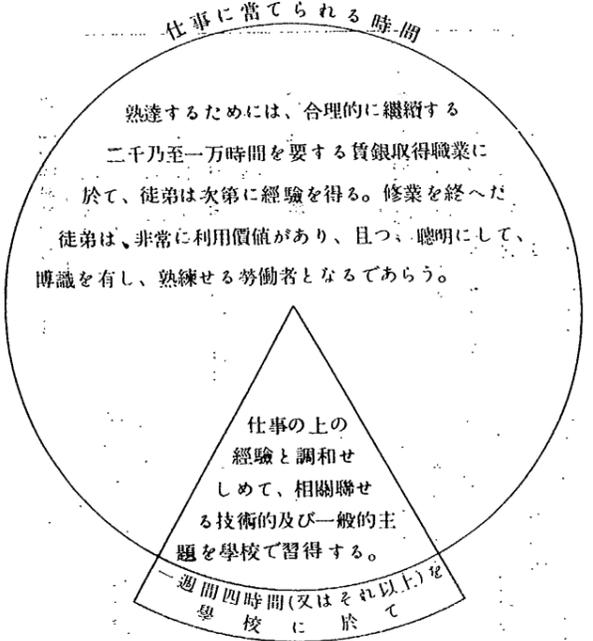
- (3) 徒弟の訓育契約書中には、次のことが規定されるべきこと。
- a. 最初の賃銀は、徒弟の訓育が與へられる職業又は地方に行はれてゐる職人の標準賃銀率の二五%以下ならざるべきこと。
 - b. 賃銀率は、契約期間中定期的に増加せしめらるべきこと。
 - c. 徒弟訓育全期間中の平均賃銀率は、職人に對する標準賃銀率の五〇パーセント以下ならざるべきこと。
 - ハ、右の基準が労働長官によつて承認されたる場合には、労働長官によつて指定され又は設定されたる代理官が、徒弟訓育綱領を允可し、修正する際の指針として、これを使用するであらう。

訓育時間

右の基準によつて決定された一週四時間又は四時間以上の訓育時間を、如何に割り當てるかについて、合衆國內務省、教育局及び職業教育局が一九三四年九月に發表した結果は、次の通りである。

教育プログラム	方法	期望する結果
I. 關係ある技術的課題 1—職業算術 2—職業科學 3—職業圖畫 4—職業通信 5—その他の關係ある技術的課題	資格を有する教師及び共働教師(働きつゝ指導を與へる教師)の助力による個人的訓育	徒弟は自分の職業の技術的方面を學習し、聰明にして熟練せる労働者となる
II. 保健	必要に應じて特殊の方法	徒弟の健康及び身體の狀態を保護すること
III. 一般的課題 1—普通事務の實踐 2—人的問題及び人的關係 3—職業諸團體 4—初歩經濟學 5—必要なりと指示されたるその他の一般的課題	徒弟は雇人及び市民として資料を編成し教育方法を決定し得るやうになるための出發點となる。個人的研究、監督されながらの協議及びプログラムの討論が教授の主なる方法となる	徒弟は、職業上の必要についての理解を發展せしめ、經濟及び産業上の諸問題と直接關係せしめて物を考へる訓練をうける。徒弟は又實際的の主題を仕事に利用する能力をも發展せしめ、あらゆる市民が知るべき多くのことを學ぶ

一、一週四時間(或は四時間以上)について



市民としての成功に關係あること明かなる形態の、相關聯する訓育及び一般的訓育をうけるため。

徒弟契約は、少くとも一週四時間、一年三十六週間學校に出席すべきことを要求するのであるが、この一年に最少百四十四時間と云ふ時間は、雇主の任意に増加せられ得る。そこで、何故に徒弟は學校に行かねばならぬか。徒弟が學校に行くとして、徒弟にとつて眞に價値を有する何を得るだらうか——と云ふ疑問が先づ生ずると思はれる。徒弟が學校に出席するのは、次のやうな二つの主要目的のためであることは明かであらう。

イ、普通の労働時間中には、徒弟が得ることのできないやうな技術的教育をうけるため。

ロ、徒弟として、熟練労働者として、且つ

右の他に『保健』が、學校訓育に於けるはつきりした目的をなすものである。

二、學校プログラムの目的

右に述べたところで明かなやうに、學校で與へられる徒弟教育は、普通のアカデミックな教授ではあり得ないのであつて、雇傭されてゐる間の成功に直接役立つものであり、公民権を立派に行使する上に役立つものでなければならぬ。學校プログラムはそれ故に、三つの主なる目的を顧慮して、伸張されるべきである。即ち第一は、技術教育(技術的目的)であり、第二は保健であり、第三は『二般的目的』である。

二般的目的は、次の如き分野に互る適當にして組織的な教育活動によつて達成される。

イ、人的問題及び人的關係

徒弟に關聯する人的問題、即ち他の労働者との關係、職長との關係及び徒弟が他の人々と接觸する際に於けるその他の人的關係。

ロ、經濟學初歩

經濟學の初歩を理解することのうちには、次の事も包含される。即ち労働運動の歴史、消費と生産との關係、普通認められてゐる資本、利潤及び賃銀に關する理論、事業經營に包含される諸費用、例へば租税、保険料その他の確定的な支拂、生産的労働及び不生産的労働、『總入費』、賣買費用及び類似の多くの項目とは何であるかといふこと。

ハ、關聯を有する業務の一般的組織に關する知識。

ニ、かゝる知識を與へる目的は、徒弟を助けて、彼等が雇傭されてゐる特殊の組織によりよく適合せしめるためである。

ニ、モデルに於ける熟練工養成の問題



る。この一般的主题の中には、産業諸設備又は産業關係官廳一般の組織、種々の行政官吏又は役人、彼等の夫々の任務、その他の知識にして、現在の状態に關して適當な分析を行つた結果、適切なりと見出され得るが如き知識を包含せしめることができる。

ニ、労働者の法律的地位

すでに、習得しつゝある職業の所屬員と考へられ得る徒弟が、労働者の利害並に使用人の利害を保護するために施行されてゐるやうな法律の一般的规定、又は使用人としての徒弟の地位に影響を及ぼすその他の法律をよく知ることが、適當と思はれる。

三、學校プログラムに於ては、時間

一九三四年八月十四日に労働長官が公布した一般規則第一號は、關聯ある技術的課題及び一般的課題に於ては最低時間を百四十四時間と定めてゐるが、最高時間を定めてはゐない。雇主はその雇傭する徒弟に對して、一週間八時間、一年五十週間、四年間以上就學せしめることを欲しないだらうから、その結果として、一年間最低百四十四時から、四年間の徒弟期間中最高千六百時間の範圍で就學せしめることになるであらう。

四、學校プログラムを行ふ代理學校

一九三四年八月十四日労働長官によつて公布された一般規則第一號による徒弟綱領中の、就學に關する部分に利用される代理學校は、商業學校 *Trade Schools*、職業學校、ハイ・スクール及び特別な狀況の必要に應ずるために設立された特別な形態の諸組織である。

イ、商業學校及び職業學校

現在經營されてゐるところによると、晝間學校は熟練職業に關する訓育を極く少ししか行つてゐない。パート・タイムの學校及び夜間學校に於ては、訓育を行ふ職業の範圍は遙に大きい。商業の分野に於ては、效果ある徒弟訓育について殆ど又は全く規定がない。從來確定されてゐた二三のパート・タイム小賣販賣綱領は事實上無くなつてしまつて、一般に分配上の職業に關する徒弟訓育に關して云ふならば、合衆國に於ては、比較的僅かしか徒弟の訓育が行はれてゐない。自分の雇人を訓育するために經營されてゐる私立の學校を除くと、この分野に於ける職業訓育は、ビツク・アップ・メソッドによつて勝手に行ふまゝにされてゐた。

ロ、ハイ・スクール

現在組織され、運用されてゐるところによると、ハイ・スクールのプログラムは、徒弟の訓育に貢獻するところ殆どない。それは次の諸理由によるのである。

1. ハイ・スクールのために定められてゐる目的は一般的のものであり、且つ教養を高めるためのものである。
 2. 教育の方法は、或る職業を行ふ上に有用な素質を伸張することとならない。
 3. 教授される主題の多くは、現在のまゝの労働者又は將來の労働者としての徒弟の能率に役立つものではない。
- 更に、現在のハイ・スクールの組織は、徒弟訓育プログラムに關聯して機能を發揮することを許さるゝ程の融通性を殆ど持ち得ないやうである。
- ハ、特別學校

労働長官が一九三四年八月十四日に公布した一般規則第一號によれば、徒弟訓育綱領中の學校教育に關する部分は『官公の當局者の命令により、且つその命令に従つて』行はれる必要がある。このことは、一週四時間プログラムの主眼として承認されてゐる技術上の課題及びその他の課題を教へる教師の俸給が、公の資金 funds から支拂れなければならぬと云ふことを意味する。教師に對する支拂が公資金からなされる限り、學級は學校外の便利な地點、又は工場内或は營業場内にさへも設けることが許される。

五、相關聯する技術的教育に必要な特別プログラム

すでに述べたやうに商業學校では廣汎な種類の職業を取り扱ひ得ない。更に現在の條件の下では、現在以上に教育の負擔を課せられることは餘りに大きい負擔である。又多くの都市に於いては經濟が逼迫してゐるので、教育の負擔は最早最大限度である。普通のハイ・スクール・プログラムは、徒弟訓育に貢獻することができない。何故ならば、ハイ・スクールにとつては、各種の年齢、各種の智能、職業上の能力及び各種の要求を有する少年を普通學級に編入することができないからである。徒弟群の特徴たる出席の不規則及びその他のあらゆる要因のために、かゝる方法が一層無効となる傾向がある。そこで、商業學校を使用するか又はハイ・スクールを使用するか、特別學級を設くべきか否かと云ふことが重大な問題となる。

こゝに云ふ技術的教育を遂行するためには、疑もなく次のことが必要である。

イ、特別なプログラムを定めること。

ロ、監督をうけつゝ、個々人の教育としてこれ等のプログラムを行ふこと。

これ等の徒弟學級を設ける最もよい場所は、職場又は職業學校内である。けれども、徒弟の教育に特別な教師及び特別なプログラムが必要とされるために、徒弟達を職業學校の普通學級に編入することは全く不可能である。

六、保 健

この目的に關聯して學校が行ふ世話は、當然個人的性質のものである。普通の條件の下では、必要と思はれる身體検査を行ふに比較的少い時間でたくさんである。十分な健康のレコードを保つこと、緊切な状態の時に、然るべき資格を有する人によつて個人的に助言を與へることが必要であらう。

技術的訓練の方針

一、教授資料

次に、相關聯する課題及び技術的課題に於ける訓育の問題を述べる。この訓育を行ふ上に使用される内容は、現在行はれてゐる職業上の實際から獲られるものでなければならぬ。かゝる内容は、二三の製造工業、熟練を要する職業及び二三の分配上の職業に關しては、すでに公刊されて利用され得るやうになつてゐる。そこで、それに對する批判が大いに必要であらう。この批判は、各州の監督官、教員の訓育に與るもの、地方の監督官及び教師自身が職業團體と共に行はなければならないであらう。

二、教師の任務

教師又は共働員教師(徒弟と共に働きつゝ)は、非常に多くの種類の職業部門から來た徒弟を取扱はねばならぬ。ニューデイルに於ける熟練工養成の問題

うから、自分自身の職業に關して特別の知識及び熟練を有してゐても、それは徒弟の訓育に必要な技術的知識全部の基礎とはならないであらう。教師は、測り知り得べからざる職業範圍に關する訓練をうけてゐる個々人の仕事を監督しなければならぬであらう。けれども教師は色々な仕事の目的をよく理解し得なければならぬし、自分の學生及びその雇主と共に談じ得るに足るだけの産業上の經驗を持たなければならぬ。教師は又、自己訓育プログラムによる個々人の進歩を指導する技術をよく知つてゐなければならぬ。現在のところ、この技術は、商業及び工業教員訓練プログラムの中には全然含まれてゐないのであるから、この技術を訓練するためには特別な形態のコースが設けられねばならないであらう。

右に概説した教師の資格は、現行の各州プランのうちに定められてゐる職業教員資格ではない。そこで、それについての若干の變更がなされなければならないであらう。典型的な状態は、色々な種類の職業から來た徒弟によつて、一つのグループが構成されてゐる場合である。かゝる状態に於ては、教師は共働教師が或る一つの職業に精通することは、偶々教師自身の訓練を受けた職業部門からやつて來たグループによつて、一學校が構成されてゐる場合には教師にとつて非常に貴重なものとなるのである。そこで、工業に於ける一般的な經驗を有し、一つの職業に限らない職業上の訓練をうけてゐる者を職業教員として雇し得るやうにするためには、一つの商賣を實際に行つて、三年乃至八年度の經驗を持つことを要すると云ふ現在の各州プランに於ける職業教師訓育の必須條件を修正する必要があるであらう。

事實、徒弟の諸グループに與へられる訓練に在つては、一つの職業に十分に精通することが利益かどうか疑はしい。

色々な徒弟グループを訓育するあらゆる教師は、一日中の一部を、徒弟の共働者として働かねばならない。彼等は、徒弟が雇備されてゐる場所を見廻る結果として、個々の徒弟の必要に應ずる技術的指導を有機的にすることができらるであらうし、その上働きながら學習することによつて教師自身の訓育プログラムに照應することもできるであらう。

三、方法及び仕組

教師又は共働教師は、色々な職業に雇備されてゐて、色々な教育的素地、色々な能力及び各種の興味を有する十六歳又はそれ以上の個々人から成るグループを引受けるものと豫期してよい。そこで、教師の仕事は、これ等の徒弟を助けて技術的な知識を獲得せしめ、また必要に應じて、それを賢明に實地に應用することを得しめることであらう。

教授上の主なる方策は、質問紙、問題集、グループ協議、個人的協議及び上述した資料及び手引書の使用を訓練することであらう。

この訓育は次のやうな理論に基かなければならぬであらう。即ち學生が普通の勞働者になつた時に、技術的知識を獲得し続けねばならず、それ故に、かゝる知識の源泉をよく知つて居るべきであると云ふ理論である。學生は、必要に應じて技術的知識を『自分自身の力によつて』探究し、それを賢明に應用することができなければならぬ。このことが徒弟訓育プログラムの大きな目的である。換言すれば、訓育の目的は、學生に技術の内容を教へることと云ふよりも、彼等を訓練して、自分自身の職業に關する技術的知識に遅れしめず、自分の仕事に技術的知識を應用する能力を伸長せしめるやうにすることである。このことは、各職業の技術方面を取り扱ふ職業學校に於いて共通に定められる目的とさるべきものである。この點が非常に重要である。

四、危 險

警戒しなければならぬ二つの重大な危険がある。第一は、普通の學校の教授法に追隨する危険、技術的内容を有する有機的なるべき課程が普通あり來りの方法でつくり上げられ、且つ教へられる危険である。この方法によると、非常に非能率の結果が生ずるであらう。それは徒弟の現在の仕事の上の経験と、徒弟が學校で學習することとの密接な關聯をなさしめ得ないことによる。この危険は、もしも教師が一日の一部分を徒弟の共働者として勞働するならば、最小に止めることができるであらう。

事實、上述した色々の方法は、徒弟が店舗内で獲得する経験を補足するために學校プログラムを行ふと云ふ方針で使用されるべきものである。過去に於ては數多のパートタイムの學校がゴチャ／＼のグループを取り扱つたので、非常な困難に陥つた。これ等のゴチャ／＼のグループを組織的な基礎に基いて取り扱はうと試みたために、パートタイムの學校が益、一般的なものになつてしまつた。このことが第二の危険である。圖畫、算術、科學及びその他の主題について、ありきたりの課程を授けようとするのは、徒弟訓練プログラムを信用せざらんとするものであり、極端に云へば、それを棄て、顧みざらんとするものであらう。

普通の雇主は、徒弟訓練プログラムの價値を正當に判斷して、自分の徒弟が仕事に役立つ訓練を得てゐることを發見するに至るであらう。それ故に、徒弟が學校に於て、雇主としての能率に直接役立つ訓練をうけてゐる證據を認め得ない時には、それだけ、このプログラムの價値を低く見るに至るだらうと豫期されるのである。

一般的訓練の方法

一般的訓練プログラムの例として、次のやうなプログラムを紹介する。

イ、一定の熟練労働の分野に於て雇傭を繼續され且つ進歩をして行くための能力をつくり、それを維持して行くこと。このことは、次の方法によつて達成される。

1. 好ましい社會的習慣及び仕事の上の習慣をつくること。

2. 『職業的知識』と呼ばれ得るものの伸暢。

3. 次の如きものについての理解を伸暢すること。

(a) 仕事に關係ある經濟學上の知識。

(b) 仕事と關係して生ずるが如き人的問題及び人的關係。

ロ、良き市民たる資格のための訓練。

『良き市民たる資格』と云ふ言葉の意味は、個々人が、市民として相應しい責任を果す際に、賢明に行動する能力である。この能力は大體よい習慣をつくる結果として生ずるのである。望ましい職業上の習慣を、市民としての好ましい習慣とを分析すると、結局は殆ど同一のものとなる。従つて、仕事の上の習慣についての訓練は、大體市民としての訓練と同じことになる。習慣といふものは、習慣について話をすることや、人々によい習慣を持つやうにすゝめることや、書物を研究することによつてつくられるものではないと云ふ事實に、特に注意を拂ふべきである。よい習慣をつくることを促進する方法は、肉體的或は精神的活動、又は兩者及び實踐に基礎を置かなければならない。……ハ、基本的な素養の利用を益、發揮せしめること。

ニューデイルに於ける熟練工業養成の問題

こゝで基本的な素養と云ふのは、社會に於て起居するために一般に必要とされる能力を意味する。それ等のものは、學校プログラムに於ては算術、英語及び歴史等と云ふやうな課目として現はれる。十六歳又はそれ以上の年齢に達した徒弟は、これ等の課目を一般的な方法で利用することができると思はれる。換言すれば、彼等は立派な英語を喋ることができるであらうし、事務上の手紙を書くことができるであらうし、普通の圖表を描き、普通の言葉を精確に綴ることができるであらう。かくの如き實際の役に立つ課目は、あらゆる分野の職業に於て特殊な利用に供せられる。例へば、色々な命令を正確明瞭に理解する能力は、英語の特別な應用の例である。或る形態の數學素養を利用するやうに徒弟を訓練して職業上の必要にあて、また市民としての色々な目的に當てることが、このプログラムの中に包含されるのである。

一般的訓育に於て特に教授さるゝ主題は、次の如きものである。

イ、社會的習慣及び職業上の習慣を訓練すること。

ロ、職業經濟學

1. あらゆる者が知らなければならぬ職業上の慣例
2. 社會組織の諸形態
3. 金融組織の諸形態
4. 生産對消費

5. ニューデイル
6. 資本家及び労働者の組織
7. 徒弟の歴史
8. 利潤及び賃銀
9. 個人主義對集團的賣買
10. 政府の公有及びその運用法對私的統制

徒弟訓育實行の基準

一、諸 基 準

イ、この徒弟訓育プログラムは、同じ時刻に學校に來る十二人乃至十五人の徒弟群について行はれるのが最もよい。特別の方法を使用することが必要なからこの數が適當である。

ロ、最低就學時間が四時間なのであるから、一週四時間を基礎としてプログラムを考へられなければならないであらう。但し徒弟が四時間以上就學する場合には、特別な割當をするための規定が設けらるべきことをよくみ込んで置かなければならぬ。

ハ、最低四時間を基準として、一般的プログラムと技術的プログラムとについて、如何様に時間を割り當てるかと云へば、一般には三時間を一般的プログラムに、一時間を技術的プログラムにあてるべきである。このことを提案す

ニューデイルに於ける熟練工養成の問題

る理由は、次の通りである。

a. 徒弟は、職場又はその他の雇傭されてゐる場所に於ける仕事と關係ある相當の技術的知識を學ばなければならぬ。

b. 技術的プログラムは、個人の進歩を基礎として定めらるべきものであるから、徒弟は學校外及び家庭に於て、相當の訓育をうけることができる。

c. 普通の條件の下では、徒弟は職長その他の者から、一定量の教育をうけるものと期待され得る。けれども一般的なプログラムについては云へば、徒弟は學校以外では援助をうける機会が殆どないであらう。そこで、これ等の條件を考へて、一週最低四時間を、上に提案したやうに割り當つべきである。

ニ、次に徒弟が一週四時間以上就學する場合には、彼等を如何に取り扱ふか、一般的なプログラムと技術的なプログラムの間に、時間を如何に割當てるかについての問題が生ずる。職業によつて、精通しなければならぬ技術的知識の分量に非常な差があることは周知の通りである。例へば、電気工は裁縫師よりも、職業を行ふのに必要な技術的知識の量が遙かに大きくなければならぬ。それ故に、四時間以上に互る時間を兩プログラムの間に如何に割り當てるかは、色々な職業に伴ふ技術的知識の量と、徒弟が仕事をしながら獲得し得る技術的知識の範囲を考慮して決定されなければならないのである。例へば、電気事業の分野に於ては理論的性質又は數學的性質を有する技術的知識が相當に必要であるが、普通の徒弟が職場に於てその知識を得ることは不可能ではなくても、困難なのである。

ホ、それ故に四時間を超える時間を、一般的プログラムと技術的プログラムに割り當てることを考へる場合には、

或る職業に包含される技術的知識の量を明かにするための分析を行ひ、その結果に基づかなければならぬし、また色々な職業に於ける徒弟の場合について、徒弟が仕事をしながらだけの範囲の技術的知識を得ることができるかを明かにするための研究が行はなければならない。

教師の問題

次に徒弟の訓育にあたる特別の教師を訓練するプログラムが問題にされなければならない。

一、緒言

今まで述べたところによつて明かになつた徒弟訓育の一般的計畫は、教師の點から見ると、數多の新しい條件を生み出すことになる。より詳しく云へば、教師又は知識を賦與する人としての普通の職能を行ふ教員よりも、寧ろ、學生自身が自己訓育をするのを助ける位置にある教師が問題になるのである。徒弟訓育の仕事に雇傭せられる教師は、彼等が、商業及び工業教員たる場合には、普通の教師としての訓練を受けてゐるものであるか、又は受けるものであること、又非工業的な性質の職業を取り扱ふ教師達にも同様の訓練が與へらるべきことが條件となる。

けれども、今まで述べて來たプログラムの必要に應ずるためには、現在普通の教員訓練課程中に規定されてゐない特別の訓育が與へられなければならないであらう。この特別な訓育は、教員が、徒弟訓育の特別プログラムを行ふために雇傭された後に、與へられなければならない。こゝに云ふ教員訓練プログラムに於て取扱はれる特別な主題は、次の如きものである。

ニユーデイルに於ける熟練工養成の問題

二、學生委員會の組織とその利用

カレッジ級以下の學級に於ける學生委員會の利用は比較的最近の方法である。このプログラムに於ける學生委員會利用の主要目的は、主として協議訓練に使用すべき知識の蒐集である。かゝる委員會の事業から最大の價值を得るためには、色々な技術が必要である。委員會を組織する色々な方法及び委員達に課せられる色々な事を遂行するに當つて彼等を援助する色々な方法が、この特別な教師訓練プログラムに於て取扱はれなければならない。

三、徒弟學生との協議活動

現在まで發達して來た殆ど全部の協議訓練は職長、監督者及び教師と共に行はれてゐた。現在行はれてゐるが如き教師訓練プログラムに於ては、協議訓練の方法が青年にとつて明かに價值あるものであつたにも拘らず、それを能率的に利用することに殆ど重大な注意が拂はれなかつた。徒弟訓練プログラムが要求してゐる特別な條件の下で協議活動が利用せられる場合には、技術上多少の變更が必要であるし、又協議運用の一般的技術についてのみならず、協議者達が徒弟によつて構成されてゐる場合に必要とされる特別な技術についても、特別な訓練が與へられなければならない。

四、教授資料の作成

相當量の特別資料―特にこのプログラムを遂行することに關聯して使用される質問紙、問題集の形での特別な資料を作成し用意することが必要である。普通の教員訓練プログラムに於ては、この形態の仕事に殆ど注意を拂はれなかつた。こゝに述べた特別な教員訓練プログラムに於ては、既に述べた徒弟訓練プログラムを行ふに當つて必要とさ

れるが如き資料を案出し、用意する才能を伸長せしめるために計畫される非常に確固たる訓練が與へられるであらう。

五、徒弟訓練の理論

即ち徒弟訓練の目的、十分な数の熟練労働者を維持するには徒弟の数をどんな關係にしたらよいか及び徒弟教育の背景をなすその他の適当な要因等々について十分なる知識を有すること。かくすることによつて教師は自分の仕事が如何なるものであるか、その仕事が社會上經濟上の福祉及び進歩に如何なる關係を有するかについて、多少の考を有するやうになるであらう。

徒弟訓練プログラムの中には、職業教育に關する一般普通の理論が包含されるものと假定してよい。勿論、このことは、徒弟訓練に關する特別な理論が特別な方向に展開される基礎をなすものである。

六、個人の進歩を基礎として仕事を行ふこと

個々の學生を進歩せしめると云ふ條件で行はれる教育の技術は、今までのところ、普通の教員訓練課程に於ては殆ど注意を拂はれなかつた。但し勤務の仕方及び圖畫を教へることについては、晝間學校に於てもかゝる事情が考へられてゐたやうである。そこで個人の進歩を基礎として徒弟訓練を行ふことが、この特別なプログラムの中に包含されるべきものである。

以上が徒弟の訓練に當る教員訓練の一般的方向である。

TM	Tempo	Tempo
運轉	U	U
YB YP	V	V
W A WP	W	W
山崎 定義 有祐	Y	Y
財政 財政 財政	Z	Z

記事分類表

I	政治行政	157
II	法	159
III	外	161
IV	軍	162
V	経済一般	162
VI	企業経営及会計	165
VII	労	165
VIII	金	167
IX	税関、関税及通関	168
X	農、林、畜産及水産業	168
XI	商	161
XII	工	161
XIII	海	158
XIV	交通及通信	154
XV	社会及労働	155
XVI	教育	159
XVII	保健及保健衛生	160
XVIII	人口、家族、土壌、移住、民族及人種	161
XIX	天文、地理及歴史	161
XX	雑	161
XXI	雑	161

題名	記者	誌名	巻號	発行年月日	題名	記者	誌名	巻號	発行年月日
I 政治行政	大西芳雄	法論	37.	1. 12. 7. 1	種痘及種痘化の物質的基礎	井村 潔雄	支那	28.	7. 12. 7. 1
英國議會の委員會制度 (一考)	國通	東情	18.	25. 12. 6. 24	國民大會の三大基礎	東情	東情	289	12. 6. 15
イギリス大演説の收穫	東情	東情	12.	6. 25	國民政府の北支中央化工作	國通	國通	18.	25. 12. 6. 24
全支學生間に渡る反國民黨	東情	東情	12.	6. 25	五ヶ年計畫とスターリンの指導	國通	國通	17.	7. 12. 7.
支那再認識論の再検討	村田 友郎	國知	17.	7. 12. 7.	國民合作に對するコンミン	露月	露月	41	12. 6
國民政府の現陣容	村田 友郎	國知	17.	7. 12. 7.	内争に際するコンソツ	内社	内社	15.	19. 12. 7. 1
編制分派と其の影響	南南	南南	7.	13. 12. 7. 1	ソ聯恐怖政治の發展(一)	善協調	善協調	385	12. 7. 6
舊支那に於ける村落の自治	南南	南南	6.	189. 12. 6. 1	赤軍興變の全貌	善協調	善協調	62	12. 7.
南京の北支中央化工作	村田 友郎	外務	782	12. 7. 1					

中央國策院 編輯部

上海

共産黨政治行政機構ノ趣旨	國週	18.	25	12.	6.24	Totalitarian Manchukuo	MG	28324	37. 6.29
満洲國政治行政機構ノ趣旨	拓時	75	12.	6.25	New trends in India.	LT	47704	37. 6. 7	
明日の比律賓はどうか	毛朝八十六回	1025	12.	6.26	Imperial economic question	MG	47705	37. 6. 8	
降軍は近衛内閣に何を要望するか	梶原景親 社往	9.	7	12. 7. 1	"Corporatism" in Quebec	MG	47705	37. 6. 8	
大坂市事務改善運動に就て	大塚辰治 都問	25.	1	12. 7. 1	Japan in North China	MG	47706	37. 6. 9	
選挙法改正の経緯とその行方	河村又介 法時	9.	7	12. 7. 1	Secret of Shanh	MG	47708	37. 6. 11	
Increased salaries for ministers	MG	28308	37.	6. 4	Soviet army purge	MG	47709	37. 6. 12	
Outlines of Mr. Roosevelt's "Second New Deal"	MG	28305	37.	6. 7	The red purge	MG	47710	37. 6. 14	
The Russian spy hunt in full swing	MG	28309	37.	6. 11	A new chapter in Burma	MG	47710	37. 6. 14	
Back areas in South Spain	MG	28314	37.	6. 17	White House Meetings start Drive to Pass Administration Program	MG	47710	37. 6. 14	
Blum wins Majority of 99 in Chamber	MG	28314	37.	6. 17	Senate to-day gets Court Plan report	MG	47710	37. 6. 14	
Blum's struggle with senate	MG	28317	37.	6. 21	Blum is Victorious as Reds Stir Crisis	MG	47710	37. 6. 14	
Viceroy's message to the people of India	MG	28318	37.	6. 22	The British Commonwealth and the Imperial Conference	CFC	37.	6. 19	
M. Chantemp's cabinet	MG	28320	37.	6. 24	Senator Robinson introduces Bill to permit Federal Reorganization	MG	37.	6. 26	
Premier on the menace to Europe's peace	MG	28322	37.	6. 26	French Cabinet Crisis	CH	37.	6. 36	
The danger to European peace	MG	28322	37.	6. 26	Canada 承情(國際關係、労働運動等)	CH	37.	6. 36	
Free State general election	MG	28324	37.	6. 29	Rundfunk fest in der Partei verankert	VB	37.	6. 3	

Nationalsozialistischer Ehrenschutz	VB	37.	6. 7	Party Conferences, Congresses Evidence of Strength to Stamp out Enemies	MDN	6. 128	37. 6. 6	
Das neue Deutsche Polizeibeamtengesetz vom Reichskabinett verabschiedet	AZ	37.	6. 25	Lenin's Sister	MG	VI184	37. 6. 14	
Das Nachrichtenwesen kein Zweig der Wirtschaft, sondern Kulturförderer	MG	37.	6. 26	Order of the Peoples Commissar of Defence of the U. S. S. R. (元帥以下入將帥勲章ノ國防人民委員長ノ聲明)	MG	VI194	37. 6. 14	
Ein neues Polizeibeamtengesetz	FZ	37.	6. 24	Higher the Might of the U.S.S.R. & the Red Army	MG	VI135	37. 6. 15	
Ein Jahr Volkstrotz Exporiment	N. Grotkopp DVs	17	37.	6. 11	Anti-Soviet Spying System Exposed (I)	T.L. Axehrod	VI136	37. 6. 16
Jacques Doriot est révoqué	Popul	37.	5. 29	Anti-Soviet Spying System Exposed	T.L. Axehrod	VI137	37. 6. 17	
Le discours de Léon Blum à Luna-Park	MG	37.	6. 7	To the Memory of Maxim Gorky	T.L. Axehrod	VI138	37. 6. 18	
Les manifestations du Front Populaire	MG	37.	6. 7	Surtis presents Credentials to French President: Speaks of Soviet Peace Aims	MG	VI145	37. 6. 27	
Le crime doriotiste de Pussy	MG	37.	6. 9	ソシアの新憲法	外新報	379	12. 6. 20	
阪山勇刺殺分府執行	大公	37.	6. 25	ロシアの新憲法	外新報	379	12. 6. 20	
De Nederlandse verkiezingen	BN	37.	5. 27	ロシアの新憲法	外新報	379	12. 6. 20	
Party Elections Discussed by "Pravda"	MDN	VI 82	37. 4. 10	ロシアの新憲法	外新報	379	12. 6. 20	
Trade Union Elections	MG	6. 125	37. 6. 3	Methods of crime detection	LT	47703	37. 6. 8	
Hayashi's Downfall	MG	6. 125	37. 6. 3	Methods of crime detection	LT	47703	37. 6. 8	



Woman Democrats praise Court Bill	NYT	'37. 6.14	Verordnung über die Heranziehung der deutschen Staatsangehörigen im Anstand zum aktiven Wehrdienst und zum Reichsarbeitsdienst (vom 14. April 37)	RGB 1	'37. 4.26
Text of the Senate Report giving Seven Basic reasons for Rejection Roosevelt Court Bill	"	'37. 6.15	Erlaß des Führers und Reichskanzlers über das Nationalsozialistische Elitekorps (17. April 37)	"	'37. 4.26
The Judiciary Bill	"	'37. 6.16	Verordnung des Führers und Reichskanzlers über die Stiftung des „Verdienstordens vom Deutschen Adler“ (1. Mai 37)	"	'37. 5. 1
President speaks Court Bill Vote	"	'37. 6.16	Verordnung des Führers und Reichskanzlers über die Stiftung des „Verdienstordens vom Deutschen Adler“ (1. Mai 37)	"	'37. 5. 1
A President Indicted	CFC	'37. 6.19	Verordnung des Führers und Reichskanzlers über die Stiftung des „Verdienstordens vom Deutschen Adler“ (1. Mai 37)	"	'37. 5. 1
Erlaß des Führers und Reichskanzlers über die Reichsakademie für Lehrbesübungen (vom 7. April 37)	RGB 1	'37. 4. 9	Erste, Zweite, Dritte Durchführungsverordnung zum Luftschutzgesetz (4. Mai 37)	"	'37. 5. 7
Gesetz zum Schutz von Bezeichnungen der Nationalsozialistischen Deutschen Arbeiterpartei (vom 7. April 37)	"	'37. 4. 9	Zweite Ausführungsverordnung zur Verordnung über das Verbot von Preishebungen (vom 3. Mai 37)	"	'37. 5. 8
Vierte Verordnung zur Ausführung des Gesetzes zur Verhütung von Mißbräuchen an dem Gebiete der Rechtsberatung (13. April 37)	"	'37. 4.23	Zweite Ausführungsverordnung zur Verordnung über die Verhütung von Stöckel- und Kaldungemitteln (vom 24. Mai 37)	"	'37. 5.25
Verordnung über die Musterung und Aushebung (vom 17. April 37)	"	'37. 4.26		"	'37. 5.25

Erste Ausführungsverordnung zur Verordnung über die Verbilligung von Stöckel- und Kaldungsmitteln (vom 23. Mai 37)	RGB Teil I	'37. 5.25	北支に於ける露衣社員の活動	東情	12. 6.26
Gründung einer Abweisung für Rechtsprechung an der Akademie für deutsches Recht	VB	'37. 6.20	列強の對支活動と英支借款	外情	782 12. 7. 1
II. progetto preliminare del nuovo Codice di procedura civile	PI	'37. 6.18	我が對支關係と支那の對支外交轉機か	月報	3. 7 12. 7. 1
III. 外 交			滿洲問題の今後	外情	20 12. 7.11
太平洋の重要性と新西洲	出淵 勝次	781 12. 6.15	日英接近説と支那に於ける反響	内社	324 12. 6.26
太平洋問題と其解決策	神川 彦松	88. 1 12. 7. 1	英米接近の可能性と限界	満洲	6. 189 12. 6. 1
太平洋安全保障と民國の外交	支那	12. 7.	近衛内閣と對支外交	外情	782 12. 7. 1
太平洋問題の平和的解決方策	許 升 階	961 12. 7. 5	M. Van Zealand's mission to United States	MG	28909 '37. 6.11
日支國交調整に煤炭は禁物	松本 忠雄	12. 7.	Security in the Pacific	LT	47706 '37. 6. 8
國際紛争下の海峽島	後藤 富男	781 12. 6.15	The Mission of Premier van Zealand	CH	'37. 6.
支那を繞る日英の相剋と其動向	高日	12. 7.	Germany and Italy rejoin Sea Patrol	NYT	'37. 6.17
駐日支那大使許世英ノ對日外交談話	連時	12. 6.22	中日國交之前途	大公	'37. 6.28
抗日運動の再發	長野 朗	379 12. 6.20	新中國之建設(上)	"	'37. 7. 2
米國の對支政策の動向	原 米 田	88. 1 12. 7. 1	新中國之建設(下)	"	'37. 7. 4
支那に關聯しての日英關係	外新雜	15. 17 12. 6.20	Sino-Belgian Friendship	CP	'37. 6.10
日支間の危機と英國の對支政策	東情	12. 6.25	Wang ching-hui tells view points of Chinese in Interview with Japan	"	'37. 6.21



Sino-Japanese Relations	NDN	37. 6. 28	1937年英海軍艦隊構築要及説明書	軍部	6. 12. 6. 1
Collective Security	MDN	6. 125	英空軍擴張計畫の一面	航空	179. 12. 7. 1
The Situation on the fronts in Spain	Kaminsky	37. 6. 4	海軍時局制下における兵器工業の趨勢	エヌノ	15. 19. 12. 7. 1
Britain and Italy	Yanovsky	37. 6. 5	列國海軍の情勢に就て	野村直邦	24. 7. 12. 7. 5
Dimitrov writes P. C. C. I. Proposals on Spain		VI145	ゴラツセー海軍年鑑(一九三七年版)致意	小田 律	200. 12. 6. 15
Litinov discusses Far Eastern Border Problem with Japanese Ambassador		VI148	各國戦争準備と財政	陸主	399. 12. 7. 1
IV 軍 事			伊國住者ニ對スル防空避難所設置義務	軍部	5. 12. 5. 1
國家總動員準備を確立せよ	山本貞平	1. 12. 6. 15	國防費ニ關スル説明		5. 12. 5. 1
國家總動員準備の要諦	松井春生	83. 1. 12. 7. 1	German battleship bombed by Spanish planes	MG	28290. 37. 5. 31
スペインの艦隊従軍伊大相士官の日記	國六	1029. 12. 7. 6	The lessons of Jiltland		28299. 37. 5. 31
スペインの艦隊を實踐場とする各國武裝		1029. 12. 7. 6	French arms manufacture	Eco	28302. 37. 6. 3
級差省に於ける飛行場構築計畫	東府	12. 6. 15	The defence of Britain	L/T	4895. 37. 6. 19
北支軍變特報(一)	週時	138. 12. 7. 13	Bombers for the R. A. F.	NYT	47706. 37. 6. 9
ソ聯赤軍は如何に戦はんとしてゐるか	國六	1027. 12. 7. 1	Munitions measure introduced in Senate		37. 6. 9
ロシア航空發達小史	羅斯	3. 7. 12. 7. 1	Paraguay's army revolts on Chaco	John W. White	27. 6. 14
ソヴェート聯邦の廣義國防力	滿洲	6. 189. 12. 6. 1	Turkey Combats Uprising of Kurds		37. 6. 17
1937年度英國陸軍豫算摘要	軍部	6. 12. 6. 1	Angell sees Nishon Pacing Situation Comparable to Civil War	CFC	37. 6. 26
			Naval Armaments		37. 6. 26

Ausgabe von Volksgasmasken in allerächster Zeit	VB	37. 6. 7	世界景氣の將來を打診する	東經	1766. 12. 6. 26
Göring verkündet die Ausgabe der Volksgasmasken Um die verfassungsrechtliche Sicherung der Kriegswirtschaft in U. S. A.	DV	11. 38. 37. 6. 18	生産力擴充の總論	貿易	37. 7. 12. 7. 1
Wenn Englands Rüstung beendet ist	FZ	37. 6. 26	物價問題を總りて	永野 順造	202. 12. 7. 1
各省市準備隊演習	大公	37. 7. 4	物價總費と生活安定平衡論	高木茂三郎	202. 12. 7. 1
川東整軍會議開幕	〃	37. 7. 7	物價對策の根本方針	小島 精一	7. 12. 7. 1
産養孫中日軍衝突	〃	37. 7. 9	自由主義の經濟政策	武村 忠雄	81. 7. 12. 7. 1
産養孫事件	社	37. 7. 9	統制經濟と景氣變動	山本 勝市	2. 8. 12. 7. 1
産養孫事後問題	〃	37. 7. 10	自由經濟。統制經濟	永野 順造	15. 19. 12. 7. 1
Vital changes in H. M. Army (支那駐紮)	NDN	37. 6. 15	物價總費の國民生活に及ぼす影響	三浦 一	7. 12. 7. 1
V 經濟一般	國經	34. 12. 6. 28	我が國民經濟と生産力擴充問題	豐崎 〃	15. 19. 12. 7. 1
軍備充實と物價騰貴	日興調	6. 12. 6. 21	獨占資本制と恐慌周期(下)	〃	15. 20. 12. 7. 11
世界原料市場に於ける物價問題	國ノ	7. 12. 7. 1	物價委員會と中央經濟會議	〃	15. 20. 12. 7. 11
我物價の趨勢	國週	18. 26. 12. 7. 1	インフレーションの發展と國民生活政策	市川泰次郎	18. 28. 12. 7. 15
世界景氣に果して反動来るか	國週	35. 12. 6. 27	生産力擴充下の物價・貿易政策	内調	9. 7. 12. 7. 1
軍備充實が直面する經濟的矛盾の克服	國經	1766. 12. 6. 26	本問題	〃	9. 7. 12. 7. 1
最近の物價問題の真相と將來	石 橋 港 山 東經	1766. 12. 6. 26	近衛内閣の財政經濟政策に就て	谷口吉彦(外)	1766. 12. 6. 26
			新財政政策と各部面の見透	原 祐三	19. 12. 7. 1
			貿易對策經濟の正確	〃	25. 19. 12. 7. 1



注 資料 整理

世界経済は近く来るか	小沢利得	財政	2.	8	12. 7. 1	House Report asks Extension of PWA.	NYT	37. 6. 5	
我々の将来	〃	東京		12	6.27	Income of Nation up in 38	〃	37. 6.14	
近衛内閣と財界の前途	下田将美	エモノ	15.	20	12. 7.11	National Income	〃	37. 6.15	
ナチス経済法の特長	〃	國選	18.	25	12. 6.24	Tokyo 5-year Plan sought by Cabinet	〃	37. 6.16	
連戦時体制下の獨逸國民生活	三浦	三浦	685	12.	6.19	"Planning"—A false sentiment	H.Parker Wills	CFO	37. 6.19
獨逸經濟一九三七年第一四半期概況	大瀧	大瀧	27.	5	12. 6.25	The Growth of Political and Economic Nationalism. (英訳)	〃	37. 6.19	
獨逸の物價統制手段	大瀧	大瀧	27.	5	12. 6.25	Frederick Sheldon Speaks on Future of New Deal Policies	〃	37. 6.26	
獨逸に於ける物價統制策について	鈴木規一	社政	202	12. 7. 1	A Future for Iran	CH	37. 6.		
南京政府の經濟建設	〃	經濟	6.	6	12. 6. 1	Stand und Entwicklung der deutschen Wirtschaftswirtschaftsbeziehungen	Dr. H. Schneider	DV	11. 37. 37. 6.11
南京政府の經濟建設 (其の三續)	〃	〃	6.	7	12. 7. 1	Zur Strategie der wirtschaftlichen Standortsplanung	W. Kretz	〃	11. 37. 37. 6.11
最近の世界經濟と通貨安定	平尾彌五郎	外時	781	12.	6.15	Wehrwirtschaft als Hochschulsindium	Major Dr. Hesse	〃	11. 38. 37. 6.18
世界通貨制度改定の進捗	深井英五	國選	17.	7	12. 7.	Statistik und Wehrwirtschaft	K. Fetsch	〃	11. 39. 37. 6.25
イタリー財政經濟の近況	〃	國選	18.	26	12. 7. 1	Vorbeugende Kartellaufricht	〃	11. 39. 37. 6.25	
最近の伊大和財政状態	〃	海外	6	12.	6.	Die wehrpolitischen Aufgaben im Bereich der deutschen Wirtschaft	VB	37. 6. 5	
米國に於けるインフレーション問題	市川泰次郎	社政	202	12.	7. 1				
ブルーム内閣一年の治績	〃	内社	324	12.	6.25				
連戦時統制の進行と滿洲採金事業の使命	經濟	經濟	6.	6	12. 6. 1				
Upholds the Right to avoid Taxation	NYT		37.	6.	6. 3				

1 国選

Neuordnung des GmbH-Rechts	VB		37.	6.10	東北興業の事業計画	エモノ	15.	30	12. 7.11	
Erhöhte Bedeutung der Kapitallenkung	〃		37.	6.13	ナチス新株式會社法とエモノ	長岡富三	選時	9.	7	12. 7. 1
Versorgung und Preisbildung	〃		37.	6.18	Die Einmangelsellschaft	F. Zaclow	DVs	Nr 18	37. 6.21	
Die Wirtschaftslage in den Grenzgebieten	〃		37.	6.23	Die Selbstverwaltungsfunktion in der Organisation der gewerblichen Wirtschaft	H.von Obwuzer	DV	11.	38	37. 6.18
Italiens Aufbau in Abessinien	〃		37.	6.23	Het textiel bedrijf in Legal	BN		37.	5.24	
Zur. Neuregelung der internationalen Wirtschaftsverhältnisse	〃		37.	6.26	VII 附 改	海外		5	12. 5.	
Die Welt will beständige Kaufkraft	AZ		37.	6.13	英國海軍所得税率の推移	〃		5	12. 5.	
Sechsjahresplan zur Erreichung des römischen Imperiums	〃		37.	6.23	英國一九三七—三八年年度豫算案	〃		5	12. 5.	
Ausländer während den Vierjahresplan	〃		37.	6.25	英國一九三七—三八年年度財政說明書	三浦		685	12. 6.19	
Zur Förderung der Antarkite	〃		37.	6.25	英國一九三七年度豫算案	大瀧		5	12. 6.23	
中日經濟提携の途徑	方顯廷	大公	37.	6.27	英國大藏大臣チェンバレン氏の一九三七年度豫算演説	〃		5	12. 6.23	
Recent Formosa Progress	NDN		37.	6. 8	米國富家の没落	A.W. 外新雜		379	12. 6.30	
Results of Second Five-Year Plan	MDN		6	127	37. 6. 5	米國一九三二年乃至一九三五年私府長期債の動向	大瀧	25.	5	12. 6.25
Need of Quality in Production	〃		37.	6. 9	米國ルーズヴェルト大統領の一九三八年度改訂豫算	〃		27.	5	12. 6.25
VI 企業經營及會計					米國植物油消費稅撤廢に就	滿特	2.	6	12. 6. 1	

竹中龍雄 都時 25. 1 12. 7. 1

1 国選

中國の明年度豫算	國選	12. 7. 1	The new French cabinet's finance plans	18	28824	37. 6. 29
支那の財政豫算と其運営の特長(1)	満洲	6. 189	Sir J. Simon explains why £200,000,000 more is asked for	"	28824	37. 6. 29
最近十年間の中國財政	"	6. 189	India and her gold	Doc	28824	37. 6. 29
豫算一九三六—三七年豫算	海外	5. 12. 5.	Germany's foreign debt	"	28824	37. 6. 29
豫算の發行	"	5. 12. 5.	The New N. D. C.	"	28824	37. 6. 29
豫算國府大體ライヒスマルクを發行	"	5. 12. 5.	Northern Ireland budget	LT	4701	37. 6. 3
豫算國府一九三五年以來の短期債務整理一覽表	大綱	27. 5. 12. 6. 25	Political notes (The new tax on profits)	"	4706	37. 6. 9
佛國財政經濟獨立法案	大綱	27. 5. 12. 6. 25	Financial bill progress	"	4708	37. 6. 11
佛國の豫算改革	大綱	27. 5. 12. 6. 25	The armaments budget	"	4708	37. 6. 11
佛國一九三七年豫算	大綱	27. 5. 12. 6. 25	President's Message asking Action to Halt Tax Evasions	F. W. Hirt	CR	37. 6. 11
明年度の豫算編成方針	エコノ	15. 20. 12. 7. 11	Roosevelt asks Congress to curb Big Tax Evasions	NYT	"	37. 6. 2
Mr. Chamberlain drops N. D. C.	MG	28301	Income Tax applied to State Officials	"	"	37. 6. 2
The gold price: co-operation with Washington	"	28307	Agree on Publicity in Tax Avoidance	"	"	37. 6. 5
Danger of a new financial crisis in France	"	28309	Roosevelt offers aid to Tax Inquiry	"	"	37. 6. 15
New profits tax	"	28314	Tax Evasion drive Brings in Revenue	"	"	37. 6. 16
Tax on profits to yield	"	28314	Britain now plans 5% Tax on Profits for Arms Revenue	"	"	37. 6. 17
Ootton and the New N. D. C.	"	28315				
The simpler profits tax accepted	"	28318				
Fund raised to £575,000,000	"	28322				

1 四六

Income and the Budget	"	37. 6. 17	History of State loans	VII 148	37. 6. 30
The Tax Inquiry	CFG	37. 6. 19	Shows strengthening of Soviet Finances, increased prosperity	"	"
Senate "Extender" Finance Taxes and Three-cent Postage for Two years	"	37. 6. 26	VIII 全	"	"
Gesamtheit der Gemeinde-Finanzen	DVs	Nr 16	金の偏在、その影響	トーマス	37. 7. 12. 7. 1
Finanzpolitik als Teil der Wirtschaftspolitik	"	Nr 18	英領インドの通貨金問題	大内兵衛	18. 28. 12. 7. 15
China zahlt zu hohe Zinsen	AZ	37. 6. 13	金一丸十四圓十四錢也	宮川貞一郎	7. 7. 12. 7. 1
Les réformes fiscales du Front Populaire	Popul	37. 5. 28	金塊相場の変動と世界經濟世界的金融問題(上)	"	15. 19. 12. 7. 1
La réforme du crédit	Temp	37. 6. 14	参議院事制と日銀制度改革の今後	國選	18. 28. 12. 7. 15
立法院通過總豫算案	大公	37. 6. 26	滿洲に於ける銀行統制の大要(下)	東南經	1. 2. 12. 7. 1
二十六年度國家總豫算	"	37. 7. 1	英國に於ける國民貯蓄運動	海外	6. 12. 6.
整理陝西省財政金融	"	37. 7. 2	金融全權法案とフランクス或金の急進	國選	18. 25. 12. 6. 24
Dr. H. H. Kung lands Belgian work in China	NDN	37. 6. 8	日本の金問題	"	18. 25. 12. 6. 19
Shanghai Property owners A property problem	"	37. 6. 26	列國の金保有高と其移動	東經	6. 7. 12. 7. 1
New South China Finance Measures	CP	38. 6. 23	シヨーター内閣とフランソの前途	大綱	27. 5. 12. 7. 1
Resolutions passed at meetings through Country Hall Gov't Decision to issue Defense Loan	MDN	VII 145	伊太利の正貨保有高	國選	18. 27. 12. 7. 8
50 Million Soviet Citizens hold Bonds of State Loans	"	VII 147	フランソを繞る國際通貨と金問題	エコノ	15. 20. 12. 7. 11
	"	VII 147	フランソ再減價政策とその前途	海外	6. 12. 6.

1 四七



目次

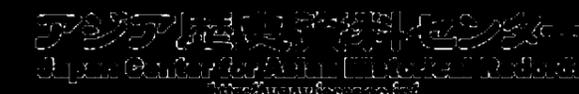
著者	題名	頁数	掲載誌	掲載年	掲載月
H. Willis Parker	Practical Phases of the Gold Problem	37	東洋	1912	7
F. Eckertlin	Die Branchebanken in deutschen Banksystem	16	東洋	1916	6
Atto Donner	Die Zinsbildung am Gold- und Kapitalmarkt	17	東洋	1917	6
FZ	200 Mill. für den Währungsangleichs-fonds	17	東洋	1917	6
殿泉 珊	北平市と小木信貨事業	12	東洋	1917	7
BN	IX 保險、割引所及倉庫	36	東洋	1916	6
EZ	Jahresbericht des Reichsaufsichtsamtes für Privatversicherung	37	東洋	1917	6
東理	X 農、林、畜産及水産業生産管理下の重要産業を審る(監査會)	176	東洋	1912	6
古田 隆三(外)	滿洲國政府重要産業統制法公布	5	東洋	1912	5
海外	生産管理委員會報告書	9	東洋	1912	7
内閣	産業統制に關する法令集(二十四項目)	9	東洋	1912	7
〃	重要産業の統制及生産管理に關する資料	9	東洋	1912	7
〃	滿洲小作の概況と對策(四)	2	東洋	1912	6
經濟	最近滿洲特産品の諸問題	6	東洋	1912	6
貿易	What to do about gold	37	東洋	1912	7
OCE	Investment trust trends	37	東洋	1912	6
〃	Economic uncertainties in France	37	東洋	1912	6
MG	The Gold Dilemma	28	東洋	1912	6
NYT	Tomás Proposes New Currency Act	37	東洋	1912	6
〃	Gold Production	38	東洋	1912	6
〃	Gold Problem	37	東洋	1912	6

著者	題名	頁数	掲載誌	掲載年	掲載月
三木 昇二	滿洲大豆及大豆粕の利用價値	12	東洋	1912	7
江森 盛久	バルカン大豆の生産事情	12	東洋	1912	7
〃	農林省の特選所成町村に於ける經濟更生計畫	13	東洋	1912	7
農林	日滿農業の交通に關する考察	12	東洋	1912	7
帝農報	農地制度改革理論の發生經過と概況	12	東洋	1912	7
田邊 勝正	米國に於ける農作物收穫豫測の方法	2	東洋	1912	6
滿特	ドイツの原料供給政策と原料高	18	東洋	1912	2
國週	地主小作人組合の概況	28	東洋	1912	2
農時	糠乙の1986年度抽脂及油脂輸入概況	105	東洋	1912	6
滿特	房蘭米の損害と其發生原因	2	東洋	1912	6
米穀	北滿に於ける農業經營規模と勞力監督力の關係	6	東洋	1912	6
滿朝	昭和十一年農作物貸銀状況	189	東洋	1912	6
農時	滿洲國林業の概況	105	東洋	1912	6
山林	滿洲國小麥統制の根本方針確立	656	東洋	1912	7
東理	農業土地問題の解決	1	東洋	1912	7
澤村 康	支那農村の現状	32	東洋	1912	7
角田 次郎	農地法案批判	28	東洋	1912	7
支那	On a Russian farm	202	東洋	1912	7
社政		19	東洋	1912	7
MG		28	東洋	1912	7
經濟		28	東洋	1912	7

農業 農林漁業及水産部

Position of agriculture	MG	28306	37. 6. 8	Der Fisch in der Volks-wirtschaft	VB	37. 6. 9
The Italian peasant	Carl T. Schmidt	28380	37. 6. 24	Fortschreiten der Pächter-entscheidung	VB	37. 6. 9
A policy for farmers	LT	47705	37. 6. 8	Neuland durch Umlegung	FZ	37. 6. 17
Regulation of whaling	"	47706	37. 6. 9	Marktordnung im Mittel-punkt	"	37. 6. 24
Making deserts	"	47707	37. 6. 9	Vorläufer eines neuen Pachtrechts	DY	37. 6. 24
Making deserts	"	47708	37. 6. 10	La situation légale des coopératives agricoles	Popul	37. 6. 29
Government training cen-tres for industry	B. T. Reynolds	37. 6.	37. 6. 4	農業部組織湖南省森林調查團	天衣	37. 6. 26
President's Message on Regional Planning	NYT	37. 6. 4	37. 6. 4	中央農業推展委員會委員推展農業辦法	"	37. 6. 26
Roosevelt asks Congress to set up 7 Regional Agencies on T V A model	"	37. 6. 4	37. 6. 4	海南島之地理環境及其遊樂概況	"	37. 6. 30
Regional Planning	"	37. 6. 5	37. 6. 5	華北農村建設協會工作概極進行	"	37. 7. 5
7500 Depending on a Dam to Avert Levees River Flood	"	37. 6. 5	37. 6. 5	山東省指導棉糧鑑定六年計劃	"	37. 7. 10
Farm Bill shelved for This Session	"	37. 6. 16	37. 6. 16	Decline of China Tea culture	CP	37. 6. 10
\$194,328,000 vote in House Flood Bill	"	37. 6. 16	37. 6. 16	Teensamande belangsovel-ling voor productiemark-tea	BN	37. 6. 10
\$102,000,000 for Flood Control	"	37. 6. 17	37. 6. 17			
Non-Farm Income of Farm Operators esti-mated at more than \$1,000,000,000	Annal	37. 6. 25	37. 6. 25			

Verbeterte positie der Javansker	BN	37. 6. 17	37. 6. 17	農二浦低鐵礦について	田畑農夫	12. 6. 25
Hel jnbilium van's Lands plantentuin	"	37. 5. 24	37. 5. 24	鋼材とその鐵礦について	陸路録	12. 6. 25
Aims of Industrial crop grow in third five-year plan Period	A. Lokind MDN	6. 125	37. 6. 3	探採業に於ける現場第一主義の再認識	露月	41. 12. 5. 6
Increase of Acreage in Collectve Farm	Schwartz-man	37. 6. 4	37. 6. 4	蒙原馬來に於ける鐵礦石に就いて	孫金	92. 12. 6. 28
Creamey Products under third 5-year plan	"	37. 6. 4	37. 6. 4	Wirtschaftliche Genuztzung der Kohlenenergie ist vorzuzinglich	AZ	37. 6. 13
Rare Metal Output	MDN	37. 6. 9	37. 6. 9	Billion-concern in 1936	BN	37. 6. 17
How Soviet State aids Agriculture in struggle for higher yields	VI 148	37. 6. 30	37. 6. 30	Geology Congress Delegates will visit Industrial South, rich in Natural Resources	MDN	VI 147 37. 6. 29
XI 業				XII 工 業		
ロシア石油業公式統計	世石	78 12. 6. 28	78 12. 6. 28	支那最近の工業發展に就て	久重福三郎	28. 7 12. 7. 1
各國の石油政策の趨勢	帝水	7 12. 7. 1	7 12. 7. 1	支那工業組織論	支那	6. 189 12. 6. 1
極東の石油資源問題	佐藤健二	12. 6. 30	12. 6. 30	支那經濟に於ける工業化の問題(二完)	重藤威夫	25. 6. 32. 7. 1
1937年三月中世界原油産額ノ變動	世石	78 12. 6. 28	78 12. 6. 28	工業立地論の根本問題	山田文雄	7. 9. 12. 7. 1
關する新提議	石時	12. 6. 30	12. 6. 30	下請工業の發展と其の危険性	エユノ	15. 10 12. 7. 1
切迫する石炭飢饉	國題	18. 26 12. 7. 1	18. 26 12. 7. 1	支那工業建設上の障礙と前途	野淵	105 12. 7. 6
支那の炭業	三綱	685 12. 6. 19	685 12. 6. 19	機械工業の現代と擴張策	國題	18. 28 12. 6. 24
昭和11年本邦鐵業の趨勢	日兼	53. 626 12. 6.	53. 626 12. 6.	日滿機械工業の準備時期向	野淵	6. 7 12. 7. 1
英國鐵鋼業の價格政策	海外	6 12. 6.	6 12. 6.			
美國一九三七年經濟炭法の成立	"	6 12. 6.	6 12. 6.			



將來に於ける電力消費の豫 測	津田哲雄	登資	1. 1. 12. 6.15	ソ聯邦に於ける合成F.A.I 業の現狀	直井武夫	タイヤ	25. 19. 12. 7. 1
北滿に於ける水力發電につ いて	滿洲	滿洲	6. 189. 12. 6. 1	我羊毛工業近狀	國ゾ	6. 7. 12. 7. 1	
滿洲電氣事業經營の根本問 題	經滿	經滿	6. 7. 12. 7. 1	外人の關した日本の小規模 工業」	ハーツマン	1095. 12. 6. 26	
肥料製造業參考資料	内閣	米政	9. 7. 12. 7. 1	勞働條件より見たる本邦織 維工業の世界的地位	東經	1766. 12. 6. 26	
現下肥料工業の大勢	米政	米政	6. 291. 12. 6. 26	The "secret" electricity plan	MG	28306. 37. 6. 8	
泰西に於ける工業を觀る (一)	登資	登資	1. 1. 12. 6. 15	Electricity	〃	28307. 37. 6. 9	
本邦工業の概観	國ゾ	國ゾ	6. 7. 12. 7. 1	The electricity plan	Eco	28307. 37. 6. 9	
工業統計に現はれたる我國 工業の構造的變化	東經	東經	1766. 12. 6. 26	The Government's elect- ricity proposals	〃	37. 6. 12	
工業の機械的變化	東經	東經	1766. 12. 6. 26	Electricity reform	〃	37. 6. 12	
生産力増進策としてのシヤ ドク・プラン	國ゾ	國ゾ	18. 28. 12. 7. 15	Prospects for electricity shares	〃	4895. 37. 6. 19	
本邦に於ける綿織物業の概 況	産業調査局	實月	12. 6. 19	The electrical equipment industry	〃	4895. 37. 6. 19	
朝鮮に於ける無本フルマー ルの製造に就て(上)	湯川又夫	朝經	11. 7. 12. 7. 1	"Secret paper" published (Disruption of electri- city)	LFT	47709. 37. 6. 8	
第三次五年計畫のノ職域 方工業化政策	北原兼三	月コ	3. 7. 12. 7. 1	Electric power policy Utilities condemn Federati- on Program	NYT	37. 6. 4	
日本に於ける工業用燃料特 不足と滿洲國北支との關係	經滿	經滿	6. 6. 12. 6. 1	New Orders Lower, but Unfilled Orders High, in the Machine Tool Industry.	Annual	37. 6. 25	
自動車工業確立と自家用車 の延長策	山下興家	東經	1765. 12. 6. 19	Der Aufschwung der Ver- sorgungswirtschaft	VB	37. 6. 13	
工業の地方分散と農村工業 の立地論	大河内正敏	農工	4. 7. 12. 7. 1				
歐米各國兵器工業政策の特 徴(前部)	池本信己	陸主	329. 12. 7. 1				

Vier Jahre Anbauerbeit im Elektrizitätswerk	VB	37. 6. 17	XIII 商 業				
Magnesium und Magne- sinmiegierung	〃	37. 6. 19	英國對日貿易年報(一九三 六年)	海經	12. 12. 6. 25		
Heimische Rohstoffe richtig verwenden	〃	37. 6. 26	佛國貿易狀況(一九三六年 度)	〃	12. 12. 6. 25		
Iron Farmine faced, local owners fear	CP	37. 6. 22	暹羅國貿易年報(一九三五 年度)	〃	12. 12. 6. 25		
Machinery Industry Plan Faves Way for New Rise	MDN	VI 79. 37. 4. 5	日米通商貿易の現狀	産業	14. 7. 12. 7. 1		
Planes find Extensive Ap- plication in Farming and in Timber Industry	〃	VI 82. 37. 4. 10	英領印度貿易年報(一九三 六—三七年)	海經	13. 12. 7. 10		
Discovery of New Oil Field	〃	6. 127. 37. 6. 5	セルベニア島マナド及マカッ サに於ける貿易概況	拓時	75. 12. 6. 25		
North Pole	〃	37. 6. 9	國領東印度貿易年報(一九 三六年)	海經	12. 12. 6. 25		
Soviet Architects Hear Country's Demand for Beautiful Well-Built Houses	〃	VI 140. 37. 6. 12	一九三六年暹羅印度貿易統 計	南洋	23. 7. 12. 7. 1		
Two 5 Year Plans Have Seen Rise of Soviet Machinery Industry to Second Place in World	〃	VI 141. 37. 6. 22	日本と暹羅印度關係の内面 概観	右村貫一	23. 7. 12. 7. 1		
Tajikistan shows what Soviet Equality of Peo- ples signifies in Practice	〃	VI 147. 37. 6. 29	輸入統制と消費統制	財政	2. 8. 12. 7. 1		
Big Expansion of Gas Industry foreseen under 3rd 5-Year Plan	By profes- sor P. Chesin	VI 147. 37. 6. 29	入超増と國策	谷口吉彦	2. 8. 12. 7. 1		
			通商協定實施後の滿洲貿易 狀況	東經	1. 2. 12. 7. 1		
			滿洲國貿易緊急統制法と滿 洲小麥物業の動向	〃	1. 2. 12. 7. 1		
			蘇聯非物資配給組織改変 標準に於ける現金を用ゐる る支拂取引高	陸主	329. 12. 7. 1		
				大淵	27. 5. 12. 6. 25		



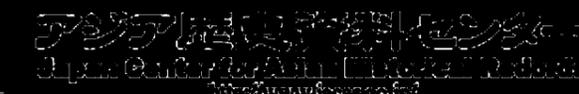
ナポレオン協定終期と英帝國貿易—世界通商自由回復の前途	東經	1767	12. 7. 3	Ein Wort an die internationale Handelskammer	AZ.	37. 6. 26
盤谷に於ける日支商品地盤の前途	大山周三 南洋	23.	7. 12. 7. 1	Der Aussehenhandel im Mai	VB	37. 6. 18
戰時における國際資本受渡と外國貿易	酒本 野吉 經學	7.	7. 12. 7. 1	Geringerer Ausfuhrbeschluss im Mai	FZ	37. 6. 18
獨逸の小賣々上高とコスト	大綱 内商	27.	5. 12. 6. 25	Customs Marine Department issues 1936 Report (支那)	NDN	37. 6. 12
貿易國警備論	24.	6. 12. 6. 15	British Trade in China	CP	37. 6. 16	
人類織物の統制問題と市況	東經 外時	1765	12. 6. 19	China Exports and Imports Jump During May	CP	37. 6. 25
我が關稅改正と輸出振興策	平野 常治	83.	1. 12. 7. 1	Far-Flung outer Mongolia Trade now directed from Shanghai	CP	33. 6. 25
Empire lead for freer world trade (Imperial Comraences Test Case)	MG	23802	37. 6. 3	XIV 交通及通信		
Increase of trade in port of Manchester	〃	23824	37. 6. 29	極東航空路の發達	ラッセル	37. 12. 6. 29
British trade with U. S.	LT	47707	37. 6. 10	經濟省に於ける飛行場構築計畫	外經維	37. 12. 6. 29
Pears Agency Rule by the President	NYT	37. 6. 7		大西洋航路飛行—關スル發展(英國)	東經	239
Retail NRA' voted by Dry Good Body	〃	37. 6. 15		鐵道海運採况(一九三六年)	軍部	6. 12. 6. 1
The Suez Canal Company Our Score in Trade	Annual	37. 6. 25		「ソ」聯邦海運船舶ノ現状及發達ノ状況	軍部	12. 12. 6. 25
Das kommende Einzelhandelsgesetz	CH	37. 6.		「ソ」聯邦海運船舶ノ現状及發達ノ状況(下)	軍部	6. 12. 6. 1
Das kommende Einzelhandelsgesetz	DV	11.	39. 37. 6. 25	香港の港勢(下)	軍部	13. 12. 7. 1
Internationale Handelskammer Berlin Kongress 1937	〃	特	37. 6. 25	1937年度北太平洋地方開發計畫	軍部	6. 12. 6. 1

支那に於ける鐵道と公路	王 廣 外經	12. 4. 30	天運石家莊運河計畫	大公	37. 6. 25	
支那に於ける公路	〃	12. 5. 20	全國水利會議	〃	37. 6. 30	
北支交通に於ける地位	經緯 西南	6. 7. 12. 7. 1	國營鐵道管理局組織大綱	〃	37. 7. 8	
支那に於ける改修事業	西南	7. 13. 12. 7. 1	同蒲鐵路救極發展業務	〃	37. 7. 7	
支那に於ける無電綫	國々	1024	12. 6. 21	The Shipping War (支那)	NDN	37. 6. 16
Safer roads in Russia	MG	23803	37. 6. 4	Szechuan High way Development	〃	37. 6. 16
Ringway airport in action	〃	23907	37. 6. 9	Railway Building in Hunan	〃	37. 6. 23
Administration of rivers	〃	23914	37. 6. 17	De "Koninkliffe" in 1936	BN	37. 6. 12
The road to Addis Ababa	〃	23817	37. 6. 21	Volge Canal, Architectural Achievement	MND	37. 6. 17
At the north pole	LT	47705	37. 6. 8	Soviet Airmen Complete USSR-USA Non-Stop Hop	〃	37. 6. 21
German arship policy	〃	47705	37. 6. 8	North Pole Expedition	〃	37. 6. 25
British shipping in the Pacific	〃	47705	37. 6. 8	XV 社會及労働	〃	37. 6. 25
Het nieuwe zeerecht	BN	37. 6. 9		North Pole Expedition	〃	37. 6. 25
Roosevelt vorges millions For Ships	NYT	37. 6. 9		North Pole Expedition	〃	37. 6. 25
The Merchant Marine Der deutsch-japanische Wirtschaftsverkehr	DVs	Nr. 16	37. 6. 1	英國勞働黨の窮乏地方對策の進出	東經	1765
Nationalsozialistische Verkehrspolitik	VB	37. 6. 11		地方社會事業指導者の眞摯と熱誠	内社	324
Es geht aufwärts in der Seeschifffahrt	〃	37. 6. 24		最近に於ける我國農業勞働者層の發達と社會政策の效果に就いて	内社	324
Staatsfunktionen in der Binnenschifffahrt	AZ	37. 6. 26		山口 正 社	社	312
Der neue Kurs in der Verkehrspolitik	DV	71	39. 37. 6. 25	美濃口時次郎 秀三 社	政	302
廣東省三線路救極興修	大公	37. 6. 25		1 出目		



職業行政(二)	職業行政	職 業	日 付	頁 数	注 記
ナチス露送の社会政策	職紹	内社	7 12. 7. 1	325 12. 7. 5	1
ケイソウの失業理論	職紹	内社	19 12. 7. 1	5. 7 12. 7. 1	1
最近に於ける労働力(熟練工)不足の概況	職紹	海外	5. 7 12. 7. 1	106 12. 6.	1
熟練労働者の世界的不足	海外	世勢	14. 7 12. 7. 1	14. 7 12. 7. 1	1
英吉利政策の近況	海外	世勢	14. 7 12. 7. 1	14. 7 12. 7. 1	1
露送の失業と雇傭政策	海外	世勢	14. 7 12. 7. 1	14. 7 12. 7. 1	1
フランスの就業政策の動向	海外	世勢	14. 7 12. 7. 1	14. 7 12. 7. 1	1
合衆国最近の失業対策	海外	世勢	14. 7 12. 7. 1	14. 7 12. 7. 1	1
警備隊下三十人以上使用工場に於ける臨時工の賃察(其の三)	職紹	内社	12. 7 12. 7. 1	12. 7 12. 7. 1	1
労働時間の現状と労働時間短縮問題に關する若干の考察	職紹	内社	12. 7 12. 7. 1	12. 7 12. 7. 1	1
労働者経営の激増と安全週間の発効	職紹	内社	12. 7 12. 7. 1	12. 7 12. 7. 1	1
工業安全週間トソノ國家的意義	職紹	内社	12. 7 12. 7. 1	12. 7 12. 7. 1	1
探査の労働手帳制度	海外	産能	10. 7 12. 7. 1	106 12. 6.	1
労働者災害扶助責任保険の進展	海外	産能	10. 7 12. 7. 1	106 12. 6.	1
労働者災害扶助法規の改正と露送の立法例(其前)	海外	産能	10. 7 12. 7. 1	106 12. 6.	1
小作争議の激増は何を語るか	海外	産能	10. 7 12. 7. 1	106 12. 6.	1

Child Labour Curb Signed by Lehman	NYT	7. 6. 8	37. 6. 8	NYT	37. 6. 16
Not an NRA.	"	37. 6. 3	37. 6. 3	"	37. 6. 16
Text of R. H. Jackson's Statement on the Wages and Hours Bill	"	37. 6. 3	37. 6. 3	"	37. 6. 16
Seek import curb in wage Hour Bill	"	37. 6. 4	37. 6. 4	"	37. 6. 17
Wage-Hour stand qualified By A. F. L.	"	37. 6. 5	37. 6. 5	"	37. 6. 17
Separate Child-Labour Bill	"	37. 6. 7	37. 6. 7	"	37. 6. 12
Hours of Strike is Roosevelt aim	"	37. 6. 8	37. 6. 8	"	37. 6. 26
Borah would tie up Monroes' Goods	"	37. 6. 8	37. 6. 8	"	37. 6. 26
Monroe Citizens called to Arms	"	37. 6. 9	37. 6. 9	"	37. 6. 26
The Steel Strike	"	37. 6. 9	37. 6. 9	"	37. 6. 26
Roosevelt Fights Wage Bill Changes	"	37. 6. 9	37. 6. 9	"	37. 6. 26
C.I.O. and Steel	"	37. 6. 10	37. 6. 10	"	37. 6. 26
James A. Emery's Statement for manufacturers in opposition to the Wage-Hours Bill	"	37. 6. 11	37. 6. 11	"	37. 6. 5
Wage Bill called Unions' zation Aid	"	37. 6. 12	37. 6. 12	"	37. 6. 8
Reform of Relief	"	37. 6. 14	37. 6. 14	"	37. 6. 8



控 巻	掲載頁	日 付	1 冊 代
Aufkunft der KdF-Reichstags- tagung	V13	'37. 6.11	
Wie der Arbeitsdienst den Bauern hilft	"	'37. 6.11	RAB Nr.17 '37. 6.15
Anschiebung der KdF-Arbeit	"	'37. 6.13	
Die Beamtenschaft im Wirtschaftsaufstieg	"	'37. 6.15	
Einheit der deutschen Leibesübungen	"	'37. 6.23	
Verbilligte Darlehen für den Volkswohnungsbaun	"	'37. 6.23	
Tagung des Sozialismus der DAF	"	'37. 6.24	DVs Nr.16 '37. 6. 1
Der Leistungswettbewerb der deutschen Betriebe beginnt	"	'37. 6.24	
Sozialpolitische Gegenwartsfragen in der Binnenschifffahrt	"	'37. 6.25	
Vorschritten über die Durchführung der gewerkschaftlichen Konzertvermittlung vom 28. Mai 1937	RAB Teil	Nr.16 '37. 6. 5	
Der Anteil der Frauen an den Gesamtzahlen der Arbeitslosen und der Unterstützten	"	Nr.16 '37. 6. 5	
Weiterführung der Massnahmen der Reichsregierung zur Festversorgung der minderbemittelten Bevölkerung	RAB	Nr.17 '37. 6.15	L. Gaz '37. 6.
Verordnung über die Höhe der Arbeitslosenunterstützung vom 3. Juni '37			RAB Nr.17 '37. 6.15
Unfallverhütungsgesetz des Dortmund-Hörder Hüttenvereins			
Unfallverhütungswoche der Papiermacher vom 18. bis 25. April '37			
Verstärkte Reichshilfe für den Arbeiterwohnstättenbau	DVs	Nr.16 '37. 6. 1	
Gesunder oder subventionierter Wohnungsbau			
Warum noch Notstandsarbeiter?	E. Barbow	DV 11. 30 '37. 6.25	
L'effort social de la France du Front Populaire	Popal	'37. 6. 9	
Wenhow Searched for Communists	NDN	'37. 6. 5	
1936 Cooperative Statistics		'37. 6.23	
Wages and hours of labour in Canada	L. Gaz	'37. 6.	
Strikes and lock-outs: Annual review for 1936		'37. 6.	

Activity of Factory Trade Union Committee	MDN	'37. 6. 9	
More Births, Less Divorces, in First Year of Aid to Mothers	S. Grebelsky	VI 145 '37. 6.27	
XVI 数 化			
各科教育に関する論争	数論	38 1 12. 7. 1	
教學刷新と現代教育學	渡部 政盛	705 12. 7. 1	MG 28315 '37. 6.18
悲觀しつつ、安井新文相に一文を呈す	森吉 義旭	9. 7 12. 7. 1	28320 '37. 6.24
安井文相に對する要望一書	帝教	705 12. 7. 1	LT 47708 '37. 6.11
敎育者との接—			OH '37. 6.
修身及公民科敎授及訓練要目制定の方針	朝比奈 康太郎	589 12. 7. 1	
中等學校修身敎授要目の趣旨(一)	厩 理亨三郎	588 12. 6.21	
中等學校修身敎授要目の趣旨(二)	"	589 12. 7. 1	
「熟練工養成問題」座談會	阿部 賢(外)	5. 7 12. 7. 1	
熟練工養成問題	大内 經雄	202 12. 7. 1	
青年學校制度に就て	朝比奈 康太郎	588 12. 6.21	
文部省の職業敎育政策を打診する	映教	113 12. 7. 1	
中華民國の教育について	海老澤 亮	11. 7 12. 7. 1	FZ '37. 6.24
時代を見詰めて體験を語る	平生 弘三郎	15. 17 12. 6.20	
Duke's wedding to-day	MG	28302 '37. 6. 3	
Two ceremonies at Duke of Windsor's wedding	"	28303 '37. 6. 4	
Hitler's war on the churches	"	28308 '37. 6.10	
The Paris Exhibition	MG	28315 '37. 6.18	
Hollywood's religious films	"	28320 '37. 6.24	
The attack on religion in loyalist Spain	"	28320 '37. 6.24	
Russians in schools	LT	47708 '37. 6.11	
Illegimary in Germany	OH	'37. 6.	
Jedens Dorf seine eigene Bücherei	VB	'37. 6. 2	
Planung und Bauenstrategie der Adolf-Hitler-Schulen	"	'37. 6. 6	
Der neue Kulturbegriff des Nationalsozialismus	A. Rosenberg	'37. 6.10	
Das Studententum in einer Front mit den Formation in der Bewegung	"	'37. 6.16	
Der erste Reichslehrgang für pressefachliche Fortbildung	"	'37. 6.18	
Der Student ist politischer Kämpfer des Führers	"	'37. 6.26	
Universität oder Fachschule?	FZ	'37. 6.24	
Die Notwendigkeit der Hochschule	"	'37. 6.25	



要 録 編輯委員報告

Nuove direttive del Ministero dell' Educazione Nazionale per le scuole medie	PI	'37. 6.18	Milk marketing (disappoining pool prices) "Use your health services"	L/T	47710 '37. 6.14
教育部訂定全國義務教育規程	大分	137. 7. 4	A year's health	MG	28307 '37. 6. 9
Leadings of country are summoned to Kuning	NDN	'37. 6. 6	Health and houses	"	28307 '37. 6. 9
Training for the Sea	"	'37. 6.24	First of Eight District Health Units to be opened	Eco	'37. 6.12
Cheng points out Defects in Education	CP	'37. 6.10	Doctors of Nation move to endorse Public Medicine	NYT	'37. 6. 8
Balkancar ten doode Gedoend	BN	'37. 5.24	Doctors to Aid U. S. on a Health Plan	"	'37. 6. 8
Soviet Reality and children's Education	MDN	'37. 6. 9	Roosevelt invites Doctors' Advice in a Federal Medical Program	"	'37. 6.10
XVII 衛生及保健衛生			World Fair Group to New Service Guards' Health of Students	"	'37. 6.11
保健所制度の意義と其の使命(一)	櫻井安右衛門	日公	Dairy conditions Improved Yunnan Tin Mines (衛生状態)	CP	'37. 6.17
米國に於ける保健施設の概況	奥野野光	13. 6.12. 6.15	Public Health Dept. handles Vital Work	"	'37. 6.13
防疫行政の大要に就て	"	298 12. 7. 7	III health causes \$3,000, 000,000 loss.	"	'37. 6.13
本邦衛生及医療事務の現況	醫衛	3039 12. 7. 3	Appealing conditions in Yunnan Tin Mines	NDN	'37. 6.12
災害の原因探究と災害統計	宮崎六一	10. 7. 12. 7. 1			
臺灣在住内地人の健康問題	上野義雄	212 12. 7. 1			
The nation's health Building a fit nation	曾田長宗	47706 '37. 6. 9			
Physical training progress	登時	47709 '37. 6.12			

XVIII 人口、食糧、土地、移民、民族及入種

日本の人口問題(前承・二)	シヨルジエ・スモルツキ 男爵	続集	672 12. 6.25	NYT	'37. 6.17
ドイツの人口構成と人口移動(一)	岡田正雄	"	672 12. 6.25	CBC	'37. 6.26
我が國民の繁殖及死亡に關する統計(一)(二)	健保	11. 6. 12. 6.30	Osprenseplan und Rannordnung	DVs	16 '37. 6. 1
伊太利に於ける「綜合的國土改良事業」	鹽谷 勉	656 12. 7.11	Verkehrsplan und Rannordnung	"	17 '37. 6.11
新領土に於ける國語問題の重大性	松岡正男	15. 19 12. 7. 1	Noch stärkere Förderung von Frühebe und Kind. ererchtum	VB	'37. 6. 6
Japanese activities in Brazil	MG	28305 '37. 6. 7	Italians Bevölkerungspolitik in Ostafrika gesetzlich geregelt	EZ	'37. 6.26
Manchester food prices	"	28305 '37. 6. 7	Openlegging van Nieuw Guinea	BN	'37. 6.28
Emigre migration	"	28324 '37. 6.29	XIX 天文、地理及歴史		
Emigratie naar Celebes	BN	'37. 6.10	北部ニューギニア、マノクワリ地方事情	招時	75 12. 6.25
Kolonisatie-Planen voor Celebes	"	'37. 6.12	ニューギニアの山水と運藩	登時	212 12. 7. 1
Colonial policy	L/T	47701 '37. 6. 3	Ben ocean haven voor Palembang	BN	'37. 6. 5
Birth Control is Accepted by American medical Body	NYT	'37. 6. 9			
Death rate for 1936 Set 7-year High Mark	"	'37. 6. 9			
Wagner calls Bill Housing Solution	"	'37. 6.14			
How to pay for Housing	"	'37. 6.16			

生業雜誌編輯部 人口、食糧、土地、移民、民族及入種 天文、地理及歴史



昭和十二年八月二十五日印刷
昭和十二年八月二十五日發行

企畫廳編輯

印刷發行 內閣印刷局

販賣所 內閣印刷局發行課

東京市麹町區大手町

電話九ノ内(28)三五一一三五九

振替東京 一九〇〇〇

全國各地官報販賣所

全國各地主要書店

定價金三十錢 (送料(内地外埠別))

（別冊）
第一卷第八号
昭和十一年二月二十二日第三種郵便物認可
昭和十一年八月二十五日發行（毎月一四二十五日發行）

（本書の大きさは国定規格A3判）